

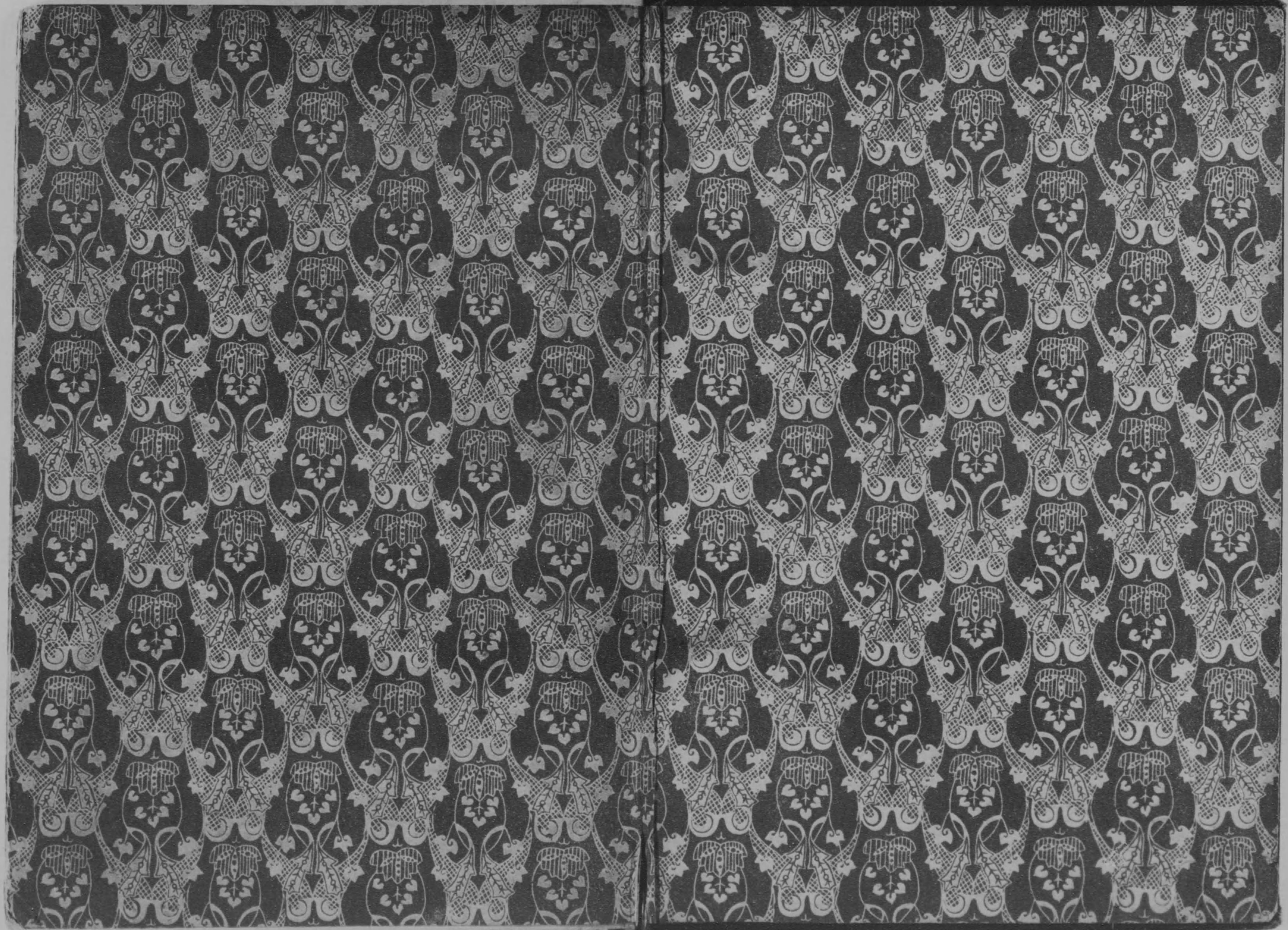
356  
280



始









356-280



女子作法要義

全

大正  
4. 4  
内交





女子作法要義

圖說 女子作法要義

例言

- 一、本書は曩に文部省より發布せられたる師範學校中學校作法教授要項及び高等女學校修身作法教授要目に基きて、女子師範學校高等女學校女子職業學校女子技藝學校女子裁縫學校等を始め、之れと同程度の各種女學校及び女子專門學校等に於ける學生生徒が作法を修練する指鍼となし、併せて一般女子の日常作法の參考に供せんが爲めに編纂せるものなり。
- 一、本書は如上の目的を以つて編纂せるものなれば、其の記載の内容は、現在學校生徒として、將た淑女として必要なる事項のみならず、他日家庭の主婦となり、親戚知人其の他一般社會に於ける交際の圓滿を計るに要すべき、總べての事項を網羅せり。
- 一、本書は前項の趣旨に依り、其の目的とする所は、讀者をして實際の作法に習熟せしめ、品性の陶冶に資するにあるを以つて、之れを行ふには、須らく高尚にして淑女らしく、優美なるべし。徒に語句にのみ拘泥して、形式の末に趨



るが如きことなく、勉めて日常の行爲に應用して、實行せんことを望む。

一本書は努めて其の文章を簡明にせんことを期し、且つ本文の理解を容易ならしめんが爲めに處處に圖書を挿入せり。故に讀者は宜しく文章と挿畫とを對照して、其の眞意のある所を了解し、以つて作法に圓熟せらるべし。

一本書は第一章に「禮儀作法の要旨」と題し、概略禮儀作法の原理・通則を叙述せり。讀者は須らく反復熟讀して、我が國禮儀作法の由來及び其の精神を知悉せらるべし。

一本書は卷末に附録として、文部省發布の師範學校・中學校作法教授要項並びに小學校作法教授要項、高等女學校作法教授要目を載せたり。是れ本書の由つて來たる根據を知らしめんが爲めなり。又別に參考に資せんが爲めに、東京女子高等師範學校附屬高等女學校、奈良女子高等師範學校附屬高等女學校及び學習院女學部中學校の作法教授細目を附載せり。

一本書の口繪二葉は、其の原圖の寫生に就きては、其の筋の特許を経て、内閣及び貴族院所藏のものにつき、今井伴次郎氏の丹精によりて成れるものなり。世間に流布せる杜撰なるものを傳寫せるものと誤る事ならんを望む。

一本書は曩に著述發刊せる國民作法要義の姉妹篇と稱すべきものなり。唯彼れは青年男子を中心として叙述し、是れは妙齡の女生徒と令嬢とを本位として解説したる差異あるのみ。然れども、其の中心本位の異なれば、解説する所亦、多少の差異あるは當然の事なり。故に彼れと是れとは最も能く參照せられんことを望む。

一本書は其の文章、挿畫に於いて、共に不備の點無きにあらず。こは漸次増補訂正して、其の缺陷を補ひ、以つて完全ならしめんと欲す。請ふ、大方の諸彦、幸に教示を惜むなからんことを。

一本書の參考として、著者別に男女普通禮作法新書、新女禮式、學校諸儀式訓話錄、附諸儀式舉行心得家庭讀物、少年少女の行儀作法等の著あり。本書と共に一讀せられんことを望む。蓋し利益する所なきにしもあらざるべし。

大正五年天長の佳節

著書しるす



圖說女子作法要義卷の上目次

第一章 禮儀・作法の要旨

- 禮とは言語・動作の正しく整ひて行儀・作法の法則に適へるものなること……………
- 禮儀・作法は人として一日も缺くべからざるものなること……………
- 禮儀・作法は殊更に意を用ひざるも實行し得るやうに習慣となすべきこと……………
- 禮儀・作法は吾人が日常行ふべき行爲と一致せしむるやうに心掛くべきこと……………
- 明治維新以來作法の變遷……………
- 禮儀・作法の法則に適ひたる言語・動作の心得……………
- 禮儀・作法は社會の生活上相互の間を調和する爲めに必要なること……………
- 禮儀・作法は社會共同のものなること……………
- 我が國の禮儀・作法の中心……………
- 歐米各國の禮儀・作法の中心……………
- 禮儀・作法は高尚なる身の裝飾なること……………
- 禮は吾人の交際上圓滿なる和親を保つに必要な機關なること……………
- 禮に合ひたる言動は人に高尚なる快感を與ふること……………

禮儀作法の要旨

五五 五四 四三 三三 三二 二二 一一

- 作法の要領は言語・動作の高尚・優美にして自然的なるにあること……………
- 禮儀・作法は知るは易く行ふは難きこと……………
- 作法は時と場合とに應じて、臨機の處置をなすこと肝要なること……………
- 警微の在る所は其の土も亦香しきこと……………
- 禮儀・作法の要旨は己れを空くして強き感情の發表を慎むにあること……………
- 禮儀・作法の要旨は、自愛を後にして他愛を主とするにあること……………
- 禮儀は身に行ふ所何事も其の程に當るやうにすること肝要なること……………
- 忠信は禮の本にしこ座作・進退は禮の形容なること……………
- 禮儀・作法は精神と形式と常に相伴ひて働くべきものなること……………
- 禮とは心に恭敬の徳備はりて、視聽・言動に表はるる作法の善き程なるを云ふこと……………
- 禮は其の本旨を誤らざるやうに注意すべきこと……………
- 禮儀・作法に熟達せんとする者は圓滿なる常識を養成することを中心すべきこと……………

八八 七八 七七 七六 六六 六五



○ 禮儀・作法は人の世に立つ道なること	九
○ 禮儀・作法は交際の規則なること	九
○ 男女間に於ける交際の注意	九
○ 禮儀・作法は道徳を實行するに缺くべからざる補助機關なること	九
○ 禮儀・作法に圓熟したる人は他の人と一見區別するを得ること	一〇
○ 禮儀・作法を交換的のものと思ふは誤りなること	一〇
○ 禮儀・作法は誠實をこめて行ふべきこと	一〇
○ 完全なる人格を養成せんと欲せば禮儀・作法に習熟すること肝要なること	一〇
○ 淑女たるものは常に親切・温和なる態度と優美の性格とを 持し快活・高尚の氣韻を保つべきこと且つ禮儀・作法を一概 に究屈なるものと思ふは誤りなること	一一
○ 懇懇と卑屈とを混同すべからざること	一一
○ 作法の本旨は自然的なるを尊ぶこと	一一
○ 禮儀・作法は朝夕卑近の事を實行すること肝要なること	一一
○ 禮儀・作法の本旨は常に起居・動作を正しくし、秩序ある生 活を爲すの意なること	一二
○ 公禮と私禮とを混同せざる様に注意すべきこと	一二
○ 社會の秩序を維持する三大力は禮儀・作法と法律と宗教なる こと	一二
○ 禮儀・作法は交際社會の制裁なること	一三
○ 禮儀・作法と精神修養との關係	一三
○ 禮儀・作法の要旨は内心と外形の一致するにあること	一四
○ 文明の精華は其の國民全體に禮儀・作法の行届きたるにあ ること	一五
○ 英國の貴婦人・紳士の禮儀・作法に精通せる實例	一五
○ 人の品格の高尚なるは衣服の美にあらすして起居・動作の 正しく整ひたるにあること	一六
○ 道徳は禮儀・作法の力と相待ちて、其の光輝を發揮するもの なること	一六
○ 女子の作法は常に丁寧・謹直・快活・靜肅なるべきこと	一六
○ 人生の幸福は社會の人人と圓満なる交際を結び其の交誼を 全うするにあること	一七
○ 一度人と交際を結びたる上は其の位置・身分の變遷により て其の交情を變すべきものにあらざること	一七
○ 利益のみの爲めに交際すべからざること	一七
○ 大禮に於いては事事物物問うて行ふを禮とすること	一七
○ 卑怯なる行爲を爲さざるやうに注意すべきこと	一七
○ 人を尊敬するは我が位置の高尚なるを表示する所以なるこ と	一八
○ 人の氏名を聞かんとする時の注意	一八
○ 六十歳未満の人を老人と呼ぶは失禮なること	一八
○ 親しき間柄なりとも他人の肩を打ち背を突く等のあることある べからざること	一八
○ 他人の文書を許可なくして見るべからざること	一八
○ 人より物事を依頼せられたる時の心得	一九

○ 人に物事を依頼したる時の心得	一九
○ 作法は一定の秩序ありて高尚なる道徳上の表情的行爲なる こと	一九
○ 禮儀・作法の本旨は、社交上・生活上に必要な實行的動作 なること	一九
○ 禮儀・作法を學ぶものは生活上と社交上との實際に適合せ しむるやうに注意して其の方法を根本的に研究すべきこと	二〇

第二章 居常の心得

○ 起床・就寢・食事等は家庭の習慣・家風に從ふべきこと	二〇
○ 父母・長者に孝順に弟妹に親切にし且つ常に淑女らしき態 度を保つことに注意すべきこと	二〇
○ 起床時間及び起床後の心得	二〇
○ 毎朝盥嗽の際冷水摩擦・冷水浴・深呼吸・靜座法等の内己れ の信ずる方法を行ふべきこと	二〇
○ 朝の挨拶の心得	二一
○ 朝夕長者に挨拶する圖	二一
○ 家庭に於いては常に讀書の趣味を養ふべきこと	二二
○ 讀書・習字・圖書・裁縫等の諸學科を習ふ時は殊に姿勢に注 意すべきこと	二二
○ 讀書する姿勢の圖	二二
○ 毛筆・鉛筆の尖頭を口唇にて舐むべからざること	二三
○ 習字する時の姿勢の圖	二三
○ 書物・紙幣等を取扱ふ時に指頭を舐むべからざること	二三
○ 學友交際の心得	二四
○ 居宅内外整頓の心得	二四
○ 拂拭・洒掃・整頓の心得	二四
○ 自身の身邊及び机上整頓の心得	二四
○ 庭園の掃除の心得	二四
○ 西洋室の掃除の心得	二四
○ 座敷等の塵を取り收むる心得	二四
○ 客室には不用の物を置かざるやうに注意すべきこと	二四
○ 臺所及び食堂の整理・清潔に關する心得	二四
○ 臺所に於いて働く圖	二四
○ 家居の際は家事・裁縫等の實地につき練習することを努む べきこと	二五
○ 家事實習の心得	二五
○ 裁縫をなす時注意すべき諸件	二五
○ 裁縫する時姿勢の圖	二五
○ 庭園を掃除する圖	二六
○ ミシンにて裁縫する圖	二六
○ 寢所に入る時の心得	二七
○ 寢床に就きたる後の心得	二七
○ 寢具及び押入の清潔・整頓に關する注意	二七
○ 外出及び歸宅の時の心得	二八
○ 外出する時の服装	二八
○ 外出する時の携帶品	二八
○ ハンケチ・懐紙の取扱方	二八

禮儀作法の要旨・居常の心得



- 家居の時は各自其の分を守り敏捷・熱心に立働くべきこと 二六
- 家庭に於ける親子・兄弟の間の作法 二六
- 邸宅内の様子を隠見或は立開すべからざること 二六
- 人の前にて小揚子を使ふ時の心得 二六
- 貴人の前にて扇を使ふ時の心得 二六
- 鼻を揮む時の心得 二六
- 廁に關する心得 二六
- 他人の家に於いて廁に行く時の注意 二六
- 手水鉢の水及び手拭は毎日取換ふべきこと 二六
- 己れが座して暖りたる椅子・座蒲團を尊長に進むべからざること 二六
- 靴・下駄等を脱ぐ時は正しく揃へ置くべきこと 二六
- 己れが飲み乾したる茶碗を茶托に倒に俯するは宜しからざること 二六
- 柄杓等より水を飲むべからざること 二六
- 入浴に關する心得 二六
- 傳染性の病氣にかかりたる時の注意 二六
- 家族に傳染病患者ある時の心得 二六
- 圖書館に於いて讀書する圖 二六
- 電信線・街燈・道標・銅像・公園等に對する心得 二六
- 官衙・學校・圖書館等の器具・圖書を粗末に取扱ふべからざること 二六
- 他人の屋敷・田畠・溝渠等に關する心得 二六
- 日常行儀上の禁條 二六

- 動物に對する心得 二六
- 我が市町村内の先輩・老人及び薄命者・幼者等に對する心得 二六
- 市町村長・助役其他の名譽職等に對する心得 二六
- 我が市町村に傳染病・害蟲等の發生したる時の心得 二六
- 諸官省・府縣廳・市町村役場等より出頭の命をうけたる時の心得 二六

### 第三章 容儀に關する心得

- 容儀の整否は品格の尊卑に關すること尠なからざること 二六
- 女子は常に温平たる容儀を保つべきこと 二六
- 容儀を整へんとするには身體を清潔にするを先とすべきこと 二六
- 己れの風采・服裝等を街ふが如き言動あるべからざること 二六
- 齒牙の清潔如何は容儀の整否に關すること尠なからざること 二六
- 手指及び爪等は常に清潔にすべきこと 二六
- 頭髮につきての注意 二六
- 丸鬚・烏田鬚・銀杏鬚・桃刺れ・お下げ・東髮等に關する心得 二六
- 各種鬚の結び方の圖 二六
- 婦人の鬚に就きて特に注意すべきこと 二六
- 東髮各種の圖 二六
- 髮飾につきての注意 二六
- 喪中の髮の注意 二六
- 服裝・頭髮等の容儀に及ぼす影響 二六

- 紅粉につきての心得 二六
- 容儀の端正・高尚は姿勢・態度の正しく整ふにあること 二六
- 肌脱ぎ・裾まくり其の他皮膚を露はすことを慎むべきこと 二六
- 種物等を病みたる時の注意 二六
- 眼は容儀上最も大切なものなりと共に作法上亦大切な關係あること 二六
- 冷水摩擦・冷水浴等は容儀と關係あること 二六
- 入浴の心得 二六
- 容儀・服裝等に憤みを加へざれば左右の人に對しても失禮なること 二六
- 身邊の事は常に清潔にして整齊なる様に注意すべきこと 二六
- 他人の前にて居眠り・欠び・くしゃみや等は慎むべきこと 二六
- 淑女は常に高尚・正雅にして温和・着實なる態度を保つべきこと 二六
- 寫眞を撮る時の注意 二六

### 第四章 家族に對する心得

#### 第一節 父母・長者に對する心得

- 兩親其の他長者・兄弟姉妹等に對しては禮儀を忽にすることなく一舉・一動敬愛の意を以つて鄭重にすべきこと 二六
- 朝夕父母・長者に仕ふる作法 二六
- 家族團圓の圖 二六
- 父母・長者の寢床を設くる心得 二六
- 父母・長者の寢具取扱の心得 二六

- 父母・長者の朝起き出でられたる時の注意 二六
- 外出する時の作法 二六
- 外出先より歸りたる時の作法 二六
- 外出中の出來事を母に報告する圖 二六
- 父母・長者に對する時は顔色を和げ言葉遣を丁寧にするべきこと 二六
- 父母・長者の好まざることや言語にも動作にも表はすべからざること 二六
- 父母・長者を看護・扶助する作法 二六
- 老人を看護する圖 二六
- 父母・長者の外出せらるる時なすべき作法 二六
- 父母・長者の外先出より歸られたる時なすべき作法 二六
- 父母・長者に供すべき飲食物の注意 二六
- 父母・長者の老年に及びたる時仕事する注意 二六
- 父母・長者病にかかられる時看護上の注意 二六
- 老人の病氣を看護する圖 二六
- 父母・長者を浴場に案内する時の心得 二六
- 老人に對して避くべき言語 二六

#### 第二節 夫及び舅姑に對する心得

- 夫婦の作法の心得 二六
- 朝夕舅姑に事ふる心得 二六
- 舅姑に事ふる心得 二六
- 夫の兄弟・姉妹に對する作法 二六

容儀に關する心得・家族に對する心得



- 附 僕婢に對する心得……………
- 僕婢其の他の雇人に對しては親切に指導すべきこと……………
- 下婢を懇に諭す圖……………
- 僕婢に對する注意……………
- 老僕婢に對する注意……………
- 朝夕出入する商人・職工等に接する心得……………
- 他の家の僕婢に世話をかけたる時の心得……………
- 旅館の女中等に對する心得……………
- 僕婢を妄りに叱責すべからざること……………

第五章 學生の心得

- 朝の心得……………
- 登校又は歸宅の際父母・長者に挨拶する心得……………
- 寝に就く時の心得……………
- 通學途上の心得……………
- 學校に通學途中の圖……………
- 服装及び容儀の心得……………
- 道路にあらざる場所を通行すべからざること……………
- 途上友人に遭ひたる時は互に挨拶を交換すべき注意……………
- 登校後教師に敬禮する圖……………
- 學友互に敬禮を交換する圖……………
- 校門出入の際は門衛に會禮すべき注意……………
- 登校後學校長及び教師に對して敬禮すべき注意……………
- 登校の際學友と遭ひたる時は敬禮を交換すべき注意……………

- 校則を守り師命に従ふべき注意……………
- 學校長或は教師より訓諭若しくは發問せらるる時は謹みて應答すべき注意……………
- 教官室に於いて教師より話を聞く圖……………
- 校長室又は教官室に出入する時の心得……………
- 校庭・校舎を汚損すべからざること……………
- 始業準備の報を聞きたる時の心得……………
- 始業の合圖を聞きたる時の心得……………
- 教室の出入又は廊下を歩行する時の心得……………
- 教室其の他の室に最後に入る時の心得……………
- 廊下の交叉點に於いて他の組と出逢ふ時の心得……………
- 廊下等を疾驅すべからざること……………
- 教室に在りて受業の圖(一)……………
- 教師教室に入り來たるる時の心得……………
- 既定の時間に後れて教室に入る時の心得……………
- 教室に在りて受業の心得……………
- 教室内に在りて受業の時の姿勢……………
- 教室内に在りては常に教師の方に注目すべき注意……………
- 教室に來賓入り來りたる時教師の指圖によりて敬禮する圖……………
- 教師に對して應答する時の心得……………
- 學習上の事を質問する時の心得……………
- 受業中は妄りに視線を亂すべからざること……………
- 敬禮すべき人教室に入り來たる時の心得……………
- 放課時間には教室に出入すべからざること……………

- 敬禮をなしたる人教室を去る時の注意……………
- 教室に於ける机・椅子等の整頓法……………
- 終業の合圖を聞きたる時の心得……………
- 食事の時の心得……………
- 學校に於いて規定せられたる徽章・服装等に對する注意……………
- 學校に納付すべきものは期日を違へざる様に注意すべきこと……………
- 教師に教を乞ふ時の心得……………
- 途上教師と同行する時の心得……………
- 廊下に於いて教師の問に答ふる圖……………
- 教師に對する心得……………
- 己れの學業・操行等の成績に關する事は細大となく父母・監督者に報告すべきこと……………
- 父母の許より離れて居住する時は其の生活並びに學業の實況を報告すべきこと……………
- 自己の短所・缺點を指摘し注意せられたる時の心得……………
- 自己の健康上缺點ある時は其の補充に努力すべきこと……………
- 忌服に關する心得……………
- 太政官布告第八號忌服令は下巻第二十三章祝祭日其の他諸儀式に關する心得中忌服の部にあること……………
- 忌服に關し文部次官より地方長官に通牒せられたる文書……………
- 除服出校を命ぜられたる時の心得……………
- 忌服令摘要一覽表……………
- 六等親血族表……………

- 學校に於ける諸儀式を舉行せらるる要旨を了解するは勿論式日には喜び勇んで出校すべき注意……………
- 儀式に參列する時の心得……………
- 式場の設備は學生自ら之れを爲すべき注意……………
- 式場に於ける席次の定め方……………
- 式場設備の圖……………
- 式場に御眞影を奉掲する心得……………
- 兩陛下の御眞影奉掲に關し文部省よりの照會に對し宮内省よりの回答書……………
- 御眞影開扉の際の心得……………
- 兩陛下の御眞影を奉掲したる圖……………
- 兩陛下の御眞影を拜し奉る時の心得……………
- 祝祭日に登校の心得……………
- 式場内に於ける心得……………
- 兩陛下の御眞影を拜し奉る圖……………
- 儀式は嚴肅に行はるるやうに各自に注意すべきこと……………
- 舉式の順序は豫定の通りに行ふべきこと……………
- 舉式の時來賓の式辭朗讀・談話・演説等ある時の心得……………
- 儀式中事ある時は指揮者の命を待ちて動作すべきこと……………
- 式場内に入るべき時間に後れたる時の心得……………
- 式場内に於いて劃一の動作をなすべき場合の心得……………
- 祝祭日に於ける學校の儀式の順序……………
- 勅語捧讀を拜聽する時の心得……………
- 勅語捧讀を拜聽する圖……………



- 卒業證書又は辭令書を受くる時の心得……………七九
- 卒業證書を受くる圖……………七〇
- 式辭朗讀・講演等ある時起立著席等の心得……………七〇
- 祝辭・答辭・弔辭等は豫め讀み方を練習すべきこと……………七一
- 祝辭・答辭・弔辭を讀む時の心得……………七一
- 答辭を讀む圖……………七一
- 行幸・行啓の節の敬禮法に關し文部次官よりの通牒……………七二
- 卒業生同窓會に關する心得……………七三
- 母校に對する心得……………七三

### 第六章 座作・進退の心得

#### 第一節 姿勢の心得

- 直立の姿勢の心得……………七四
- 直立の姿勢の圖……………七四
- 着椅の姿勢……………七四
- 着椅の姿勢の圖……………七四
- 正座の姿勢……………七五
- 正座の姿勢の圖……………七五

#### 第二節 歩行の心得

- 歩行に關する注意……………七五
- 歩行の姿勢の圖……………七六
- 室内・廊下・階段等を歩行する時の心得……………七六
- 道路は普通左側を歩行すべきこと……………七六
- 尊長と同行する時の心得……………七六

- 尊長と同行する時の態度……………七六
- 老人・幼者に出逢ひたる時の心得……………七七
- 道路・市街等を歩行する時の注意……………七七
- 歩道・車道の區別を亂すべからず……………七七
- 街路に於いて行逢人と談話する時の心得……………七七
- 街路を汚すべからず……………七七
- 歩行中食物を口に含むべからず……………七七
- 廻旋する時の作法……………七七
- 數人同行する時の心得……………七七

#### 第三節 着椅並びに着座の心得

- 椅子に着く時の心得……………七六
- 椅子に倚らんとする圖(其の一)……………七六
- 着椅したる時の心得……………七六
- 貴人の前などにて、着椅の際足を組むは無作法なり……………七六
- 椅子を離るる時の作法……………七六
- 椅子に倚らんとする圖(其の二)……………七六
- 椅子を離れんとする圖(其の二)……………七六
- 着椅したる際尊長來たりたるにより椅子を離れて敬禮する……………七六
- 着椅したる時尊長に對して敬禮する心得……………七六
- 着椅の際敬禮する時の作法……………七六
- 着座する時の作法……………七六

- 座を起つ時の作法……………八一
- 坐する時の順序の圖……………八一
- 座を立つ時の順序の圖……………八二
- 建具・簾等を開閉・出入する心得……………八二
- 他人の室に入らんとする時の作法……………八二
- 扉を開閉する時の心得……………八二
- 戸・障子・襖を開閉する作法……………八三
- 西洋風の室に入らんとする時許諾を乞ふ圖……………八三
- 戸・障子・襖等を開閉するに尊長座に在る時の注意……………八三
- 扉を開く圖……………八三
- 戸・障子・襖等開閉の心得……………八三
- 襖を開く圖……………八四
- 襖を閉づる圖……………八四
- 簾・幕等の掛りたる所を出入する心得……………八四

### 第七章 敬禮の心得

#### 第一節 敬禮

- 敬禮は衷心より恭敬の意を表する事を旨とすべきこと……………八五
- 注目なき敬禮は眞意の籠りたる敬禮と云ふ能はざること……………八五
- 敬禮は適當の場合に於いて行ふべきやう注意すべきこと……………八五
- 敬禮を受くる時は必ず答禮するを禮式とすること……………八五
- 敬禮は時と場合によりて適當の形式を以つて行ふべきこと……………八六
- 敬禮に立禮・坐禮の二種あること……………八六

#### 第三節 最敬禮

- 最敬禮の心得……………八八
- 立禮に於ける最敬禮の形式……………八八
- 立ちて最敬禮をする圖……………八八
- 坐して最敬禮をする圖……………八九
- 坐禮に於ける最敬禮の形式……………八九
- 人の前を過ぐる時の心得……………九〇

#### 第四節 通過及び行逢の心得



- 同輩の前を通る時の心得……………九〇
- 貴人の前を通る時の心得……………九〇
- 貴人の前を通過せんとする圖……………九〇
- 尊長の前を過ぐる時の心得……………九一
- 貴人我が前を通過せらるる時の心得……………九二
- 尊長我が前を通過せらるる時の心得……………九二
- 高貴の面前にて進退する時の心得……………九二
- 階段を昇降せんとする時尊長者に行逢ひたる時の心得……………九三
- 我が前を過ぐる人我れに會釋したる時の心得……………九三
- 廣間或は廊下等にて廻轉せんとする時の心得……………九三
- 右に廻らんとする圖……………九三
- 日傘を翳したる時途上尊長に出逢ひたる場合の心得……………九三
- 途上同輩に行逢ひたる時の心得……………九三
- 途上高貴の方に出逢ひたる時の心得……………九三
- 途上尊長に行逢ひたる時の心得……………九四
- 途上高貴の方に逢ひて敬禮する圖……………九四
- 途上尊長に逢ひて敬禮する圖……………九四
- 途上下輩に行逢ひたる時の心得……………九五
- 途上人に敬禮する時は頭巾等を取るべきこと……………九五
- 同輩途上に逢ひて敬禮する圖……………九五
- 乗車の際尊長に逢ひ車を降りて敬禮する圖……………九六
- 車馬の上にある時尊長に出逢ひたる時の心得……………九六
- 車上にある時同輩に出逢ひたる時の心得……………九六
- 行逢の禮を行ふに携帶品ある時の心得……………九六

- 途上の心得……………九六
- 青年男女途上にて行逢ふ時の心得……………九六
- 公園に入りたる時の心得……………九六
- 通行禁止の立札ある時の心得……………九七
- 土足を禁じたる場所に入る時の心得……………九七
- 街道を通行する時の心得……………九七
- 歩道・車道の區別ある道路は歩道を通るべきこと……………九七
- 狭き道路・橋上等を通過せんとする時の心得……………九七
- 途上葬儀に逢ひたる時の心得……………九七
- 過ちて人の足を踏みたる時の心得……………九八

**第五節 御陵・神社に参拜する心得**

- 御陵に参拜する圖……………九八
- 神社に参拜する圖……………九八

**第八章 皇室に對し奉る心得**

**第一節 一般の心得**

- 天恩の洪大無限なることを感銘して誠意誠心を以つて尊敬し奉るべきこと……………九九
- 事ある時は身を擲ちて誠忠を盡くし奉るべきこと……………九九

**第二節 敬語・敬稱に關する心得**

- 皇室に對し奉りて用ふべき敬語・敬稱に關する心得……………一〇〇
- 皇室に關する事を談話する時は敬語を用ふべきこと……………一〇〇

- 陛下・殿下……………一〇〇
- 天子・御上・至尊・聖上・主上・大元帥……………一〇〇
- 車駕・風車・風輦……………一〇一
- 勅語・勅命・詔勅・令詞……………一〇一
- 天位・高御座・寶祚……………一〇一
- 聖德・乾德……………一〇一
- 坤德……………一〇一
- 宮城・皇居……………一〇一
- 行幸・臨幸・還幸・還御・行啓・還啓……………一〇一
- 天覽・觀覽・台覽・御覽……………一〇一
- 宮標・宮殿下……………一〇一
- 天機奉伺・御機嫌御伺……………一〇一

**第三節 行幸・行啓を拜し奉る心得**

- 宮城附近を通過する際敬意を表し奉るべき心得……………一〇一
- 第一公式・第二公式……………一〇一
- 第一公式兩簿順序略圖……………一〇一
- 君が代を唱ふる時の心得……………一〇三
- 参内・行幸啓並びに御眞影を拜し奉る時の心得……………一〇三
- 行幸啓を拜し奉る圖……………一〇三
- 行幸啓を拜し奉る時敬禮の心得……………一〇三
- 行幸啓を拜し奉り退散する時の心得……………一〇四

**第四節 天皇旗・皇后旗・皇太子旗等に對し奉る心得**

- 天皇旗に對し奉る心得……………一〇四
- 天皇旗の圖……………一〇四
- 皇后旗に對し奉る心得……………一〇五
- 皇后旗の圖……………一〇五
- 皇太子旗に對し奉る心得……………一〇五
- 皇太子旗の圖……………一〇五
- 親王旗に對し奉る心得……………一〇六
- 親王旗の圖……………一〇六
- 菊花の御紋章に對し奉る心得……………一〇六

**第五節 天機奉伺の心得**

- 御機嫌御伺の心得……………一〇七
- 天機奉伺の爲め簿冊に氏名を記入する心得……………一〇七
- 天機奉伺・御機嫌御伺には歐米諸國の國主・大統領に謁見の時の如く名刺を用ふべからざること……………一〇七

**第六節 拜謁の心得**

- 拜謁の時の服装の心得……………一〇八
- 拜謁する時最敬禮の心得……………一〇八
- 拜謁する時進退する順序(圖人)……………一〇八
- 拜謁を仰付けられたる時の心得……………一〇八
- 宮中に於いて拜謁する圖……………一〇八
- 拜謁の際御座の間に入る時の心得……………一〇八
- 兩位を拜し奉る心得……………一〇九

皇室に對し奉る心得







- 門柱に國旗を掲ぐる圖……………一四〇
- 我が國旗は明治三年正月二十七日初めて制定せられたるものなること……………一四一
- 我が國旗を掲揚すべき場合……………一四二
- 我が國旗と外國の國旗とを交叉する場合の形式(圖入)……………一四三
- 巾意を表する爲めに掲ぐる時の國旗……………一四三
- 巾旗の圖……………一四三
- 我が國旗のみを交叉するは意味なきこと……………一四三
- 我が國旗を普く軒頭に掲揚するに至りし濫觴……………一四三
- 明治五年三月二十八日東京府知事の伺ひに依り祝日・祭日には人民一般に國旗を掲ぐべきことを命ぜられたること……………一四三
- 國旗の歌……………一四三

第二節 聯隊旗に対する心得

- 歩兵聯隊旗の寸法(圖入)……………一四四
- 陸軍旗章を始めて制定せられしは明治三年にして歩兵聯隊旗を始めて軍隊に下賜せられたるは明治七年十二月なること……………一四四
- 歩兵・騎兵及び後備歩兵の三種の聯隊旗……………一四五
- 騎兵聯隊旗は明治三十二年十二月初めて騎兵聯隊に下賜せられたること……………一四六
- 後備歩兵聯隊旗は明治二十七年九月初めて後備歩兵聯隊に下賜せられたること……………一四六
- 軍旗・聯隊の精神なること……………一四六

第十章 服装に関する心得

第一節 服装に関する一般の心得

- 軍隊の軍旗に對する敬禮法……………一四七
- 聯隊は軍旗を親授せられて始めて成立すること……………一四七
- 途上聯隊旗の通過に逢ひて敬意を表する圖……………一四七
- 軍旗の通過に出逢ふ時は謹みて敬意を表すべきこと……………一四八
- 右親兵式及び兵營を拜觀する時の心得……………一四八
- 參觀終りて辭し去る時の心得……………一四八
- 軍艦旗に對する心得……………一四九
- 軍艦は艦首に國旗を掲げ艦尾に軍艦旗を掲ぐること……………一四九
- 軍艦旗の寸法(圖入)……………一四九
- 軍艦の禮砲……………一五〇
- 滿艦飾……………一五〇
- 軍艦旗は軍艦の精神なること……………一五〇
- 軍艦に於いて軍艦旗に對する敬禮法……………一五一
- 軍艦上に於いて軍艦旗に對し敬意を表する圖……………一五一
- 軍艦及び親艦式を拜觀する時の心得……………一五一
- 右拜觀を終りて辭し去る時の心得……………一五二
- 服装は質素・清潔にして且つ身分相當の上品なるを着用す……………一五三
- 服装は人の模倣なること……………一五三
- 衣服の體裁と色合とを忽にすべからざること……………一五三
- 服装は年齢・身分・境遇等を考へて適當のものを用ふべきこと……………一五三

べきこと

- 衣服と品位とは其の關係相離るべからざるものなること……………一五三
- 衣服は常に取亂さざるやうに着用すべきこと……………一五三
- 衣服着用上の心得……………一五三
- 訪問の場合には相當の服装を着用すべきこと……………一五三
- 學生時代は學校にて規定せられたる制服を着用すべきこと……………一五三
- 服装は定式の時様に倣ふべきこと……………一五三

第二節 禮服

- 公に定められたる和服の禮裝標準……………一五四
- 袴袴服制の制定……………一五四
- 服制二種の區別……………一五四
- 袴袴の禮服……………一五五
- 袴袴の通常禮服……………一五五
- 袴袴の禮裝を着用したる圖……………一五五
- 普通の和服の禮服……………一五五
- 普通に用ふる和服の通常禮服は白襟・紋附・丸帯なること……………一五五
- 白襟・紋附を着したる圖(其の一)……………一五五
- 模様物の種類……………一五五
- 腰模様……………一五五
- 白襟・紋附……………一五五
- 無地紋附……………一五五
- 喪服着用の心得……………一五五
- 白襟・紋附を着したる圖(其の二)……………一五五

服装に関する心得

- 普通の禮服に用ふる地質……………一五九
- 喪服を着したる圖……………一五九
- 帯の地質・紋形等……………一五九
- 帯揚・帶止……………一五九
- 禮服の時の袴袴……………一五九
- 學校以外に於いて禮服を着する場合に婦人の袴を着用するは略式なること……………一五九
- 羽織は白襟・紋附・丸帯を着する場合に用ふべきものにあらざること……………一五九
- 洋服……………一五九
- 洋服禮服の種類……………一六〇
- 大禮服……………一六〇
- マントドクトール着用の心得(圖入)……………一六〇
- チュール……………一六〇
- ツレイン……………一六〇
- 高貴の御方の御裳持者……………一六〇
- ロイブデコルテー着用的心得(圖入)……………一六〇
- 皇后陛下の御裳の持持者は四名にして親王殿下・王殿下の妃殿下の御裳持持者は二名なること……………一六〇
- マントドクトールの後姿の圖……………一六〇
- マントドクトール着用の場合頭髪其の他の粧飾の心得……………一六〇
- ロイブデモンタント着用の圖……………一六〇
- 中禮服……………一六〇
- ロイブデモンタント着用の心得……………一六〇



○ヴェールをかくる場合	一六三	○羽織の注意	一六六
○訪問服着用の心得(圖入)	一六三	○洋服禮装の標準	一六六
○通常服	一六三	○帽	一六六
○ウイジチングドレス着用の心得	一六三	○上衣	一六六
○訪問服の帽	一六三	○下衣	一六六
○靴	一六三	○ズボン	一六六
○小禮服	一六三	○劍	一六六
○略禮服	一六三	○シャツ及び釦	一六六
○婚禮服と喪服	一六四	○カラー	一六六
○手袋	一六四	○ネクタイ	一六六
○靴下	一六四	○靴	一六六
○靴と靴下	一六四	○外套	一六七
○晝間の訪問及び晩餐會・夜會等の時の靴	一六四	○手袋	一六七
○男子和洋の禮装標準	一六五	○陸軍少將の正装したる圖	一六七
○上着	一六五	○海軍少將の正装したる圖	一六七
○下着	一六五	○燕尾服着用の圖	一六七
○肌着	一六五	○通常禮服即ち燕尾服	一六七
○帶	一六五	○帽子	一六七
○袴	一六五	○上衣	一六七
○羽織	一六五	○チヨツキ	一六七
○足袋	一六五	○ズボン	一六七
○帶の結び方	一六六	○シャツ	一六七
○袴の穿き方	一六六	○カラー	一六七
○肌着の着方	一六六	○ネクタイ	一六七

○手袋	一六七	○下着	一六九
○靴	一六七	○帶	一六九
○靴下	一六七	○袴袴	一六九
○外套	一六七	○服装は何時にても人に面會するに差支なき様に心掛くべきこと	一七〇
○通常服即ちフロックコート	一六七	○衣服は地質の選擇・裁縫の仕方等其の本旨を誤らざる様に注意すべきこと	一七〇
○フロックコート着用の圖	一六七	<b>第四節 服装に関する注意</b>	
○帽子	一六七	○結婚式當日に於ける服装の心得	一七〇
○上衣	一六七	○結婚式の時新郎・新婦の持つ花束の圖	一七〇
○チヨツキ	一六七	○招待狀に服装の記載なき時着用する服装	一七一
○ズボン	一六七	○禮服を着用する場合は豫め沐浴を行ふべきこと	一七一
○シャツ	一六七	○服装の完全は付属品も亦正しきものなるべきこと	一七一
○カラー	一六七	○室内に於いては肩掛・頭巾・コート等は取るを普通の例とすること	一七一
○ネクタイ	一六七	○コート	一七二
○靴	一六七	○足袋	一七二
○靴下	一六七	○ハンケチ	一七二
○外套	一六七	○衣服を着用する注意の諸件	一七二
○洋服喪服の注意	一六七	○袴袴・袖・帶等の注意	一七二
○シャツ・カラー	一六七	○髪	一七二
○手袋	一六七	○髪	一七二
○黒靴	一六七	○履物	一七二
○長靴	一六七		
○靴と靴下	一六七		

服装に関する心得

第三節 平常服



- 洋傘……………一七三
- 貴人より招待せられて出席する時の服装の注意……………一七四
- 賓客を招待したる時の服装の注意……………一七四
- 扇……………一七四
- 衣服は季節によりて適當したるものを用ふべきこと……………一七四
- 喪に服したる時及び會葬の時の心得……………一七五

第十一章 授受・進撤に関する心得

第一節 一般の心得

- 物を授受・進撤するには粗忽なき様に注意を拂ふべきこと……………一七五
- 物を授受するにつき注意すべき諸件……………一七五
- 物品を授受するには先方の便宜を計り禮を失はざることを主とすべきこと……………一七六
- 總べて、物品を授受するには先方の態度によりて其の方法を異にするべきこと……………一七六
- 物品を授受する時は進退を靜かにすべきこと……………一七六
- 物品を進撤する順序……………一七六
- 物品を進撤する時の順序……………一七六
- 物品の進撤につきての注意……………一七六
- 物品を人に進むるは清潔にすべき心得……………一七六
- 物品を進むる時は其の大小・輕重によりて其の載する臺を異にするべきこと……………一七六
- 物品を臺に載せて進むる圖……………一七六
- 扇子に物を据えて進むる時の心得……………一七六

- 物を扇子に載せて進むる時及び受くる時の心得……………一七八

第二節 茶葉に関する心得

- 扇子に物を載せて進むる圖……………一七八
- 煎茶の進め方の心得……………一七八
- 茶碗を茶托に載せて進むる時の心得……………一七八
- 茶碗を収むる時の心得……………一七八
- 茶を進むる圖……………一七八
- 煎茶を臺に載せて出されたる時の心得……………一七九
- 茶碗を茶托に載せて出されたる時の心得……………一八〇
- 茶を飲む時の心得(圖入)……………一八〇
- 薄茶を出されたる時の心得・同飲む時の心得……………一八〇
- 茶席及び茶器の位置等は圖につきて參照すべきこと(圖入)……………一八一
- 薄茶を茶臺にて出されたる時の心得……………一八二
- 茶式によりて薄茶を出されたる時の心得……………一八二
- 抹茶を受けて飲む圖(其の一)……………一八二
- 抹茶を飲む圖(其の二)……………一八二
- 菓子につきての心得……………一八三
- 珈琲・紅茶等を進むる時の心得……………一八三
- 珈琲・紅茶を飲む時の心得……………一八三
- 珈琲を飲む圖……………一八三
- アイスクリームを進むる時の心得……………一八三
- アイスクリームを食する時の心得……………一八四
- サイダー・シットロン・平野水等を進むる心得……………一八四

- 菓子・餅類……………一八四
- 菓子の進め方(圖入)……………一八四
- 菓子を取る時の心得……………一八四
- 菓子を菓子器に盛りて出されたる時の心得……………一八五
- 菓子を出されたる時の心得……………一八五
- 菓子を懐紙に取る圖……………一八五
- 一人毎に菓子を進むる時の心得……………一八六
- 菓子を一人毎に出されたる時の心得……………一八六
- 菓子の收め方……………一八六
- 花卉を授受する時の心得……………一八六
- 木花を進むる圖……………一八六
- 草花を進むる圖……………一八七
- 木花を受くる圖……………一八七
- 草花を受けて挨拶する圖……………一八七
- 果物類を進むる場合に注意すべき件……………一八七
- 果物を進むる時の心得(圖入)……………一八八
- 苺を進むる時の心得……………一八八
- 苺を襲せらるる時の心得……………一八八
- 果物を食する時の心得……………一八八
- 果物の皮を剥きて出されたる時の心得……………一八八

第三節 用具に関する心得

- 煙草盆の進め方(圖入)……………一八九
- 火鉢の進め方……………一八九

- 茶・菓子・煙草盆・火鉢等を同時に客に進むる時の心得……………一八九
- 袴を着しむる心得……………一九〇
- 茶・菓子・火鉢等を進むる圖……………一九〇
- 座蒲團の進め方……………一九〇
- 羽織を着しむる心得……………一九〇
- 洋服を着しむる心得……………一九一
- 夏時の來客に冷水にて絞られたる手拭を進むる心得……………一九一
- 椅子を進むる心得……………一九一
- 屏風を立つる心得……………一九一
- 帽の進め方……………一九二
- 小刀・扇子・團扇・傘・杖・提灯等の進め方……………一九二
- 小刀を進むる圖……………一九二
- 長熨斗の圖……………一九二
- 熨斗の受け方の心得……………一九三
- 長熨斗を進むる圖……………一九三
- 料紙・硯箱を進むる心得……………一九三
- ペン・インキ等を進むる心得……………一九三
- ペン等を出されたる時の心得……………一九四
- 鉛筆等を進むる心得……………一九四
- 鉛筆・紙等を出されたる時の心得……………一九四

第四節 文書に関する心得

- 書翰の進め方……………一九五
- 辭令書・卒業證書等の授け方……………一九五



- 辭令書を受くる圖……………一九五
- 巻きたる辭令書を受くる圖……………一九五
- 辭令書を受くる心得……………一九五
- 卒業證書・免許狀等を受くる者の心得……………一九六
- 軸物の懸け方……………一九六
- 掛物を掛くる圖(其の一)……………一九六
- 掛物を掛くる圖(其の二)……………一九七
- 掛物の巻き方の圖……………一九七
- 書物・雜誌等の進め方(圖入)……………一九七
- 書物・雜誌等の受け方……………一九八
- 繪巻物の進め方……………一九八
- 巻物を進む心得……………一九八
- 短冊・色紙等の進め方(圖入)……………一九八
- 花瓶の出し方……………一九八
- 物品觀覽の心得……………一九九
- 花瓶の持ち方圖……………一九九
- 人の家の床の間の掛物を觀る時の心得……………一九九
- 床飾を見る圖……………一九九
- 床の間に花瓶を置く時の心得……………二〇〇
- 人の巻物を見る時の心得……………二〇〇
- 巻物の觀方……………二〇〇
- 巻物を見る圖……………二〇〇
- 他人より其の現に讀みつつある書物を渡されたる時の心得……………二〇〇
- 人の前にて書物を讀む時の心得……………二〇一

- 短冊・色紙等を觀る心得……………二〇一
- 短冊を見る圖……………二〇一

第五節 物品貸借の心得

- 金錢・物品は妄りに貸借せざる様注意すべきこと……………二〇二
- 他人より借用したる物品は殊に注意して丁寧に取扱ふべきこと……………二〇三
- 物品及び金錢を貸借する時は雙方共に其の品数を改むべきこと……………二〇三
- 約束書及び證書類につきての心得……………二〇三

圖說 女子作法要義卷の上目次終

圖說 女子作法要義 卷の上

甫守謹 吾著

第一章 禮儀作法の要旨

禮儀作法の要旨  
 禮とは言語動作の正しく整ひて、行儀作法の法則に適へるを云ふ。人として言語動作の上に正しき行儀作法なければ、人たる品位を保つこと能はざるべし。故に妙齡の淑女たる者は、行儀作法の法則に適へる正しき言語動作を習ひ、常に之れを實行するやうに心掛くべし。

禮儀作法は、人の一日も缺くべからざるものにして、何時必要にして何時必要ならずと云ふことなし。勉強する時も、運動する時も、食事する時も、睡眠する時も、人として活動する間は、始終纏綿して相離るべからざるものなり。故に之れを研究し、之れに圓熟せんが爲め、修養練習するには、若年の時に於いて、同一事項を屢、反覆實行して、不知不識の裏に、之れを習慣となす。



禮儀作法は吾人が日常行ふべき行為と一致せしむるやうに、心掛なくること大切なり。

明治維新以來作法の變遷。

一、禮儀作法は、吾人が日常行ふべき行為と飛び離れて、別に六ヶ敷き規則あるにあらざり。唯吾人の日常爲すべき行為をして常軌を逸せざるやうに注意し、正しき道を上品に行ひ得るやうに爲すにあり。然るに、日常爲さざるべからざる事を兎角等閑に附して、殊更に禮儀作法と反對なる破壊的行為爲即ち無禮無作法をなすものあり。是れまことに心得違と云はざるべからず。

一、明治維新の變遷は、古來の文物・制度を一變し、之れと同時に、古來の風俗・習慣をも破壊し、徒らに、舊を排し新を尊ぶの風ありて、禮儀作法の如きも、在來のものは、之れを固陋なり、陳腐なりとして、排斥するに至れり。之れ時勢變遷の場合に於いて止むを得ざる事情なり。然るに、今や社會百般の事物整頓を要する機運に達し、隨つて、禮儀作法も現今の時勢に適合せるものを選択して、國民を律すること必要なるに至れり。而して古來の禮儀作法には改むべきもの多々あるべしと雖も、要するに其の改むべきものは形式に過ぎず。其の精神の大體に至りては、古今を問はず、東西を論ぜず、殆んど異なること無し。彼の袴を着けて兩刀を帯びたるものと、金モールの大禮服を着けたるものとを較べ、端座・低頭す

禮儀作法の法則に適ひたる言語・動作の心得

禮儀作法は社會の生活上相互の間を調和する爲めに必要なり。

禮儀作法は社會共同のものなり。

ものと起立・握手するものとを比較すれば、其の差は雲泥の如しと雖も、其の恭敬の誠を致し、交誼の情を厚うするに至りては即ち一なり。唯衣服の製法・家屋の構造に於いて、古今の差異あり、彼我の相違あるのみなり。此の如く禮儀作法の精神は、古今に通じて終始一貫せるを以つて、我が國民たるものは、須く我が國古來の風俗・習慣等に鑑み、衣食住の事情に適合せる實際的作法に習熟せんことに努力すべきなり。

一、禮儀作法の法則に適ひたる言語・動作とは、尊長を敬ひ、卑賤を侮らず、人を先きに立て、己れを後にするの謂にして、其の言語・動作をば其の身の位置に相應し、程善き様にすること肝要なり。是れ何れの社會何れの場合に於いても必ず存すべき要求なり。

一、人は社會に於いて孤立して生存せらるるものにあらず。互に共同して生活するものなれば、其の相互の間を調和すべき禮儀作法の必要なることは自然の要求なり。然れども、外部に現はるる形式に至りては、時勢の推移に伴ひて多少變更せざるを得ざるなり。

一、禮儀作法は人をして人らしく行動せしむる法則にして、一人一家の占有若しくは私有にあらず。社會共同のものなれば、之れに流派等のあるべき



我が國の禮儀作法の中心

歐米各國の禮儀作法の中心

理なし。然るに我が國の禮儀作法に古來各種の流派の存したるは、單に其の形式上に於いて、多少の相違あるのみ。彼の歐米諸國の禮儀作法も、或る部分を我が國に採りて用ふれば、是れ即ち我が國の禮儀作法となるなり。唯其の異なる所は、我が國のは畢竟我が國の歴史・風俗習慣に依りて特殊の發達をなしたるものにして、其の根本は我が國民尊敬の中心たる宮中より出でたるものなり。換言すれば、我が國の禮儀作法はその據る所宮中を中心とせるなり。是れを以つて恐れ多くも、宮中に於いて洋服椅子を御用ひあらせらるれば、國民はこの標準に則りて、一般に實行するなり。我が國の現今に於ける禮儀作法は立禮を以つて正式と定め給ひしなり。之れに反して、歐米諸國は固より我が國のと風俗習慣・歴史等を異にして、其の禮儀作法は婦人を以つて中心とせるなり。故に總べての集會の席に於いても、又總べての交際界に於いても、婦人に上位を與へ、婦人を尊敬することを禮儀作法の本旨となせるを以つて電車・汽車・汽船の内及び集會の席に於いても、婦人の入り來たるものあらば、男子は起立して椅子を離るること普通の禮となれり。

禮儀作法は高尚なる身の裝飾なり。

禮は吾人の交際上圓滿なる和親を保つに必要なる機關なり。

禮に合ひたる言動は、人に高尚なる快感を與ふ。

作法の要領は言語・動作の高尚・優美にして自然的なるにあり。

一、禮儀作法は高尚なる身の裝飾なり。何人にてても此の禮儀作法の嗜み深きときは、自然に人の尊敬を受くるものなり。然るに其の位置尊くして且つ資産に富み、身に絹布綾羅の美服を纏へるものと雖も、若し其の言語動作野卑なる時は、人の尊敬を受くること能はざるのみならず、反つて嘲笑を受くることを免かれざるなり。されば、人は平素獨居の時と雖も、善く其の身を重んじ、其の言行を慎み、一舉一動、禮儀作法の趣旨に違反せざる様に心掛くべきなり。

一、禮は吾人相互の交際上に於いて、交誼を溫め、圓滿なる和親を保つに必要なる機關にして、之れを缺く時は、永く圓滿なる交際を繼續すること能はず。従つて其の精神上の幸福を完うすること能はざるなり。

一、禮は人の便益を主とせず、他人の爲めを思遣る同情を以つて言動をなすものなり。されば、眞に同情深きものの言行は、己れを後にして他人の爲めを主とするにより、人に高尚なる快感を與ふるものなり。

一、作法の要領は、言語動作の高尚・優美にして、人をして知らず識らず、愉快を感じしむると共に、殊更めきたる舉動なく、自然的なるにあり。



禮儀作法は、知るは易く、行ふは難し。

作法は時と場合とに應じて、臨機の處置をなすこと肝要なり。

薔薇の在る所は其の土も亦香し。

禮儀作法の要旨は、己れを空しくして、強き感情の發表を慎むにあり。

一 諺に曰く、知るは易く行ふは難し。と作法の事たる高尚難解の理論あるにあらざれば、之れを知ること敢て難きにあらざり。唯之れを實行するの難きにあるのみ。故に作法は起臥飲食の間にも、之れを躬行實踐せんことに心掛くべし。

一 又諺に「法より入りて法を見ず」と云ふことあり。作法に於いても然りとなす。實際に臨みては、時と場合とに應じて、臨機の處置を爲さざるべからず。徒に法式にのみ拘泥し、究屈澁滞にして潤達ならざるは、未だ作法の宜しきを得たるものと云ふべからず。

一 西諺に「薔薇の在る處は其の土も亦香し」と云へり。座に禮儀作法に熟したる品位高き淑女あらば、傍人も自ら襟を正すに至るべしとの意なり。

一 禮儀作法の要旨は、他人に對して押し付けがましきこと無き様にするにあり。故に如何なる場合に於いても、可成己れを空しくして、強き感情の發表を慎み、常に言語は溫和に、舉動は靜肅に、殊に婦人は婦人らしき言動をなし、何事に付けても、他人の感情を害するが如きことをなさず、他人の爲めに己れを犠牲に供するの心掛なかるべからず。

禮儀作法の要旨は、自愛を後にして他愛を主とするにあり。

禮は身に行ふ所、何事も其の程に當ること肝要なり。

忠信は禮の本にして、座作の形容なり。

禮儀作法は、精神と形式と常に相伴ひて、働かざるべからず。

一 禮儀作法の要旨は、自愛を後にして他愛を主とするにあるを以つて、其の言動を高潔にして、其の衷心の情清く、且つ愛深きに嘆美の念を起さしむる様に心掛くべきなり。

一 室鳩巢曰く、衣冠正しく威儀亂れず、上を尊び下を侮らず、人を先立て己れを後にし、其の身に行ふ所、何事によらず、其の程に當りて少しも自由がましく差し越えたる振舞なく、又疎略にして緩怠なることなきを禮と云ふなり。と、至言と云ふべし。

一 忠信は禮の本にして、座作進退は禮の形容なり。其の本整ひて始めて其の末整ふ。其の本整はずして末のみ整ふものは、未だこれあらざるなり。而して其の本は即ち精神なれば、最初先づ精神を整へ、次に其の形容即ち座作進退に及ぶべし。

一 禮儀作法に本末あり、即ち精神と形式となり。此の二者は常に相伴ひて共に完全に働かざるべからず。故に精神の高尚純潔なると共に言語動作の高尚優美にして、其の一舉一動、人をして愉快に感ぜしむるやうならざるべからず。



禮とは心に恭  
敬の徳備はり  
て、視聽言動  
に表はるる作  
法の善き程な  
るを云ふ。

禮は其の本旨  
を誤らざるや  
うに注意する  
こと肝要なり。

禮儀作法に  
熟達せんとす  
る者は圓滿な  
る常識を養成

一、禮とは心に恭敬の徳備はりて、視聽言動に表はるる作法の善き程なるを云ふ。凡そ何事に限らず、其の本を得れば、末は自ら來たるものなり。恭敬は禮の本にして、作法は其の末なることを忘るべからず。本なくして末のみを修めんよりは、寧ろ末には少しく缺くる所あるも、本の完全ならんことを要す。是れ外部の虚飾のみ多くして、衷心に恭敬の念なきに較ぶれば、遙かに勝れりと云ふの意にして、決して末、即ち作法を輕んずるにあらず。本末共に完全ならんことを要するなり。故に心に恭敬の徳ありとも、作法に缺くる所あらば、未だ禮の趣旨に適へりと云ふこと能はざるなり。

一、禮は恭敬の意を表はす形式なれば、其の方法は鄭重なるを尊ぶものなり。然るに、世人動もすれば、禮の本旨を誤り、其の本を忘れて、其の末に走るが爲めに、虚禮に亘り、或は愛敬の意を致さんとして、却つて諂諛に陥ることあるなど、自他共に思はざる迷惑を受くることあり。故に、其の本旨を誤らざるやうに注意すること肝要なり。

一、社會に行はるる日常の禮儀作法は、特別の法則あるにあらず。人々の日々實行せる動作が、不知不識の裡に慣例となり、其の慣例が何時となく一種

掛くべし。

禮儀作法は人の世に立つ道なり。

禮儀作法は交際上の規則なり。

男女間に於ける交際上の注意。

の法則の如くなりたるもの多し。而して、此れ等の禮儀作法は、普通常識を以つて其の正否を判断し得らるるものなれば、禮儀作法に熟達せんとする者は、先づ圓滿なる常識を養成することを心掛くこと肝要なり。

一、禮儀作法は人の世に立つ道にして、其の心情を和らげ、且つ品位を保つ上に缺くべからざる大切なるものなり。故に先哲も、人として禮なければ、禽獸に如かず。人の人たる所以は禮あるによる。と云へり。至言といふべし。

一、禮儀作法は交際上の規則なり。故に、人人此の規則に通じ、此の規則を守らば、互に無用の心配なく、且つ無益の手数、時間、財力等を費やすに至らずして、交際を便利に愉快に、且つ圓滑ならしめ、社會的共棲の大義を完成するに至るべし。

一、交際につきて作法上周到なる用意を缺く時は、往往世の批評を受くることあり。殊に、男女間の交際には、慎重の上にも慎重を加へ、極めて禮儀正しく、嚴格に交はるを可とす。其の身は元より潔白なる心を以つて交はるとも、其の方法宜しきを得ざる時は、世の批評を受けて、生涯の幸福を妨ぐるに至ることあり。注意せざるべからざるなり。



禮儀作法は  
道徳を實行す  
るに缺くべから  
ざる補助機  
關なり。

禮儀作法に  
圓熟したる人  
は、他の人と  
一見區別する  
を得るなり。

禮儀作法を  
交換的のもの  
と思ふに誤り  
なり。

禮儀作法は  
誠意をこめて  
行ふべし。

一、禮儀作法は人人尊敬親愛の心情を通じ、相互に此の情を理解する符號にして、嚴正に言ふ所の道徳にあらざれども、道徳を實行するに缺くべからざる補助機關なり。

一、禮儀作法に圓熟すれば其の言語動作自ら閑雅優美となり、進退周旋其の度に適ひ、容儀態度其の節に適するに至るべし。

一、禮儀作法は人に對して、親愛尊敬の意を表はす形式なり、人の我れに答禮すると否とは、吾れ敢て問ふ所にあらず、然るに、此の趣旨を誤り考へ、禮儀作法を交換的のものと思惟するものあり、例へば、吾れは彼れに對して是れ程鄭重に禮儀を盡くしたるに、彼れは我れに答ふる事甚だ冷淡なりなど言ふは、却つて我れの卑劣なる心情を表自するものといふべきなり。

一、禮儀作法は如何に些細なることにても、誠意を籠めて之れを實行すべし、誠意を籠めたる言動は、何人にも快感を起さしむるものなり、ゆゑに禮儀作法を修めんとするには、先づ最初は内部の精神を修養すべし、修養を積みたる精神の其の外部に現はるる時は、其の言動おのづから高雅優美にして奥床しく見ゆるものなり。

完全なる人格  
を養成せんと  
欲せば、禮儀  
作法に習熟す  
ること肝要な  
り。

淑女たるもの  
は常に親切、  
温和なる態度  
と優美の性格  
とを保持し、快  
活高尚の氣韻  
を保つべし。  
禮儀作法を  
一概に究屈な  
るものと思ふ  
は誤りなり。

慇懃と卑屈と  
を混同すべか  
らず。

一、完全なる人格を養成せんと欲せば、常に其の精神の高尚にして完全なる言動をなすやうに注意努力すること肝要なり。しかるに、其の精神如何に完全高尚なりとも、外部にあらはるる言動にして、完全ならざるときは、完全なる人格と稱すること能はざるなり。故に精神の高尚なるとともに、外部の言動も相伴ひて完全に働かざるべからず。是れ即ち完全なる道徳上の要求なり。

一、淑女たるものは、何事をなすにも、常に親切温和なる態度を以つて婦人らしき優美の性格を持し、快活にして高尚なる氣韻を保つべし。

一、禮儀作法を一概に究屈なるものと思ふは誤りなり。禮記にも、禮は和を尊ぶとあるが如く、畢竟人類和樂の道に外ならず。若し人生に禮儀作法なくんば、此の社會は如何に殺風景にして如何に沒趣味なるかを思はざるべからず。要するに禮の本旨は、人人相親み相睦みて和樂するにありと知るべし。

一、禮儀作法を慇懃に盡くすを以つて、卑屈なる舉動なるかの如くに思ふは誤りなり。例へば、甲乙二人あり、甲は長者に向つて慇懃に敬禮をなし、乙は



作法の本旨は  
自然的なるを  
尊ぶ。

禮儀作法は  
朝夕卑近の事  
を實行するこ  
と肝要なり。

禮儀作法の  
本旨は常に起  
居動作を正し  
くし、秩序あ  
る生活を爲す  
の意なり。

會釋だに爲さざりしとせんか、社會の人人は、甲の行爲を敬重し、乙を目し  
て賤しむべき無作法の者となすこと明かなり。

一、作法の本旨は、談話するにも、歩行するにも、敬禮するにも、極めて自然的に  
して少しも殊更めきたる動作なきを尊ぶ。故に妙齡の淑女にして、此の如  
き作法に熟達したらんには、人人をして高尚なる快感を感じしむるに至  
るべし。

一、如何なる少女と雖も、日常實行せる卑近の作法を、それ以上の淑女にして、  
却つて怠る者なきにあらず。例へば毎朝御早う御座います、の挨拶、或は毎  
夜就眠前の御休みなさいませ、と云ふ挨拶の如き是れなり。是れ等は、極め  
て簡單なる作法なれども、聞く者をして快感を感じしめ、且つ其の常に修  
養の至れることを證せらるるものなり。妙齡の淑女たるもの、かくの如き  
卑近の作法をさばかりの事はと云ひて、之れを怠るは心得違なることを  
忘るべからず。

一、禮儀作法の本旨は常に起居動作を正しくして、秩序ある生活を爲すにあ  
り。殊に、青年時代において、起床、就眠、食事の時間等を正しく守ること肝

る生活を爲す  
の意なり。  
公禮と私禮と  
混同せざる  
様に注意すべ  
し。

社會の秩序を  
維持する三大  
力は、禮儀作  
法、法律、宗教  
なり。

禮儀作法は  
實際社會の制

要なり。此の三つにして規則正しく實行し得らるるに至らば、其の生活狀  
態の上にも、秩序備はりて、其の起居動作、自然に正しくなるに至るべし。

一、禮に公禮と私禮とあり。混同すべからず。公禮は國民擧りて俱に共に行ふ  
べきものにして、各自の便宜を以つて隨意に行ふが如き私禮とは全く異  
なり。公禮は國家の爲めに或は祝ひ、或は弔ふなど、國家と其の感情を共に  
し、己れ一個の感情を以つて之れを取捨すべきものにあらず。然るに一般  
の人喜びを表する時に、己れ一人面白からずとて喜ばず、或は悲しみの情  
を表はすべき場合に、己れ一人娛樂的の行爲あらんか、これ公禮の精神に  
違背せるものなり。私禮は之れと異なり、己れ一個の都合に依りて、之れを  
延期し、或は取り越し、或は全く止むるも、各自の任意なれば、此の區別を誤  
らざる様に注意すること肝要なり。

一、社會の秩序を維持するは、或は道德の力に頼り、或は宗教の力に依り、或は  
法律の力を假り、相倚り相助けて、其の効を奏するものなり。此の中形式に  
屬することは、禮儀作法の力によりて整理すること多し。

一、法律を破るものは、法庭の制裁を受くること必然なり。禮儀作法に違反す



裁なり。

禮儀作法と精神修養との關係。

禮儀作法の要旨は、内心と外形の一致するにあり。

文明の精華は、其の國民全體に禮儀作法の行届き。

るものは法庭の制裁を受くることなしと雖も、交際社會より擯斥せらるるの制裁を受くることを免かれざるなり。是れ禮儀作法は、社會の秩序を維持するに大なる實力ある所以なり。故に共同生活の社會に於いて、他より尊敬を受けんと欲せば、禮儀作法に精通し、我が品格に於いて高尚なる態度を保つこと必要なり。

一、相貌家曰く、人の容貌は精神の修養と境遇の如何とによりて、時時變化するものなり。精神の修養を積み、其の徳進めば、容貌も自ら改まりて尊く見え、精神に惡念増長すれば、容貌も亦自ら凶惡の相を表はし來たりて、決して隠すことを得ざるものなり。と、眞に然り。禮儀作法を修めんとするには、先づ精神の修養を爲すこと肝要なり。

一、人は如何に外面に従順謙讓を装ふと雖も、内に傲慢不遜の心あらば、其の外面上の假の装ひは、寧ろ排斥すべきものなり。故に、禮儀作法の要旨は内心と外形の動作とを一致せしむるにあり。

一、文明の精華は、一面は其の國民が日進の知識に富むにあり。一面は其の道徳思想高く、風俗純良敦厚にして、禮儀作法の能く行届きたるにあり。故に

たるにあり。

英國の貴婦人、紳士の禮儀作法に精通せる實例。

將來國家の中流以上に立ちて、一家の主婦となり、次代の貴婦人たるべき妙齡の令嬢たる者は、此の點に深く注意し、學生時代に於いて、學識を高むると共に、其の品位をも高めんことに努力すべし。

一、現今の世界に於いて、禮儀作法の最も正しき國民と稱せらるるは英國人なり。英國の貴婦人、紳士は高尚なる思想を有すると共に、高尚なる品格を備へ居れり。是れ英國人は自然に大國民の態度備はれりとの賞讃を受くる所以なり。されば、英國人は公私を問はず、其の行爲に於いて、若し貴婦人、紳士の態度を缺き品格を損する如きものあらば、社會は其の人と尙することを耻ぢて、親しく交際することなし。故に、其の人は交際社會より死を宣告せられたるものなりといふべし。英國に於ける貴婦人、紳士は斯くの如く高尚なる品格を保つ上に於いて、禮儀作法の行届き居る國民なれども、我が國に於けるが如く、禮儀作法を教科として特別に學ぶにあらず、少年時代より各家庭に於いて、父母、兄弟の薫陶の下に、修養、練習を積むものなり。故に、英國の各家庭に於いては、其の最愛の子女をして將來の貴婦人、紳士たるの資格を備へしむる爲めに、之れを養成訓練するに力を用ふること他の諸國と大いに異なるものあり。是れを以つて、少女たるものが讀書するにも、食事するにも、歩行するにも、何れの動作をなす時と雖も、假初にも禮儀作法の本旨に反する行爲をなすことあらば、父母、兄弟は



人の品格の高  
尚なるは衣服  
の美にあらざ  
して、起居動  
作の正しく整  
ひたるにあ  
り。

道德は禮儀・  
作法の力と相  
待ちて、其の  
光輝を發揮す  
るものなり。

女子の作法

一、人の品格の高尙温雅優美なるは、専ら衣服の美にあらざして、起居動作の正しく整ひたるにあり。されば作法を修めんとする者は、常に高尙温和なる精神を持ち、從容として餘裕ある態度を以つて、其の起居動作を正しく整ふること肝要なり。

一、禮儀作法は道德の實行方面の形式にして、徳の形容とも云ふべきものなり。如何に道德の理論に長じたりとも、其の實際的の禮儀作法にして、進退動作其の度に合はざる時は、其の徳たるや、毫も光輝を發すること能はざるべし。

一、女子の作法は、往往柔弱虚飾に陥り易き弊あれば、常に丁寧謹直ならんこ

は、常に丁寧・  
謹直・快活・靜  
肅なるべし。

人生の幸福  
は、社會の人  
人と圓滿なる  
交際を結び、  
其の交際を全  
うするにあ  
り。

一度人と交際  
を結びたる上  
は、其の位置・  
身分の變遷に  
よりて、其の  
交情を變ずべ  
きものにあ  
らず。

大禮に於いて  
は、事事物物を  
問うて行ふを  
禮とす。

とに心懸け、緩慢究屈に流ることなく、常に快活靜肅ならんことに注意すべし。

一、家族親戚知友を始めとし、總べて社會に交際を結びたる人人と圓滿なる懇親を結び、其の交誼を全うし得るは、人生の幸福と云ふべし。而して、其の交際を圓滿に繼續し、懇親と敬愛とを益、敦厚ならしめんことを欲せば、雙方の間を互に慰懃なる禮儀作法を以つて調和せざるべからず。

一、人と一度交際を結びたる上は、其の位置身分の變遷に依りて、容易に其の交情を變ずべきものにあらず。先方の貧富盛衰に依りて、其の交際を區別するが如きは禮にあらざるなり。

一、人と利益の關係ある間は、親戚も管ならざる程の親密なる交際をなすと雖も、一朝其の關係の絶ゆるや、恰も路傍の人を見るが如き行爲をなすは禮にあらざるなり。

一、禮は、如何なる事にも問うて行ふことを耻づべからず、殊に大禮に於いては事事物物問うて行ふを禮とす。孔子も大廟に入りては事事に問へり。これ大禮に通ぜるものなりと云ふべし。



卑怯なる行爲を爲さざるやうに注意すべし。

人を尊敬するは、我が位置の高尙なるを表示する所以なり。

人の氏名を聞かんとする時の注意。

六十歳未満の人は、老人と呼ぶは、失禮なり。

親しき間柄なりとも他人の肩を打ち背を突く等のことあるべからず。

他人の文書を許可なくして見るべからず。

一、妙齡の淑女たるものは、卑怯なる行爲を爲さざる様に注意するは勿論、如何なる形式に於いても事實を曲げたる行爲を爲すべからず、故に假初にも尊大的の態度を構へなどして外面を繕ふ事をなさず、衷心より出でたる自然的の作法をなすこと肝要なり。

一、人を尊敬するは、即ち我が位置の高尙なるを表示する所以なり。との金言あり、實に至言にして、淑女の淑女たる所以は、情あり、禮あり、常に謙讓を守りて、しかも高尙なる威儀を保つにあるなり。

一、人の氏名を聞かんとする時は、先づ己れの氏名を告げて、然る後、丁寧之れを問ふを禮とす。

一、六十歳未満の人を老人と呼ぶは失禮なり、而して六十歳以上の老人に對しては、言語動作等殊に懇懃なるべし。

一、如何に親しき間柄なりとも、他人の肩を打ち、背を突く等のことあるべからず、是れ無作法なる行爲にして、人の輕侮を招く基なり。

一、他人の日記、書翰、其の他の文書を許可なくして見るべからず、又之れを讀み居る時に背後より窺くが如きは、最も賤むべき行爲なり。

ず。

人より物事を依頼せられたる時の心得。

人に物事を依頼したる時の心得。

作法は一定の秩序ありて高尙なる道徳上の表情的行爲なるを要す。

禮儀作法の

一、人より物事を依頼せられたる時、其の事落着せば、其の結果を速かに報告すべし。是れ先方に對して敬意を表する所以なり。

一、人に物事を依頼したる場合には、其の事の細大に關せず、其の成否に拘はらず、其の事落着せば、其の顛末を詳細報告し、且つ相當の謝意を表するを禮とす。例へば近き處ならば自身行きて謝辭を述べ、遠隔の地ならば丁寧な書翰を認め、以て感謝の意を致すべし。此の場合に於いては相當の物品を贈ることを普通の例とす。若し是れ等の場合に於いて多少に拘はらず、先方に散財の迷惑を掛けたる時は、金錢若しくは物品等を贈りて之れを償ふを禮とす。

一、作法の主とする所は形式にあり、然れども、其の形式は機械的のものにあらずして、高尙なる道徳上の意味に基きたる一定の秩序ある表情的行爲ならざるべからず、故に其の形式は如何に懇懃を極むとも、其の衷心高尙なる道徳的の意味を含有するにあらずんば、以つて其の精神を發揮すること能はざるなり。

一、禮儀作法の本旨は道徳的理論の説明を主とするものにあらずして、生活



本旨は、社交上、生活上に必要なる實行的動作なるべし。

禮儀作法を學ぶものは、生活上と社交上との實際に適合せしむるやうに注意して、其の方法を根本的に研究すべし。

居常の心得。

起床・就寢・食事等は家庭の習慣・家風に從ふべし。家居の時は、常に端正なる容儀を保つべし。父母・長者に

上及び社交上に必要なる實行的の動作を尊重するにあり、然るに世間往往理論にのみ拘泥して實行を重んぜざるが如きものあるは、是れ禮儀作法の精神を根底より滅却するものと云ふべきなり。  
一、禮儀作法を學ぶものは、古今東西の偉人賢哲の訓言、内外各國の風俗習慣、現今我が國の世界に於ける位置、國法上の制度規則、及び我が市町村の慣例規定、我が家例家法等を根據として、生活上と社交上との實際に適合せしむるやうに注意し、光輝ある我が帝國の國民として、貴婦人たる光榮を荷ふに恥ぢざる品格を養成すること肝要なり。

### 第二章 居常の心得

一、何れの家庭に於いても、夫れ夫れの習慣家風あるものなれば、朝夕の起床・就寢・食事等は其の家庭の習慣家風に從ふべし。  
一、家居の時は、常に容儀を端正にし、假初にも、粗暴に涉り、惰弱に流るるが如きことなき様に注意すべし。  
一、家庭に於いては、父母・長者を尊敬してよく孝順の道を盡くし、弟妹を愛し

孝順に、弟妹に親切にし、且つ常に淑女らしき態度を保つことに注意すべし。起床時間及び起床後の心得。

毎朝盥嗽の際、冷水摩擦或は冷水浴、深呼吸、静座法等、己の内己れ等の信ずる方法を行ふべし。

朝の挨拶の心得。

家庭に於いて



て親切に指導教訓し、而して、自身は常に圓滿なる性情と高尚なる品格とを養ふことに務め、淑女らしき態度を保つことに注意すべし。  
一、若き女子の起床時刻は、凡そ午前五時乃至六時なるべし。起床後は速かに戸障子を閉き、寢具を納め、盥嗽をなし、室内を掃除し、衣服を整へ、容儀を正すべし。

朝夕長者に挨拶する

一、家庭に於いては、諸學科の自修研究に意を注ぐべきは勿論、讀書の趣味を



は常に讀書の趣味を養ふべし。讀書・習字・圖畫・裁縫等の諸學科を習ふ時は、殊に姿勢に注意すべし。

毛筆・鉛筆の尖頭を口唇に擦り、紙幣等を指頭を舐むべからず。

養ひ、且つ知識を廣むると共に、品性の向上を計ることに力を致すべし。

一、女子は兎角身體を前に屈するの習癖あり。其の中にも讀書習字圖書裁縫等の諸學科及び技藝に於ける姿勢は亂れ易きものなれば、殊に注意して、正しき態度を保つ様に心掛くべし。



讀書の姿勢



習字する時の姿勢

一、毛筆・鉛筆を使用する時、其の尖頭を口唇にて舐め、或は其の軸を噛む等は、無作法なるのみならず、衛生上より見るも危険なることなれば、深く注意すべし。

書物・紙幣等を取扱ふ時、指頭を舐むべからず。

學友交際上の心得

居宅内外の整理の心得

拂拭・洒掃・整理の心得

自身の身邊及び机上の整理の心得

庭園の掃除の心得

一、書物紙幣帳簿等を開き、或は紙幣等を數ふる時、指頭を舐むるは衛生上危険にして且つ無作法なり。

一、學識深くして徳操の高き學友と交り、共に俱に研究修養するは最も必要なる事なり。而して其の間に於ける交際の情誼は親密にして、しかも狎るることなく、禮儀を教うして、互に發展向上を謀るべし。

一、居宅の内外は、常に清潔に洒掃すべし。庭園の花卉に手當を施し、雜草を抜き去り、或は戸障子襖等の破損を修繕し、諸物品を整頓して其の位置を整然たらしめ、家族は勿論來客をして爽快を感ぜしむるやうに注意すべし。一、室内は毎日朝夕掃除拂拭し、常に清潔を保ち、器物を整頓すべし。掃除の順序は、普通の家屋にては、先づ戸障子を開き、塵拂にて天井壁欄間障子床の間等の塵を拂ひ、箒にてよく掃き、然る後雜巾を掛くべきなり。

一、自身の身邊及び机上は、常に清潔に整頓すると共に、其の居室の内外をも、清潔に洒掃すること肝要なり。

一、庭園の掃除は、先づ軒下を掃き出し、次ぎに樹木の根元を掃き出し、塵を取り、然る後箒目を正しく附け置くべし。



西洋室の掃除の心得

座敷等の塵を取り收むる心得

客室には不用の物を置かざるやうに注意すべし

臺所及び食堂の整理清潔に關する心得



臺所に於いて働く

一 西洋風の室は、乾きたる雑巾にて塵を拭き取り、手箒にて拂ひ掃き取るべし。緞通の如き敷物ある處を掃除する時は、茶滓の少し濕氣のあるものをまき散らして掃き取るべし。

一 座敷等の塵を取り收むるには、塵取と手箒とを持ち出で、塵を手前に掃き寄せて、塵取に受け、箒を塵取の上に載せて持ち去るべし。

一 客室には不用の物を置かざるやうにするは勿論、晝間にランプ、枕等を置き、或は室の四隅に蚊帳の吊り手を垂れ置くなどは、まことに不體裁なれば、よく注意すべし。

一 臺所及び食堂は健康上にも作法上にも最も大切な場所なれば、之れが採光

家居の際は、家事・裁縫等の實地につき練習することを努むべし

家事實習の心得

通風等は勿論、其の清潔整頓に注意し、常に其の改善に意を致すべし。

一 家事と裁縫とは女子の仕事中最も大切なるものなり。而して學理と技術とを學びたりとても、實地につきて練習を積まざれば、其の効を奏すること尠なし。故に家居の際は、勉めて此れ等の學科技術を實地に練習せんことに心掛くべし。

一 家居の時は、家事の練習をなすに最も恰好なる機會なれば、それぞれの



裁縫する時の姿勢



庭園を掃除する



裁縫をする時  
注意すべき諸  
件

家庭の事情に應じ、實地の練習を積まんと肝要なり。

一、家事は其の範圍頗るひろきを以つて、若年の時一通之れが練習をなし置かざれば、將來一家を經營するに當り、不便困難を感ずること尠なからざるべし。故に朝夕障子等の開閉臺所の整理、割烹洗濯室内の掃除及び物品の整頓、來客の取次、庭園の掃除手入等は、分に應じて之れを實習すべし。

二、裁縫をする時は、先づ着手する前に必要な諸器具を取揃へ置くべし。而して其の都度針の數を數へ置き、仕事を終りたる時も亦同様になすべし。



ミシンにて裁縫する圖

一、裁縫を始むる前には、必ず手を清潔に洗ふべし。

一、裁縫は裁縫臺の上に於いてなすを便利とす。高き臺ならば椅子を用ひ、低き臺ならば座して行ふべし。それ等の場合及びミシンを使用する時に於いても、常に正しき姿勢を保たん事に

留意すべし。

- 一、裁縫は其の仕事敏捷になすと共に、手際よくなすこと肝要なり。而して、出來得る限り丁寧に綿密になすこと肝要なり。
- 一、裁縫をなしつつ新聞雑誌を読み、又は談話などをなすは不行儀たるのみならず、往往仕事に間違を生ずることあれば、之れを慎むべし。また裁縫する時は、常に寸法書を座右に置き、其の寸法を間違へざる様にすべし。
- 一、裁縫する時は、絲屑綿屑布屑等を粗末にせざるやうに、能く注意すべし。
- 一、針箱の中は、常によく整頓し置き、筧、鋏、絲卷、尺度、指貫等は常に一定の場所に置くべし。

寢所に入る時  
の心得

一、當日の日課を終り、凡そ午後九時乃至十時に至らば、衣服其の他の物品を整頓して、寢所に入るべし。寢所に入るに際しては、其の當日なしたる仕事の経過を反省し、併せて明日に於ける日課の豫定を考へ、然る後父母長者に對して夜の挨拶を爲し、嗽をなし、燈火を消して、靜かに寢に就くべし。晝間着たる衣服等は、夜中非常の事あるも、狼狽せざる様に枕邊に近き所に整頓し置くべし。



寢床に就きたる後の心得。

寢具及び押入の清潔・整頓に關する注意。

外出及び歸宅の時の心得。

外出する時の服装。

外出する時の携帯品。

ハンケチ・懐紙の取扱方。

家居の時は、

一、寢床に就きたる後は妄りに談笑等を爲さず、速かに熟睡すべき習慣を養成し置くこと肝要なり。

一、寢具は晴天の時を見計らひ、時時日光に乾し、日の没せざる前に取り收むべし。押入も時時新鮮なる空氣を通じて清潔に掃除すること肝要なり。  
一、登校若しくは出勤の外、外出せんとする時は、豫め其の用向・行先・歸宅の時刻等を告げて、父母長者の許可を受くべし。而して、歸宅の時間等は豫定に違はざる様に注意すべし。歸宅したる時は、直ちに父母長者に挨拶し、其の外出中の状況を報告すべし。

一、外出する時は、其の品位を落さざるやう相當の服装を爲すべし。

一、外出する時は、ハンケチ・懐紙・洋傘等入用の物を忘れざる様に携帯すべし。

一、ハンケチは何時にても清潔なるものを用ふべし。懐紙はハンケチと共に、日常懷中に缺くべからざるものなり。

一、ハンケチ・懐紙は人の面前にては、事事しく出さざるを禮とす。故にハンケチを膝の上に置き、顔を拭き、口を覆ふ等の事あるべからず。

一、家居の時は、其の境遇に適應したる己れの分を守り、何事に限らず、敏捷に

各自其の分を守り、敏捷・熱心に立働くべし。

家庭に於ける親子・兄弟の間の作法。

邸宅内の様子を見立開すべからず。

人の前にて小楊子を使ふ時の心得。

貴人の前にて扇を使ふ時の注意。

鼻を擽む時の心得。

廁につきての心得。

熱心に甲斐甲斐しく立働くべし。

一、家庭に於いて親子・兄弟の間柄は、親愛を主とすべきは勿論なれども、又常に禮儀を重んじ、言語動作を慎み、高尚なる家風の裡に、一家團樂の樂を盡くす様に心掛くべし。

一、他人の邸宅内の様子を隙見立開等すべからざるは勿論、自宅内に於いても同様の無作法あるべからず。殊に西洋風の室に於いて、扉の鍵穴より室内を窺ふ如きは、極めて野卑なる舉動にして、深く戒むべきことなり。

一、人の前にて小楊子を使ふ時は、成るべくハンケチ等を以つて、口の邊を覆ひ、目立たぬ様に爲すべし。口に小楊子を銜へながら談話を爲す等は、最も無作法なることなり。

一、貴人の前にて扇を使ふ時は、(許可を受け)右の手に持ち、凡そ四五間程を開きて靜かに之れを使ふべし。

一、鼻を擽むには下座の背後に向きて、目立たざる様に靜かにすべし。

一、廁に出入する時は、人に目立たざるやう靜かにすべし。又廁は不潔になり易き所なれば、常に清潔に掃除し置くべし。







電信線・街燈・道標・銅像・公園等に對する心得

官衙・學校・圖書館等の器具・圖書を粗末に取扱ふべからず。他人の屋敷・田畠・溝渠等に關する心得

日常行儀上の禁條

- て他に感染せしめざるやうに注意すべし。
- 一、電信線に古繩の片を投げかけ、或は街燈・道標等を汚損し、或は銅像などに紙礫を投げつけ、或は公園の芝生を踏み荒らし、或は所きらはず樂書をなし、或は共同便所を汚がし、其の他公共物を汚損する等の所爲は、無作法なるのみならず、公德を破るものと云ふべし。
  - 一、官衙學校圖書館等の器具・圖書等は殊に丁寧に取扱ひ、汚損せざるやうに注意を拂ふべし。
  - 一、他人の屋敷・田畠・溝渠等に石を投げ、或は法令禁止の立札ある所を通行し、或は靴の外土足を禁ずとの貼札ある場所に、下駄にて昇降するが如きは、何れも無作法なりと云ふべし。
  - 一、日常の行儀上禁條として戒むべきものを左に掲ぐ。
    - 一、盥嗽を終らざる前に人の前に出づること。
    - 一、朝の挨拶(お早うございます)をなさずして、直ちに用事を言ふこと。
    - 一、髪を結ばずして人の前に出づること。
    - 一、細帶の儘人の前に出づること。

- 一、戸障子の開閉を手荒にすること。
- 一、手を洗はずして食物を取扱ふこと。
- 一、自身の使ひたる金盥水呑コップ等を洗はずして人に渡すこと。
- 一、人の手拭にて手を拭くこと。
- 一、人の扇を引取りて使ふこと。
- 一、人の前にて耳を掻き、或は鼻汁を流すこと。
- 一、人の前にて高鼻を擽むこと。
- 一、座敷の中を歩む時敷居及び疊の縁をふむこと。
- 一、炬燵の内に足を深く入ること。
- 一、煖爐の前に立塞がり、或は兩手を擴げてあたること。
- 一、人の物書く硯を傍より使ふこと。
- 一、人の前にて大汗を拭くこと。
- 一、人の前にて鏡を見て身粧ひすること。
- 一、人の前にて爪を剪ること。
- 一、人の前にて頭髮に指を入れて搔くこと。



- 一、髪を結ひたる席に毛髪をのこし置くこと。
- 一、人の履物を無断にて履くこと。
- 一、物品の上を跨ぎ越ゆること。
- 一、廊下若しくは人の座したる近傍を足音高く歩くこと。
- 一、人の氏名を假名若しくは略字にて書くこと。
- 一、入浴の際身體の垢を浴槽の内にて洗ひ落すこと。
- 一、浴場に於いて高聲に談話し、或は唾を吐き散らすこと。
- 一、便所の戸を荒く閉ぢ、或は開放すること。
- 一、火箸にて火鉢の中を掻き廻すこと。
- 一、人を押し除けて電車、汽車等に乗る、又は不當の席を占むること。
- 一、電車、汽車等に入りたる時、他人が席を譲り呉れたるに對し會釋だにせずして傲然と腰を掛くること。
- 一、何の故もなきに樹木の枝葉又は花實を折り取ること。
- 一、落書は勿論、歩みながら途中の壁又は扉に線を引きすること。
- 一、道路に紙屑塵芥を投げ散らすこと。

動物に對する心得

我が市町村内の先輩、老人及び薄命者、幼者等に對する心得  
 市町村長、助役、其の他の名譽職等に對する心得

我が市町村に傳染病、害蟲等の發生したる時の心得  
 諸官省、府縣廳、市町村役場等より出頭する時の心得

- 一、他人の演説談話等を聞きながら私語すること。
- 一、鳥獸、蟲魚等に對し残忍なる行爲をなすこと。
- 一、犬、猫、鶏、牛、馬等の動物を飼養せる場合は、常に保護を加へ、慈愛の情を以つて之れに接するは勿論、此れ等動物の爲めに近隣に迷惑をかくるが如き事あるべからず。
- 一、我が市町村内の先輩及び老人に對しては、常に尊敬の意を表すること、忘れざると共に、薄命者及び幼者に對して、愛憐、同情の念を持つべし。
- 一、市町村長、助役並びに其の他の名譽職員等は、我が居住せる市町村を安全に保護し、吾人の爲めに利益と幸福とを増進せしめんと日夜苦心せるものなれば、常に其の勞を謝し、敬意を表するの心掛なかるべからず。
- 一、我が市町村に傳染病、害蟲等の發生したる場合には、熱心に其の豫防及び驅除等に盡力し、以つて公共の安全を圖るべし。
- 一、諸官省、府縣廳、市町村役場等より出頭すべしと命ぜられたる時は、其の指定の時間を違へざる様に出頭すべし。



容儀に關する心得

容儀の整否は品格の尊卑に關すること尠なからず。女子は常に温乎たる容儀を保つべし。

容儀を整へんとするには、身體を清潔にするを先とする。

己れの風采、服裝等を街ふが如き言動あるべからず。

齒牙の清潔如何は容儀の整否に關すること尠なからず。

### 第三章 容儀に關する心得

一、容儀は品格の形式にして、服裝は容儀を整ふるに與りて力あるものなり。故に、容儀の整否は品格の尊卑に關すること尠なからず。若し其の容儀崩れ、服裝亂れたらんには、既に淑女たる品格の幾分を失ひたるものと云ふべし。故に女子の容儀は、温乎として玲瓏たる玉の如き裡に凜然として犯すべからざる風采あるを要す。

一、容儀を整へんとするには、先づ身體を清潔にし、常に頭髮・齒・爪等を亂雜・汚穢ならざる様に注意し、然る後、身に相應したる正しき服裝を着すべし。徒に流行を逐ひ、又は異様の服裝を爲し、人の目に立つが如きことをなすべからず。女子の服裝は高尚質素にして、且つ清潔なるを宜しとす。

一、假初にも、自分の風采・服裝等を街ふが如き野鄙なる言動あるべからず。  
一、口中は常に清潔にして、臭氣の發せざる様に注意すべし。殊に齒牙の清潔なる否とは、容儀の整否に關すること尠なからざれば、毎朝及び毎食後には必ず盥嗽し、口中をよく掃除して、其の清潔を保つやうにすべし。

手指及び爪等は常に清潔にすべし。

頭髮につきての注意

丸髻・烏田髻・銀杏髻・桃刺髻・お下げ・束髪等に關する心得



一、手指の汚れたるは見苦しきものにして、殊に爪の伸びて垢の溜りたるなどは、人に不快の感を與ふるものなれば、時時剪り取るべし。  
一、外出先より歸りたる時と食事前には、手指をよく洗ふべし。  
一、頭髮の美は女子に取りて最も大切なるものなれば、毎朝善く梳りて髮の艶を保つ様に注意すべし。諺にも、女は髮形とも云ふ程なれば、自身の境遇

年齢・流行等を考へて上品なるものを選び、且つ高尚・清潔なる適當の裝飾を施すべし。而して、其の結髮の法には、種種の髻形あり、丸髻・烏田髻・銀杏髻・桃刺髻・お下げ・束髪等是れなり。丸髻は既婚婦人の結ぶべき髮なり。烏田髻は凡そ十六七歳以上の女子の結ぶを普通の例とすれども、現今



婦人の鬢に就きて特に注意

は既婚の女子と雖も年若き間は結ぶこと多し。丸鬢島田鬢は共に正式の服装をなす時に結ぶ鬢なり。銀杏鬢桃割れは共に略式の鬢なり。お下げは妙齡の令嬢の結ぶ髪なり。束髪は年齢に依りて其の結び方に多少の相違あり。又時時の流行に依りて多少の變化あれども、平常にも禮服用の場合にも相通じて結ぶべき鬢と認めらるるに至れり。これ恰好上よりも衛生上よりも、從來の鬢に比し、簡便にして勝りたる點尠なからざれば、上下を通じて一般に用ふるもの多きに至れる所以なり。

一、婦人の鬢に就きては、從來既婚のもの未婚のもの身分高さもの低きもの



すべきこと。

髪飾につきての注意。

喪中の髪。

服装・頭髪等の容儀に及ばず影響。

若きもの・中年のもの・年老いたるもの等、其の身分境遇年齢等によりて嚴格なる區別・制裁等ありたれども、現今は此の區別亂れたるを以つて、特に注意すべきことは、何れの種類の結方をなすとも常に上品なる形を選び、其の毛髪の亂れてさがらざる様に注意し、又臭氣の立たざる様に注意すること肝要なり。

一、髪飾は服装の異なるに従つて、多少異にせざるを得ざるものなり。例へば、白襟紋附着用の場合に於いての髪飾は、日本鬢ならば鼈甲の櫛に、白丈長の根掛をかけ、小紋を着用する時は、蒔繪物・金屬類・寶石類等の櫛及び根掛を用ひ、束髪ならば蒔繪物・籠甲・金屬・寶石入り等、種種の櫛及び飾りピン等を、其の身分・年齢・季節等を考へ、適當にして上品なるものを用ふるが如し。

一、右の外、近親の喪に逢ひ、喪服を着する場合に、佛式にては、忌中鬢と稱するものに結び、神式にては、さげ髪にすることあり。此れ等の場合は、總べて髪飾を取り除き、白丈長を以て結ぶものとす。

一、服装・頭髪等、其の他外形の整否は、容儀上に多大の影響を與ふるものなり。されば、常に其の服装・頭髪を整ふると共に、容儀を整ふることに注意すべし。



紅粉につきての心得

きなり。

一、紅粉は婦人の嗜みなれば、其の年齢と場合とに依り、高尚にして且つ目立たざる様適當に施すべし。

一、紅粉は禮服を着用する場合に適當に之れを施し、服装と相俟ちて其の風采を高尚にするは、婦人としてなすべきことなれども、常に其の度を過ごさざらんことに注意すること肝要なり。

一、常に端正、高尚の容儀を保たんと欲せば、其の姿勢態度を正しく整ふべし。姿勢態度正しく整はざる時は、其の容儀を高尚端正に保つこと能はざるなり。

肌脱ぎ、裾まくり、其の他皮膚を露はすことは慎むべし。腫物等を病む時の注意

一、肌脱ぎ、裾まくり等は勿論、皮膚を露はすが如きは、人に對して無禮なるのみならず、賤むべき態なれば、他人の前と否とを問はず、慎むべき事なり。

眼は容儀上最も大切なるものに、作法上亦

一、腫物等を病む時は、其の局部に適當の手當を施すべきは勿論、人をして不快の感を起さしめざる様に注意すべし。

一、眼は容儀上最も大切なるものに、作法上亦せらるるものなれば、常に正視して安靜ならしむべし。而して、其の着眼點

大切なる關係あり。

冷水摩擦、冷水浴等は容儀と關係あり。

入浴の心得。

は常に正面を視ることに注意すべし。(二間以上三間以内を見ること)

一、正しき容儀を保つの基本は身體の健康を保つにあり。故に身體は毎朝盥嗽の際冷水摩擦、或は水浴等を爲すと共に、毎日或は隔日に溫浴をなし、勉めて清潔を保つやうに心掛くべし。

一、溫浴をなすには、先づ浴槽外にて善く身體を洗ひ、然る後入浴すべし。而して、浴場に在りては石鹼等にて浴槽内を汚さざる様、又猥りに湯水を汲み出さざる様に注意すべし。

一、西哲の語に、容儀、服装等に慎みを加へざれば、則ち左右の人に對して失禮の責めあり。といへるは、穿ちたる言なりと云ふべし。

一、身邊の事は、常に清潔にして整齊なる様に注意すべし。身體の各部の清潔にして且つ其の服装の整齊したる淑女は、何人が之れを見るも爽快に感ずるものなり。

一、他人の前に於いて居眠り、欠びくしやみ等をなすは、慎みて避くる様に注意すべし。若し欠びくしやみ等の抑へ難き場合には、ハンカチ等を以つて口邊を覆ひ、他人に知らしめざる様になすべし。

他人の前にて居眠り、欠びくしやみ等は、慎むべし。

容儀、服装等は、慎みを加へざれば、左右の人に對して失禮なり。身邊の事は、常に清潔にして、整齊なる様に注意すべし。



淑女は、常に高尚正雅にして、温和、着實なる態度を保つべし。寫眞を撮る時の注意。

一 容儀は品格を保つ上に於いて最も大切な要件なり。故に常に高尚正雅にして、淑女たるに恥ぢざる態度を保つべし、  
一 寫眞を撮る時は、成るべく自然の有様にて、其の容貌態度等、平素と異なることなき様にすると共に、容儀を正し、衣服を整へ、高尚なる品位を保つことに注意すべし。殊に長者に贈らんとする寫眞は、成るべく服裝を正しく整へ、且つ態度を眞面目に保ち、殊更に飾ることなく、其の人に對するの心持を以つて寫すべし。

### 第四章 家族に對する心得

#### 第一節 父母長者に對する心得

一 父母祖父母伯叔父母兄弟姉妹の間は、固より骨肉の愛情を以つて相交るものなれば、他人に對するが如く嚴格なるを要せざれども、狎れ親むの餘り、其の間に於ける禮儀を忽にし、無作法に陥るが如きことなき様、一舉一動に注意を加へ、和氣霽霽たる裡に、一家團樂敬愛の情誼を全うする様につとむべきなり。

家族に對する心得。父母長者に對する心得。兩親其の他長者、弟妹等に對しては禮儀を忽にするこゝとなく、一舉一動敬愛の意を以つて鄭重にすべし。

朝夕、父母長者に仕ふる作法。

一 父母長者に對しては、朝夕何事につけても其の意を迎へて丁寧仕ふるべきは勿論、夜は豫め其の寢所を設け置き、其の安らかに寢所に入らるるを見て、己れも亦靜かに寢に就くべし。若し病氣其の他の事故によりて、父母長者より先に寢に就かんとする時は、其の事情を述べて挨拶をなすべし。

父母長者の寢床を設くる心得。

父母長者の寢具取扱の心得。



家の團樂の圖

ふべしとの謂なり。

一 父母長者の寢床を設くるには、東か南かを枕の位置とし、北枕を避くること普通なれども、其の各家に於ける室の關係と當人の好みとによりて、其の位置を定むべし。  
一 父母長者の寢具は、常に洗濯して清潔なるものを供すべきは勿論、其のシーツ枕覆は時時取換ふべし。但し何人の寢具もかくすべきは云ふまでもなき事なれども、父母長者のは殊に意を用



父母・長者の朝起き出でられたる時の注意

外出する時の作法

外出先より歸りたる時の作法

父母・長者に對する時は顔色を和げ、言葉遣を丁寧にするべし

一、父母・長者目を覺まして起き出づる頃にならば、嗽茶碗・水・齒磨楊枝・齒磨粉・石鹼・手拭・タオル等を盆に載せて洗面所に差出すべし。時候の寒き時は湯をも添ふべし。



外出の中來母を報告する

一、用事ありて外出せんとする時は、必ず父母・長者に見えて其の由を告げ、許可を受くべし。

一、外出先より歸りたる時は、直ちに父母・長者の居間に至りて其の由を告げ、出先にてありし事の概要を語りて、父母・長者の心を安んじ、之れを慰むる様に勉むべし。

一、總べて父母・長者に對する時は、先づ顔色を溫和にし、言葉遣を丁寧にし、座作・進退は勿論、萬事物靜かにして、其の機嫌を傷み、感情を害せざる様に心掛くべし。縱令些末の事なりとも、父母・長者の好まざることは之れを避け、何時も愉快を感じしむる様に心を配ること肝要なり。

父母・長者の好まざることは、動作にも表はすべからず

父母・長者を看護・扶助する作法

父母・長者の外出せらるる時、注意すべき作法

一、起居動作は勿論、日常些細の事に至るまで、能く意を用ひて、父母・長者の好まざる事は、談話することをも避くべし。若し此の注意なく、己れが欲する儘に言動する時は、遂には親子の愛情をも害するに至るべし。謹むべきことなり。



老人を看護する

一、父母・長者は常に丁寧之れを扶助・看護し、心を傾けて慰撫に事ふべし。例へば寒暑につけては、其の衣服の厚薄・清汚等に意を用ひ、或は冬季の朝夕衣服を換ふる時には、之れを温めて寒さを感じざらしめ、夏は又一層注意して衣服に垢つかざる様にし、又起居出入に注意して、手落なき様にするが如し。

一、父母・長者の外出せらるる時は、衣服其の他の品物を能く指圖を受け、用意して進むべし。例へば、懷中物・ハンケチ等を初めとし、冬ならば頭巾・襟巻・外套・手袋・足袋等、夏ならば、蝙蝠傘・扇子等に注意し、其の他、杖・傘・履物等に至るまで、細かに心付くるの類なり。



父母・長者の外出先より戻られたる時すべき作法



母の出外の際に編傘を薦むる

一、父母・長者の外出先より歸宅せられたる時は、寒暑につきて其の勞を慰し、寒き時は直ちに火を出し、且つ平常著の衣服を温め、休憩の後、之れを着換ふるに寒さを感じしめざる様に、夏ならば之れを扇ぎ、或は冷水を供して手足を拭ひ、汗を取りて涼しみを感じしむべし。

父母・長者に供すべき飲食物の注意

父母・長者の老年に及びたる時、仕事するに注意

父母・長者病にかかられる時、看護上の注意

一、父母・長者に供すべき飲食物は常に意を用ひ、成るべく其の好む處のものを選び、軟かにして口に適ひ、且つ消化し易きものを選びしむべし。  
一、父母・祖父母・老年に及びなば、特に何事につけても意を用ひ、其の身體の強弱に應じて、或は之れを扶持し、或は歩行を助け、又は物見遊山に伴ひなどして慰むべし。

一、父母・長者病に罹る事あらば、心を盡くして看護し、適當なる醫師を招聘し、藥用其の他、食事等の手當を怠るべからず、殊に大病にて起居不自由とな

父母・長者を浴場に案内する時の心得



老人の病氣を看護する

り、寢床を汚す様の事あらば、假初にも之れを厭ふが如き舉動を表はすことなく、すべて眞心を籠めて、快く看護に従事すべし。

一、父母・長者は勿論、其の家族に病人ある時は、飲食物、寢具、藥劑、消毒等、總べて看護上に關する事は、自ら檢分調査したる後、手を下すべし。

一、看護は病人の精神を慰安するを第一とし、假初にも病人に嫌厭の情を起さしむるが如き言動あるべからず、但し、醫師より命ぜられたる事は嚴重に之れを守らざるべからず。

一、父母・長者の入浴せんとする時は、先づ湯の加減に注意し、適當と認めたる時は、石鹼、手拭、タオル等の用意を爲し置き、然る後案内すべし、而して湯加減を尋ね、其の温度は入浴者の意に適するやうにすべし。

一、父母・長者の入浴中は、其の聲の達する距離の間に居りて、用を待つべし。



老人に對して  
語。くべき言

夫婦の作法の  
心得

舅姑に事ふる  
心得

一、老人に對しては成るべく老衰死亡等の言語を使はざるやうに注意すべし。

第二節 夫及び舅姑に對する心得

一、夫婦は互に相親み相愛し其の情誼の深き事、親子にも勝る程なれども、其の愛情のみに依頼して、禮儀作法を忽にするが如き事あるべからず、互に敬愛の情を盡くすこと肝要なり。

一、夫婦相和するは、一家繁榮の基にして、延いては、一國富強の基ともなるに至るものなり。

一、舅姑は夫の兩親なれば、之れに事ふること、我が實父母と異なることあるべからず、殊に其の間に血縁の親あるにあらざれば、一層禮儀を重んじ、愛敬を盡くし、何事につけても、隔意なくこれに對することをつとむべし。又何れの家にて、各、家風のあるものなれば、よく其の指圖を受けて家風に從ひ、之れを守りて萬事を執り行



朝夕姑に挨拶する圖

夫の兄弟姉妹に對する作法

僕婢に對する心得

僕婢其の他の雇人に對しては親切に指導すべし

ふやうにすべし。

一、夫の兄弟姉妹に對しては、我が兄弟姉妹と同じく、互に相睦みて、禮儀作法を亂さざる様にすべし。



下婢を懇に諭す圖

附 僕婢に對する心得

一、僕婢其の他の雇人等に對しては、己れが權勢を恃みて、傲慢冷淡なる態度あるべからず、何事にて、親切に指導すべし。

一、婢僕中には、良家の子女にして、見習のため奉公するものもあり、或は家運零落して止むを得ず奉公するものもあれば、假初にも之れを侮蔑するが如き言語動作あるべからず。

一、父母長者より命ぜられたる事は、其の事の難易に拘はらず、妄りに婢僕に委



僕婢に対する注意

老僕婢に対する注意

朝夕出入する商人・職工等に接する心得

他の家の僕婢に世話をかけたる時の心得

旅館の女中等に對する心得

任すべからず、我が力の及ばん限り、自ら遂行するの心掛あるべし。

一、些細の事に至るまで、妄りに僕婢を使役すべからず。縱令己れの多年使役せる婢僕たりとも、之れを使役するに、尊大の言語態度を以つてすべからず。親切なる語を以つて、謙讓温雅の徳を示すべし。

一、老年に及びたる婢僕の取扱は、殊に深き同情を加へ、其の身に堪へ難き事業を強ふることあるべからず。

一、朝夕出入する商人・職工の如き者も、相當の禮を以つて取扱ふべし。是れ等の者は、婢僕と同じく知識の程度低きものなれば、餘り親しくする時は、狎れて禮儀を亂し、爲めに己れの威嚴を損じ、輕侮を招くに至ることあるべし。

一、親族又は知人等の家に宿泊する事あらば、其處を去るに臨み、女中等に相當の心付をなすべし。

一、旅館に宿泊休憩し、或は汽車汽船にて長途の旅行などする時は、其の女中若しくは給仕等に心付をなすを普通の例とす。

一、婢僕に過失或は不正の行爲ある時は、諄諄訓誡を加へ、妄りに叱責すべからず。

らず。

### 第五章 學生の心得

學生の心得  
朝の心得  
登校又は歸宅の際父母・長者に挨拶する心得

寝に就く時の心得

通學途上の心得

服装及び容儀の心得



圖の中途學通に校學

一、朝は一定の時間に起き、朝の仕事了へたる後、登校の準備を整へ、父母・長者に挨拶をなして出立すべし。歸宅の際にも同様挨拶をなすべし。

一、夜就寝の時間とならば、速かに寝に就くべし。若し、父母其の他長者より先立ちて寢所に入る時は、其の由を斷りて挨拶をなすべし。

一、通學の途上は、端正なる姿勢を保つべし。妄りに左顧右眎、喋喋、嘯見、苦しき態度あるべからず。而して道路の左側を正しく歩行し、既定の時間に後れざる様に出校すること肝要なり。

一、學校の内外を問はず、容儀及び服装は、何時にても端正を保つ



道路にあらざる場所を通行すべからず。  
途上友人に遭ひたる時は互に挨拶を交換すべし。

様に注意すべし。  
一 学校の往復其の他に於いて、道路にあらざる場所を通行するが如きことあるべからず。  
一 途上にて、友人に遭ひたる時は、



登校後教師に敬禮する



學友互に敬禮を交換する

校門出入の際

一 校門を入る際には、門衛に對して會釋すべし。是れ學校に對して敬意を表

は、門衛に會釋すべし。  
登校後、學校長及び教師に對して敬禮すべし。

登校の際、學友と遭ひたる時は敬禮を交換すべし。  
校則を守り、命令に従ふべし。

學校長或は教師より訓諭若ししくは發問せらるる時は、謹みて應答すべし。

校長室又は教員室に出入する時の心得

する所以なり、校門を出づる時も亦同様にすべし。  
一 登校の後初めて學校長及び教師其の他の職員に面會したる時は敬禮すべし。

一 登校したる際、學友に遭ひたる時は、相互に敬禮を交換すべし。  
一 學校に於いては、其の校則を守り、教師の指揮に従ふべきは勿論、上級生には柔順に事へ、下級生には親切に接すべし。



教員室に於いて教師より話を聴く

一 學校長或は教師より訓諭せらるる時は、謹みて之れを聴き、又發問せられたる時は、殊に姿勢を正し、謹みて應答すべし。  
一 校長室及び教員室に入らんとする際には、其の入口に於いて、室内一同の教師に對して敬禮を爲し、然る後、用事ある教師の席に到りて敬禮すべし。其の用事終りたる時は、教師に一應の敬禮をなし、室の



校庭・校舎を汚損すべからず  
 始業準備の報を聞きたる時の心得  
 始業の合圖を聞きたる時の心得  
 教室の出入又は廊下を歩行する時の心得  
 教室其の他の室に最後に入るときに心得

出口に到りて、再び前の如く一般の教師に對して敬禮をなしたる後、靜かに退くべし。  
 一、校庭に紙屑を遺棄し、或は唾を吐き、或は校舎を汚損する等、亂暴の舉動あるべからず。  
 一、控室及び運動場に在る時、始業時間豫備の報を聞かば、各自所要の學用品し、整頓し、當該學校の規定に従ひ、教室に入るの準備を爲すべし。  
 一、始業の合圖を聞きたる時は、課業時間表の指示に依り定められたる教室に入りて各自着席し、靜肅の態度を保ち、教師の入り來たらるるを待つべし。  
 一、教室に出入する時、又は廊下を歩行する際は、殊に姿勢を整へて靜肅にすべし。妄りに談話し、又は手を取り肩を組む等の無作法あるべからず。又隊伍を組み、廊下を行進する時も、之れに準じ、靜肅を守りて步調を合すべし。  
 一、教室其の他何れの室を問はず、最後に入りたる者は、必ず入口の戸、障子、襖、扉等を閉ざすことを忘るべからず。

廊下の交叉點に於いて他の組と出逢ふ時の心得  
 廊下等を疾驅すべからず  
 教師教室に入り來たらるる時の心得  
 既定の時間以後に教室に入る時の心得  
 教室に在りて受業の心得

一、教室出入の際、廊下の交叉點に於いて他の組と出逢ふ時は、一步にても先頭の早き組の通過を待ちて後、進行すべし。全く同時ならば、上級に之れを讓るべし。



(二の共) 圖の業受てり在に室教

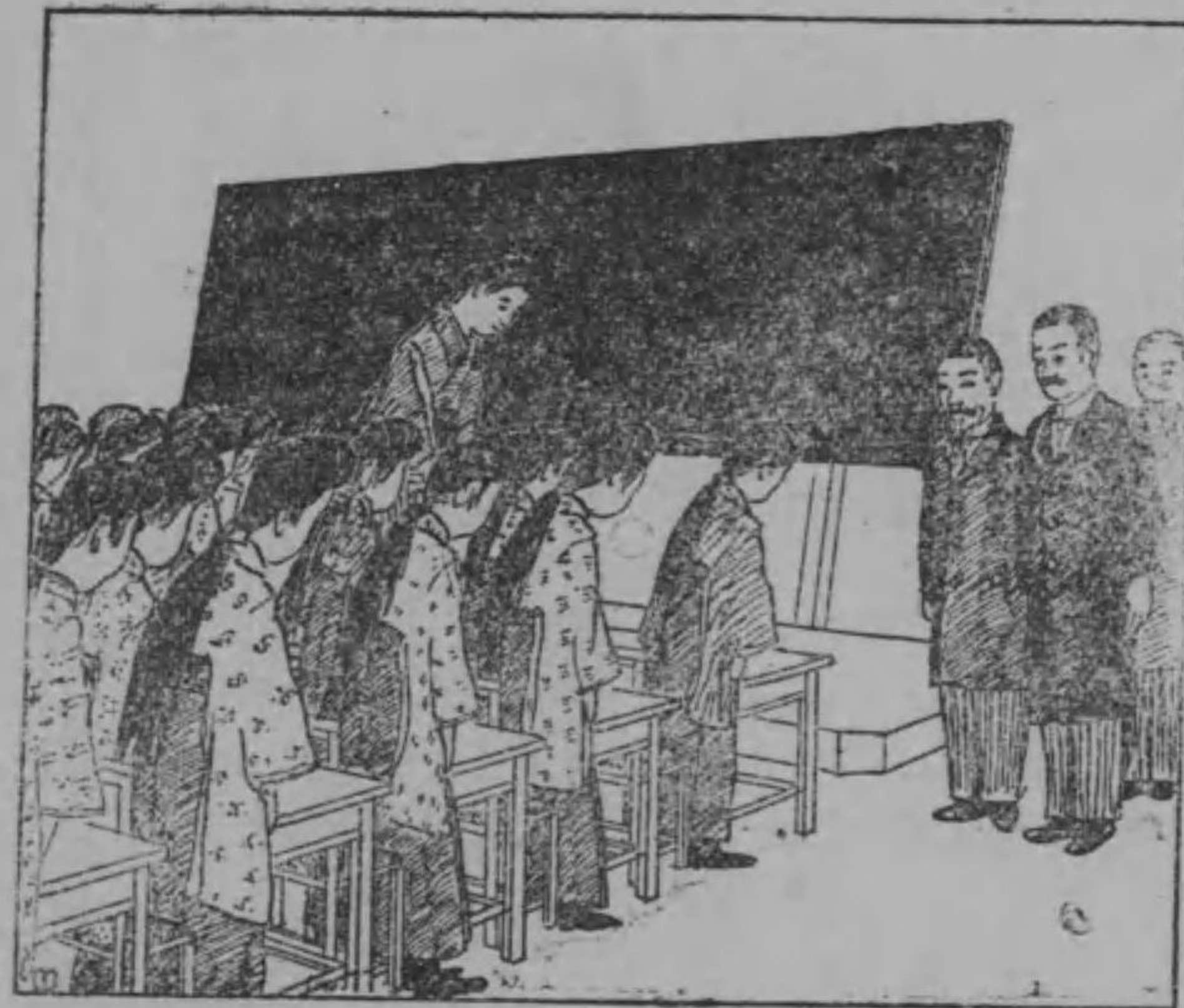
一、控室又は廊下等に在りて、妄りに叫聲を發し、疾驅する等のことあるべからず。  
 一、教室に教師入り來らるる時は、一同起立して、一齊に敬禮すべし。  
 一、既定の時間以後に後れて教室に入る時は、入口に於いて一禮し、更に教師の席に到りて敬禮を爲し、其の後れたる理由を述べて指圖を待つべし。  
 一、教室に在りては、正しく椅子に腰掛け、姿勢を正し、常に教師の方に注目し、謹みて其の教授を受くべきは勿論、一言一句と



教室内に在りて受業の時の姿勢

教室内に在りては常に教師の方に注目すべし

教師に對して應答する時の心得



教室に入室きたりたり時教師の指図するに禮する

雖も聞き漏らさざる様周到なる注意を拂ふべし。

一、教室に在りて机に凭る時は、正しく着椅の姿勢を取るべし。脚部を投げ出し、肘を突く等の事あるべからず。習字、圖書又は筆記の姿勢、態度は、夫れ夫れ學校の規定に従ふべし。

一、教室内に在りては習字、圖書又は筆記其の他特別の必要ある時の外は、常に眼を教師に注ぎ、謹みて其の講説を聴き、假初にも耳語、獨語等の無作法あるべからず。

一、教師の指名發問に對しては、直ちに起立して机側に出で、姿勢を正しくして明瞭に應答すべし。場合に依りては着椅のまま應答するも差支なきことあり。

學習上の事を質問する時の心得

受業中は妄りに視線を亂すべからず

敬禮すべき人教室に入り來たる時の心得

放課時間には教室に出入すべからず

敬禮をなしたる人教室を去る時の注意

一、學習上の事項に關し質問せんとする時は、舉手して教師の許可を請ふべし。教師より許可せられたる時は、靜かにその要點を質問すべし。教師の説明を了解したる時は、一禮すべし。

一、受業中は、參觀人の教室に入り來たり、又は廊下を通行するなどありとも、妄りに視線を亂すべからず。

一、敬禮を爲すべき人、教室に入り來たりたる時は、教師又は指揮者の指圖に従ひ、一同起立して、受禮者の方に目を注ぎて敬禮すべし。

一、放課時間中は、當番其の他特別の許可を得たる者の外は、教室に出入すべからず。

一、教室内に在りて、疾病其の他の事故に依り、席を離れ又は教室を去らんとする時は、教師の許可を受くべし。

一、敬禮を爲したる人、教室を立去る時には、其の方に注目し、一同起立或は著席の儘敬意を表す可し。若し先方より殊更會釋せられたる時には、一同起立或は著席せるまま、其の方に向ひて敬禮を爲すべし。此の場合に於いても教師其の他の指揮者の指圖に従ふべし。



教室に於ける  
机・椅子等の  
整頓法。

終業の合圖を  
開きたる時の  
心得。

食事の時の心  
得。

學校に於いて  
規定せられた  
る徽章・服装  
等に對する注  
意。

學校に納付す  
べきものは期  
日を違へざる  
様に注意すべ  
し。  
教師に教を乞  
ふ時の心得。

- 一、教室に於いて、己れの席と定められたる所は、常に其の机椅子の位置を正しくし、机上を整頓し且つ汚損せざる様に心掛くべし。机面に直接鉛筆を當てて削る等のことをなすべからず。
- 一、終業の合圖を聞き、教師教授を止められたる時は、一同起立して敬禮し、後靜かに教室を出で、控室又は運動場に至り解散すべし。
- 一、晝食其の他食事の時は、食堂に入り、一同敬禮をなし、教師の食せらるるを見て後、食すべし。食事を終りたる時も、前の如く敬禮をなすべし。
- 一、徽章袴其の他學校より特別に規定せられたるものある時は、能く之れを守りて着用すべし。是れ其の學校の學生たることを表明すべき特殊の徽章なれば、平素にも、式日にも之れを着用すべきものなり。
- 一、學校より、授業料等を納むべき書付を渡されたる時は、其の期日を違へざる様に納付すべし。
- 一、教師に教を乞ふ時は、殊に容儀を整へ、言語を丁寧にするべし。而して其の教師より説明指示せらるる場合は、謹みて之れを聞くべし。假令講説長時間に亘るとも、決して倦怠の状態を表はすべからず。

途上教師と同  
行する時の心  
得。

教師に對する  
心得。

己れの學業操  
行等の成績に  
關する事。



廊下にて教師に問ふに答ふる圖

- 一、廊下等に於いて、教師より物事を問はれたる時は、姿勢容儀を整へ、よく教師の話の聞き、然る後、靜かに丁寧に答ふべし。
- 一、途上教師と同行する時は、少し下りて歩むべし。若し、教師に携帶品ある時は、己れ代りて持つ様に心掛くべし。長者に對しても亦同様の心得あるべし。
- 一、教師は、兩親に次ぎて尊敬親愛すべきものなり。在學中教訓の趣旨を守るは勿論、業を終へて遠方に離れたる後も、時時其の安否を尋ね、尙身上の事に關しては、心情を打明けて其の指導を乞ひ、又己れの身上に就きて移動ありたる時は、直ちに報告することとを怠るべからず。
- 一、自己の學業操行等の成績に關する事は、其の都度細大となく父母其の他



關する事は、細大となく父  
母・監督者に  
報告すべし。  
父母の許より  
離れて居住す  
る時は、其の  
生活並びに學  
業の實況を報  
告すべし。  
自己の短所・  
缺點を指摘し、  
注意せられた  
る時の心得。  
自己の健康上  
缺點ある時  
は、其の補充  
に努力すべ  
し。  
忌服に關する  
心得。  
太政官布告第  
百八號忌服令  
は下卷第二十  
三章祝祭日其  
の他諸儀式に  
關する心得忌  
服の部にあり。  
忌服に關し文  
部次官より地  
方長官に通牒  
せられたる文  
書。

の監督者在學中の保證人に報告すべし。  
一、父母の許を離れて居住せる者は、時時父母の安否を問ふと共に、己れの生  
活状態並びに學業進歩の實況等を報告すべし。  
一、學術と操行とを問はず、自己の短所・缺點を指摘して注意戒告せられたる  
時は深く肝銘反省して、其の補充・矯正に力を盡くすべし。  
一、毎年學校に於いて受けたる身體検査の結果に依り、健康上缺點と認むべ  
き事項は、平素深く注意を拂ひ其の矯正・補足に努力すべし。  
一、家族に死亡者ありたる時は、直ちに其の旨を學校に届出でて、相當の忌服  
を受け、其の期間中は引籠り居りて、妄りに外出せず、哀悼・謹慎の意を表す  
べし。猶忌服に關する事は、去る明治四十四年八月文部次官より各地方長  
官に通牒せられたる左の文を参照すべし。  
忌服の制は、夙に明治七年太政官布告第百八號を以て規定相成居候處  
近來小學校其の他諸學校に於て、往往其の生徒の父母祖父母等の死亡  
に際しても右の制度を等閑に附するが如きものも有之哉に相聞え道  
徳教育上頗る遺憾の次第と被存候就ては小學校及中學程度の諸學校

除服出校を命  
ぜられたる時  
の心得。

忌服令摘要一  
覽表。

等に於ては自今生徒をして克く服忌に關する心得を會得せしめ又之  
に丁りたる者に對しては相當期間休業を認可し、當試験の時期等に際  
しては特別の取扱を爲す等便宜の方法を講じ、以て苟も孝悌の至情を  
傷はしめざる様深く注意すべき旨御示達相成度依命此段及通牒候也。  
追て貴管内公私立専門學校に對しては本文の趣旨に依り取扱候様  
本文は參考として御示達相成度此段申添候也。  
一、忌服に關する心得は忌服令及び忌服令摘要一覽表・六等親血族表の示す  
所を標準として參酌すべし。  
一、忌引中に學校より除服出校すべき旨通達せられたる時は、直ちに出校し  
て、平素の課業に服すべし。但し、祝賀の儀式・運動會等に出席することは、制  
規の忌引期間中は成るべく遠慮するを要す。しかれども總べて學校の命  
令に依りて進退すべし。

忌服令摘要一覽表

親族の關係

忌

服

父 母

五十日

十三個月







學校に於ける諸儀式は舉行せらるる要旨を了解するは、勿論、式日に、出校すべし。

儀式に參列する時の心得

式場の設備は、學生自ら之れを爲す可なりとす。

一、學校に於いて諸種の儀式を舉行せらるるは、平素教育せられたる趣旨を實地に行ふべき最上の精神教育なり。殊に三大節の式の如きは、忠君愛國の精神を喚起し、其の徳性を涵養修練するに恰當の機會なれば、學生たる者は喜び勇んで出校し、式場に列するを名譽とすべし。而して、學生として式場に列し得るは、其の學校に在學せる特殊の榮譽なることを忘るべからず。殊に、師弟相共に嚴肅なる一堂の許に於いて、至尊の御眞影を拜して皇室の萬歳を祝し奉り、國家の隆昌を祈るは、學生としても、はた國民としても實に光榮と云ふべきなり。

一、總べて儀式に參列する時は、其の式の嚴正、靜肅に行はるるやうに各自に注意せざるべからず。若し儀式にして不規律に流れ、嚴肅を缺くことあらんか、其の式の無効となるのみならず、併せて平素教育を受けたる精神をも滅却するに至るものなり。深く注意せざるべからず。

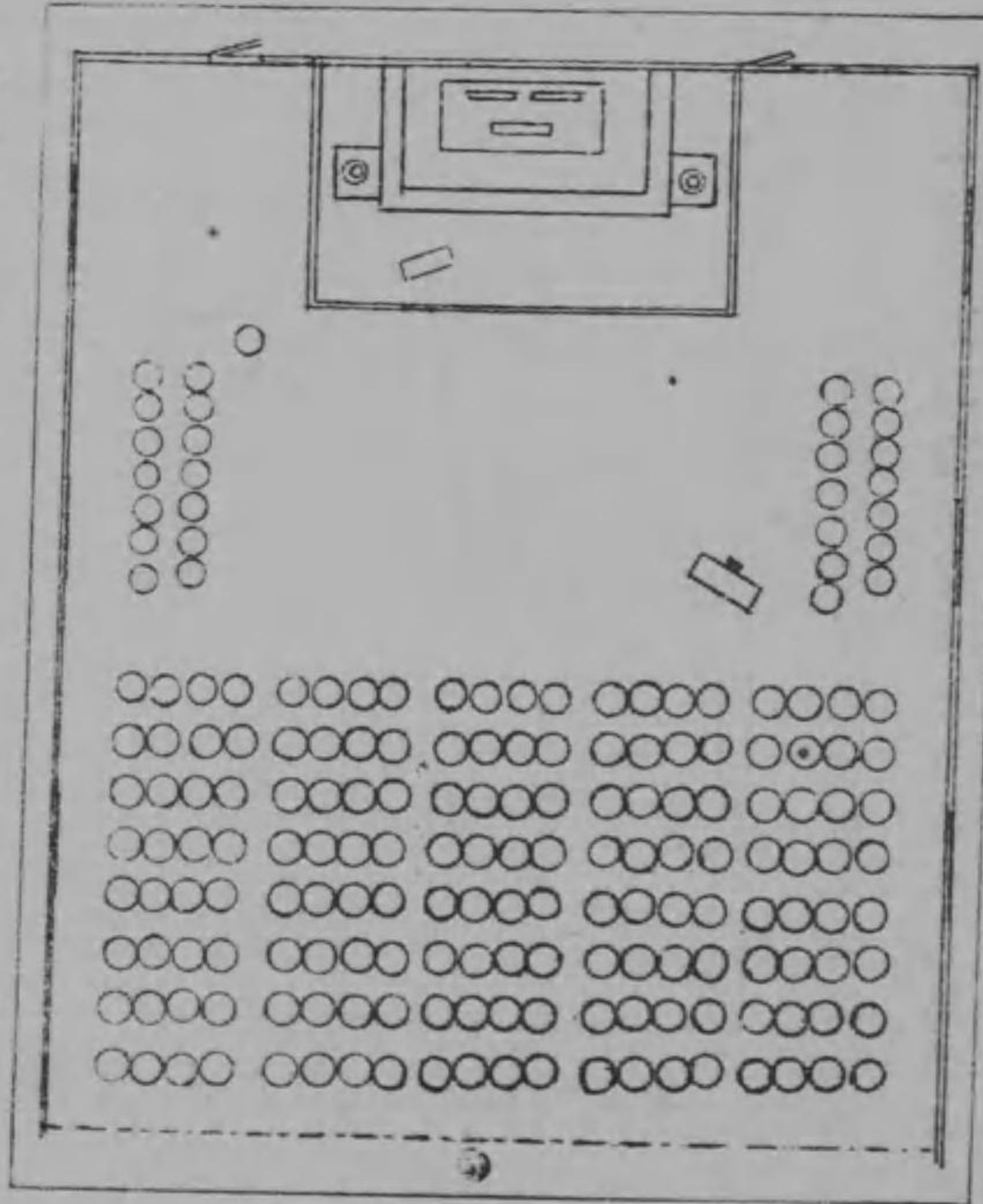
一、學校にて儀式を擧げらるるときは、其の式場の裝飾整理等に關する設備は、學生に於いて之れを手傳ひ、以つて其の式場を完全ならしめ、式場に參列するものをして、自ら容を改めしむるが如き感あらしむる様にすべし。

式場に於ける席次の定め

式場に御眞影を奉掲する心得

兩陛下の御眞影奉掲に關し、文部省より、照會に對し、宮内省より、回答書の

一、式場の位置形狀等、左右同一なる時は、席次を定むるに右を上席とす。然れども、式場の入口及び裝飾の仕方等に依りて特別に定むる場合もあり。此



式場設備の圖

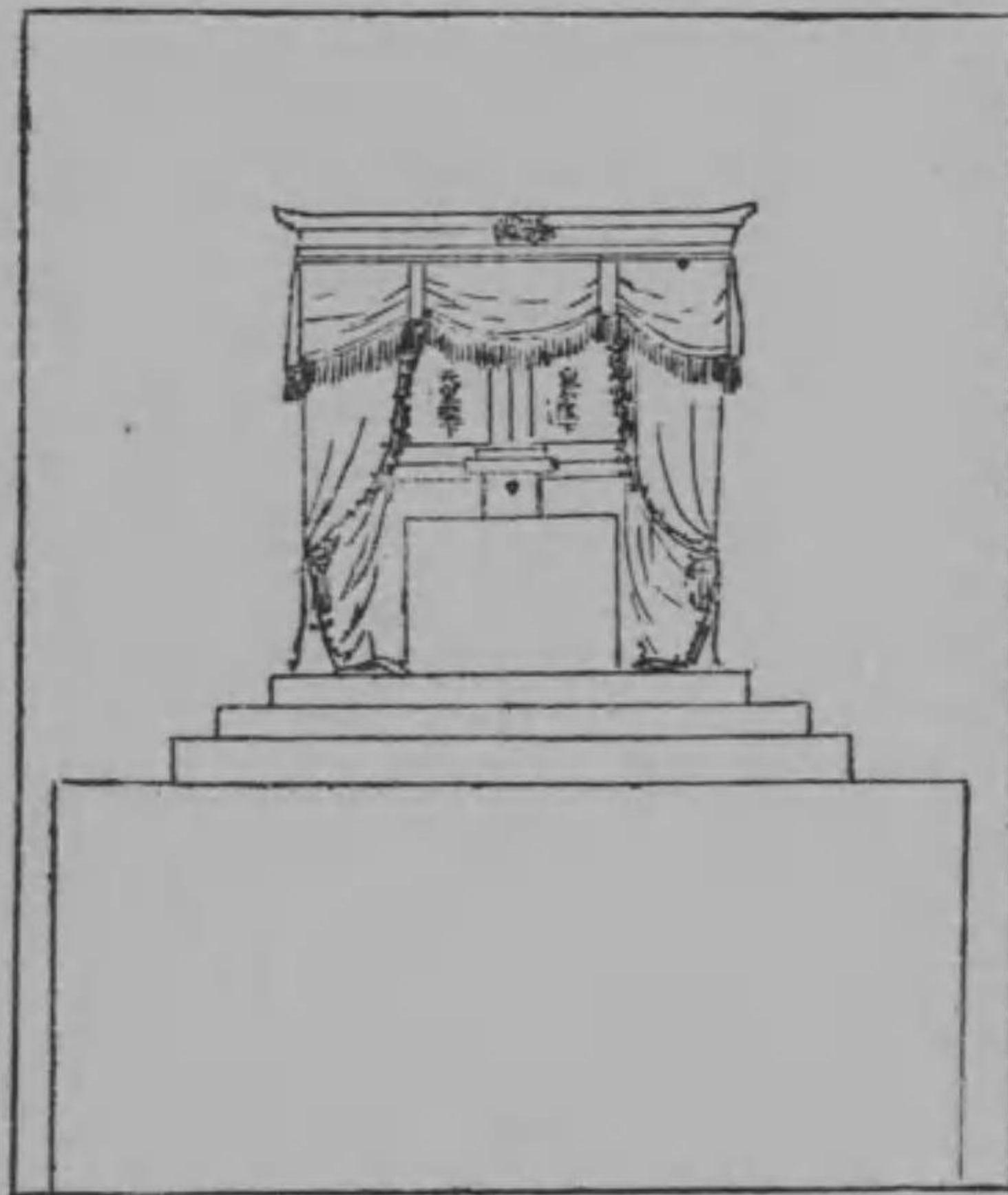
の如きときは入口に近き方を下座とし、入口に遠くして裝飾ある方を上席とするなり。

一、式場に御眞影を奉掲するには、天皇陛下の御眞影を右に、(臣)陛下より向つて左方に、(皇后)陛下の御眞影を左に奉掲すること普通なり。兩陛下御眞影奉掲の位置につきては、去る明治三十一年一月十一日、文部大臣秘書官の照會に對し、宮内省より回答書の寫、左の如くなるを以つて、參考に掲ぐ。



御眞影開屏の際の心得

兩陛下の御眞影を拜し奉る時の心得



兩陛下の御眞影を拜し奉るたるに

陛下御寫眞奉掲位置の儀に就き本月十一日付甲第三〇號を以て御照會之趣了承御位置の儀は右を以て天皇陛下の御位置右方は臣下より向つて左手に拜し奉るとする事に相成居候左様御了知有之度此段復答候也

一、御眞影開屏の際は、頭を前方に垂れ、謹みて最敬禮をなし、徐に頭を上げ、元の姿勢に復すべし。

一、兩陛下の御眞影を拜し奉る時は、各、別別に拜禮を行ふべし。

職員・學生一同同時に拜禮を行ふには、學校長御眞影に對し奉り、最敬禮を行ふ時、一同同時に拜禮を行ふべし、されどこは一種の便宜法なりと心得べし。第八章皇室に對し奉る心得拜謁の心得及び宮中に於ける一月一日の拜賀式を參考すべし。

祝祭日に登校の心得

式場内に於ける心得

儀式は嚴肅に行はるるやう、各自に注意すべし。

儀式の順序は、豫定の通りに行ふべし。

儀式の時、來賓の式辭朗讀、談話、演説等ある時の心得

儀式中事ある



兩陛下の御眞影を拜し奉るに

一、祝祭日の當日は、平素よりも一層疾く起きて身體を清め、服裝を整へ、學校より指示せられたる時刻に遅れざる様に登校すべし。

一、式場は神聖なる特別の場所なれば、其の場内に於いては勿論、出入にも敬虔、嚴肅の態度を保つべし。殊に式場内に御眞影を奉安したる時は、一層謹嚴の精神を持つべし。

一、總べて儀式は三大節の拜賀式、卒業式、記念式等、其の何種たるを問はず、嚴肅に舉行するを以つて其の要となすべし。

一、儀式の順序は、能く記憶し置きて豫定の通りに行ひ、進退動作等、假初にも失態の事あるべからず。

一、儀式の際は、學校長、其の他來賓の式辭朗讀又は談話、演説等に、其の姿勢、動作等、假令偶然正調を失する事ありとも、妄りに笑聲を洩らし、又は批評する等の事あるべからず。

一、儀式中は、疾病、其の他不時の出來事ありとも、決して各自に喧騒進退すべし。



時は、指揮者の命を待ち、動作すべし。式場内に入るときは、後れ得る時、心の得。

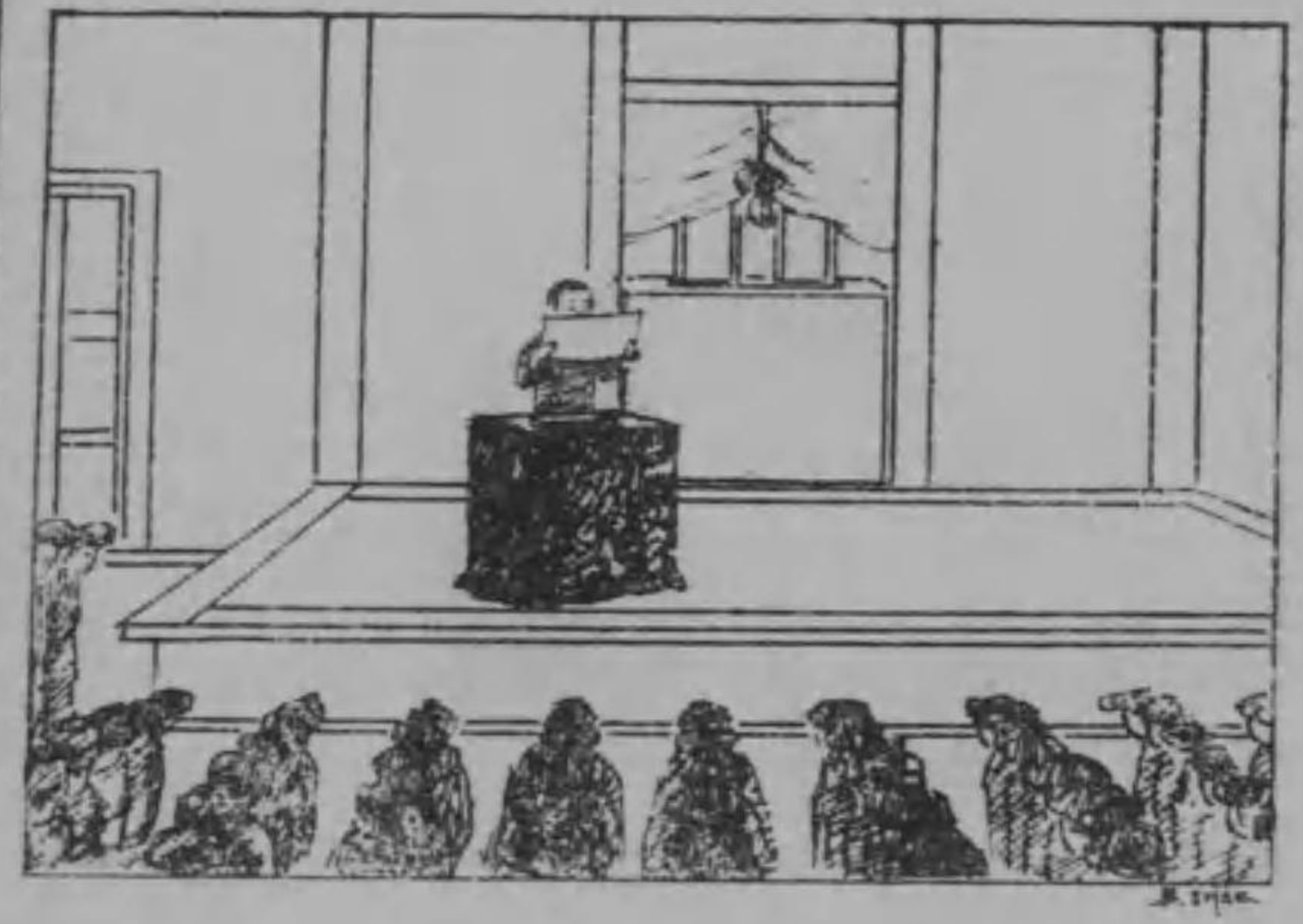
式場内に於いて、劃一の動作をなすべき時、心の得。

- 一、式場内にて、劃一の動作を爲すべき時に於いて、己れ一人單獨の動作をなすは宜しからず。例へば樂器の合圖に依りて一同起立して敬禮をなすべき時に、己れ獨り着椅の儘に居り、或は總代が祝辭を述ぶる時一同起立するに、己れ獨り起立せざるが如きことは是れなり。
- 一、祝祭日に於ける學校の儀式は、多くは、左の順序に依りて舉行せらるるなり。

  - (1) 職員・生徒入場。
  - (2) 職員・生徒一同敬禮。
  - (3) 御眞影の覆物を撤す。(此の時職員・生徒一同起立。)
  - (4) 御眞影に對し奉りて最敬禮を行ふ。(此の時學校長開扉。)
  - (5) 君が代の歌合唱二回。
  - (6) 勅語捧讀(捧讀の始まると同時に上體を少し前方に傾け、謹んで拜聴し、捧讀了りたる時最敬禮を爲し、後靜かに元の位置に復す。)

勅語捧讀を拜聴する時の心得。

卒業證書又は辭令書を受くる時の心得。



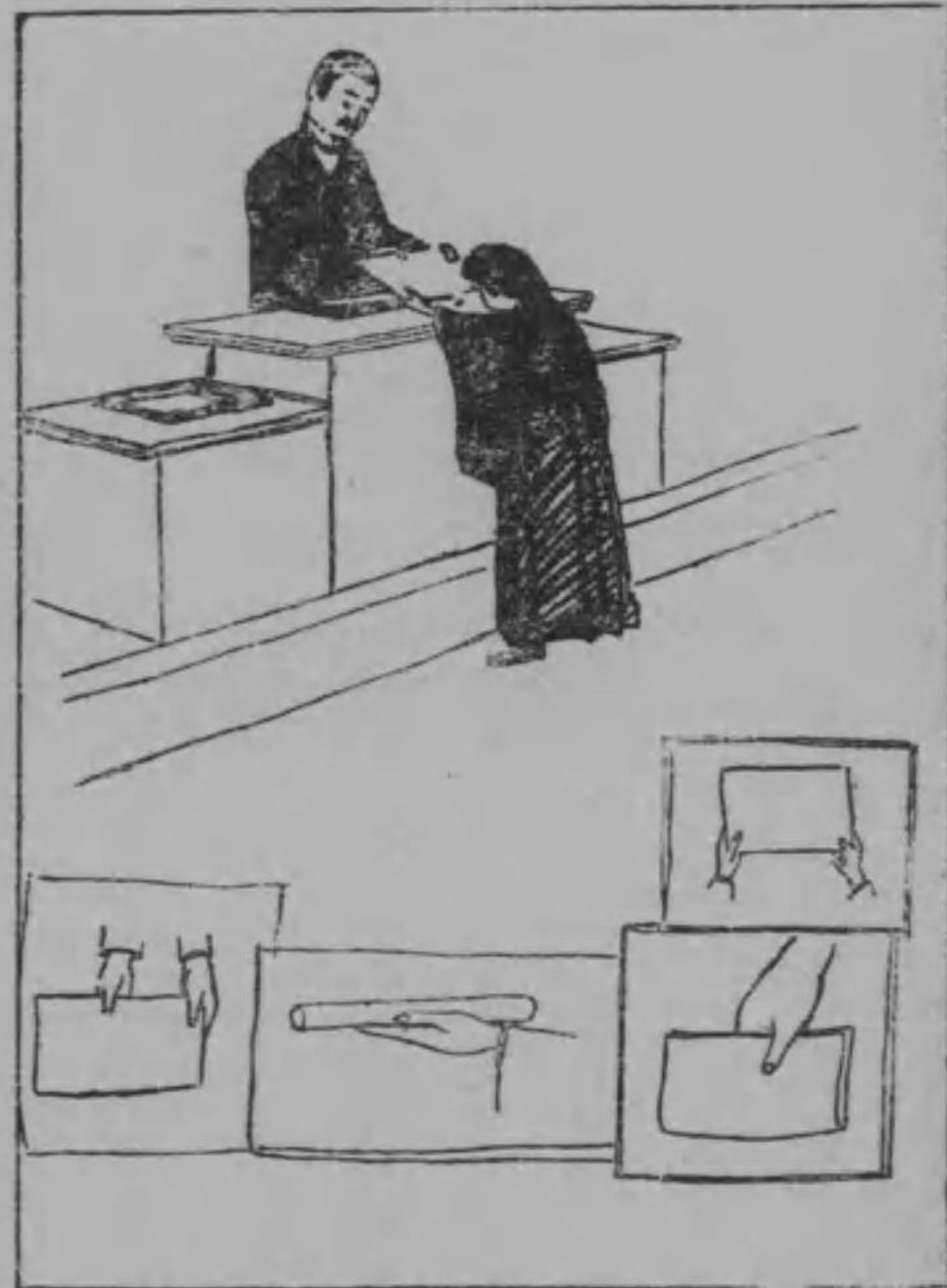
- (7) 當該祝祭日の唱歌合唱。
- (8) 御眞影に覆物を爲す。(此の時職員・生徒最敬禮。)
- (9) 學校長の誨告。
- (10) 職員・生徒一同敬禮。
- (11) 生徒・職員退出。

勅語捧讀を拜聴する時の心得

一、勅語捧讀の際は捧讀者が壇上に昇りたる時、一齊に起立して直立不動の姿勢を取り、捧讀者に注目し、捧讀者が勅語を捧讀し始むると同時に、頭を少し前方に垂れ、謹慎敬意を表して拜聴し、捧讀終りて御名御璽に到るときは、最敬禮をなすべし。然して、終りたる後、不動の姿勢に復し、互に見合せて、徐に一齊に着席すべし。

一、卒業證書及び辭令書等を受くる時は、指名に依り起立して前に進み、授者に向ひ、三歩





卒業證書を受く時、此の程前に停止して敬禮し、此の時列席の來賓及び職員に對しても敬禮をなす。三步進みて兩手にて之れを受け、左手にて之れを受け右手を添へ、捧げつつ三步退きて、之れを一覽し、其の文面を默讀するとせざるとは、其のときの場合による。押戴きて敬禮し、此

式辭朗讀・講演等ある時起

の時列席の來賓及び職員に對して敬禮すること前の如し、右手に受け二つに曲げ食指を中にし、拇指と大指とにて之れを挟み敬禮し、元來たりし途を経て、徐に着席すべし、而して退く時上座に背部を向けざるやうに廻るべし、其の廻り方は右に廻るとせば右足を左足の後に引き、左足を其の側に引き、身體側面になりたる時、右足より歩き初めて徐に退くべし。

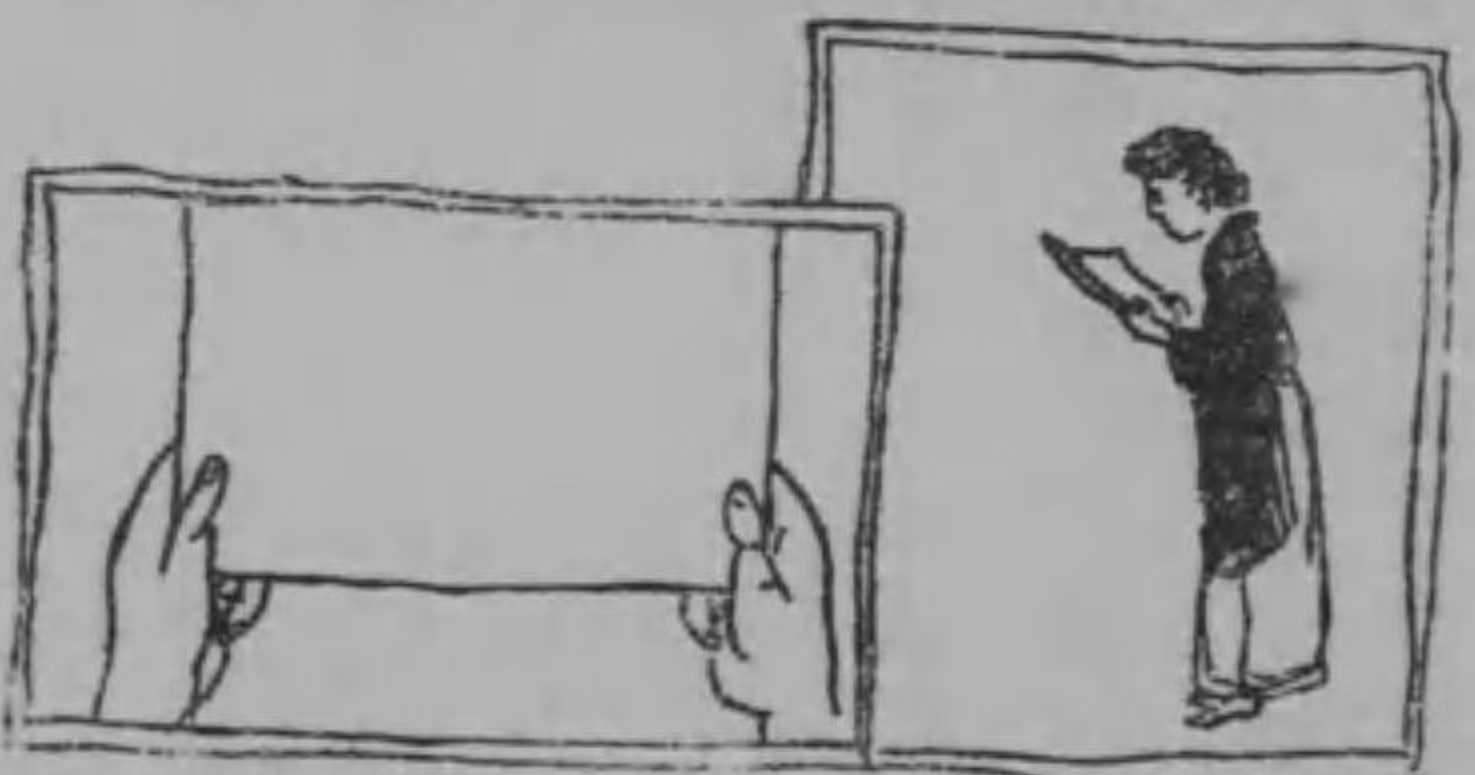
一、式辭朗讀講演等ある時、起立著席等の動作は、其の時と場合とにより當を

立著席等の心得。祝辭・答辭・弔辭等は、豫め讀み方を練習すべし。

祝辭・答辭・弔辭等を讀む時の心得。

得るやうに、注意を拂ふべし。

一、祝辭・答辭・弔辭等は、奉書紙に認め、式場に出る前、豫め其の讀方の練習をなし置くべし。



答辭を讀む圖

一、己れ學生總代として祝辭・謝辭等を朗讀する時は、其の序次に至るとき、徐に起立して進み出で、來賓及び職員に對して敬禮を爲し、後靜かに讀むべき文書を取り出し、之れを捧げて明瞭に讀むべし、而して讀み終りたる時は、前の如く來賓及び職員に對して敬禮をなし、後靜かに退くべし。



一、祝辭・答辭等を読む時は、殊に姿勢を正しくして、莊重・沈靜なる態度を以つて明瞭に朗讀し、且つ其の語句の切目を正しくすべし。又弔辭等は殊に痛沈なる態度・音調を以つて讀むべし。

一、學校より引率せられて行幸・行啓を拜觀し奉る時は、文部省訓令第十八號を以つて指示せられたる方法により、謹みて敬意を表し奉るべし。

○行幸・行啓の節・學生・生徒敬禮方（明治四十三年八月二十六日文部省訓令第十八號）  
一、武裝せざる場合、女生徒を含む。

學校長及び職員は全列の右翼に指揮者は各組の右翼に位置し、前驅の見えたる時、氣を付けの號令を下し、一齊に脱帽せしめ、直立不動の姿勢を取らしむ。御車、指揮者の前に達したる時、禮の號令にて敬禮せしめ、體の上部を約三十度前方に屈せしむ。徐に元の姿勢に復せしむ。御車組の左翼より通過する時は、學校長・職員及び指揮者は左翼に位置す。猶其の後文部次官より二回に左の通牒を發せられたり。

行幸・行啓の節・敬禮法に關し、文部次官より通牒。

客年八月二十六日日本省訓令第十八號行幸啓の節、學生・生徒の敬禮法に就ては、各組の人員は列の編制に應じて適當に之を定め、禮の號令は各組毎に下すべきこと、及び前

項の號令に依り敬禮を爲し、了りたる後と雖も、直に元の姿勢に復せず、御車が其の組を通過したるまでは、體の上部を少しく前方に傾け、敬意を表するの禮容を保たしむること云々（明治四十四年五月十九日生徒の敬禮を了りたる場合と雖も、御車が其の組の前面を全く通過せざる内は、上體を稍々前方に傾け敬意を表する禮容を保ち、徐に元の姿勢に復せしむる様御注意云々（同年七月十二日）

卒業生同窓會に關する心得。

母校に對する心得。

坐作・進退の心得。

一、學生・生徒として行幸・行啓を拜し奉る時は、學校長及び職員の指揮に従ふべきは勿論なり。又他の團體員若しくは個人として拜觀し奉る時は、其の團體の指揮者若しくは係官の指圖に従ふべし。  
一、卒業したる後は、其の母校卒業生の組織せる卒業生同窓會に入會するは勿論、其の開會日に勉めて出席して、相應の盡力をなすべし。  
一、卒業生は常に我が卒業したる母校を思ひ、師恩の限りなく深きことを肝銘せざるべからず。

一、母校に事ある時は、直ちに出校して、身分相應の手傳をなすべし。  
一、卒業生は、新舊を問はず、同心協力して、母校のために力を致すべし。  
一、卒業生は益、我が母校の信用を高め、其の名譽を發揚する様に心掛くべし。

### 第六章 坐作・進退の心得



姿勢の心得。  
直立姿勢の心得。

第一節 姿勢の心得  
一、直立の姿勢



直立の姿勢

直立の姿勢は、先づ胴體を正しく据ゑ、頭を仰向かず俯向かず真直に、肩は平かにして脊を曲ぐることなく、胸を張り、兩足の踵を接けて足尖を稍開き、下腹部に力を入るるやうにし、兩手は自然に垂れ、口を閉ぢ、眼は前方を正視し、足元より凡そ一間乃至三間位前を目標とし、廣き場所ならば、三間乃至五間位の所を見るやうにすべし。

着椅の姿勢。



着椅の姿勢

一、著椅の姿勢

椅子に倚りたる時の姿勢は、椅子の中央に深く腰を掛け、足を正しく床上に揃へ、膝は直角に曲げ、上體及び下腹部は直立の姿勢に於

正坐の姿勢。

歩行の心得。  
歩行に關する注意。

けるが如くなし、兩手は膝の上に置き、若しくは軽く之れを組み臂を張らざる様にして、口を閉ぢ、眼は前方を正視すべし。  
一正坐する時の姿勢



正坐の姿勢

坐する時は、兩足の拇指を少しく重ね、上體を真直にし、下腹部に稍力を入るるやうにして、兩手を膝の上に置き、若しくは軽く之れを組み臂を張らざる様にし、口を閉ぢ、眼は前方を正視すべし。

第二節 歩行の心得

一、歩行する時は姿勢を正しくし、身體を上下左右に動搖せしめず、手は軽く自然に垂れ、不知不識の裡に歩調を整ふるやうに習慣を作るべし。歩行の姿勢の悪しきは見苦しさものなれば、將來貴婦人たるべきものは、少女の時代よりこれに注意すること肝要なり。諺に、歩行の姿



歩行の姿勢



室内廊下階段等を歩行する時の心得

勢を見て其の人の性質を知るを得、と云へるは、味ある言なり。  
一室内は勿論、廊下階段等を歩行する時は、勉めて静かにすべし。靴の儘なる時は、爪先に稍、力を入れ、足音のせざるやうに注意すべし。

一室内を歩行する時は、其の通路に當る敷居を踏み、又は物を跨ぎ越え、若しくは器物等に躓かざるやうに注意すべし。若し其の通路に物品ある時は、

道路は普通左側を歩行すべし。

尊長と同行する時の心得



尊長と同行する時の態度

跪きて、他に移して通るべし。又疊の縁等も成るべく踏まざるやうにすべし。

一道路は普通左側を歩行すべし。但し、軍隊に出逢ひたる時は、右側に避くべし。

一尊長と同行する時は、少しく後れて隨行するを禮とす。隨行の際は、妄りに他人と談話等を爲すべからず。

老人・幼者に出逢ひたる時の心得

一老人・幼者等に出逢ひたる時は、道を譲り、又同行の際は、成るべく之れを保護扶助する様に注意すべし。

道路・市街等を歩行する時の注意

一道路・市街等を歩行する時、小足或は大足にて歩き、又は履物を引摺るなどは、見苦しき事なれば注意すべし。

歩道・車道の區別を亂すべからず

一歩道・車道の區別ある道路は、其の區別を亂さざるやうに、注意して歩行すべし。

街路に於いて、行人と談話する時の心得

一街路にて行逢ひたる人と、簡短なる談話を交ふることある時は、通行人の妨げとならざるやうに注意すべし。

一街路に於いて大聲に談話し、或は唱歌を歌ひ、其の他の喧騒なる言動をなすは野鄙なり。

街路を汚すべからず

一街路には痰唾を吐き、又は紙屑等を棄てなどして汚すべからず。

一通行人を凝視し、若しくは其の容貌服装等を批評する等は、野鄙なる行爲なり。

歩行中食物を口に含むべからず。廻旋する時の作法

一歩行中、食物を口に含む事あるべからず。

一廻旋せんとする時は、先づ向はんとする方の足を斜に後に引くと共に、其



数人同行する  
時の心得

の方に徐に廻るべし。  
一、道路市街等を歩行する時、横列を作りて道路を塞ぐが如きことあるべからず。

着椅並びに着  
座の心得  
椅子に着く時  
の心得

第三節 著椅並びに著座の心得

一、椅子に着くには、先づ其の己れの掛けんとする椅子の下座の側即ち左側

着椅したる時  
の心得

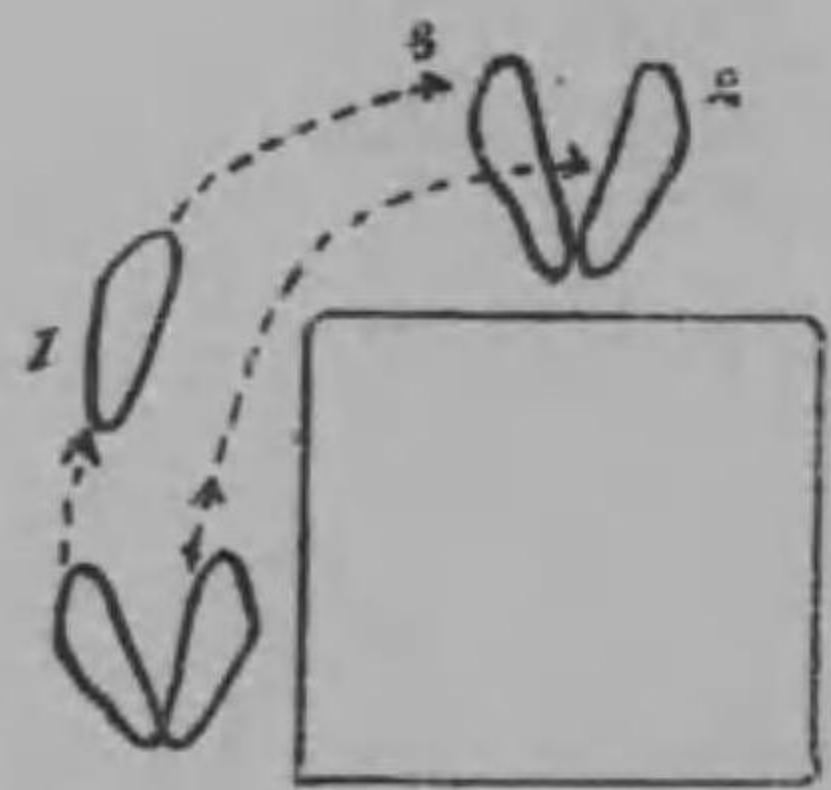
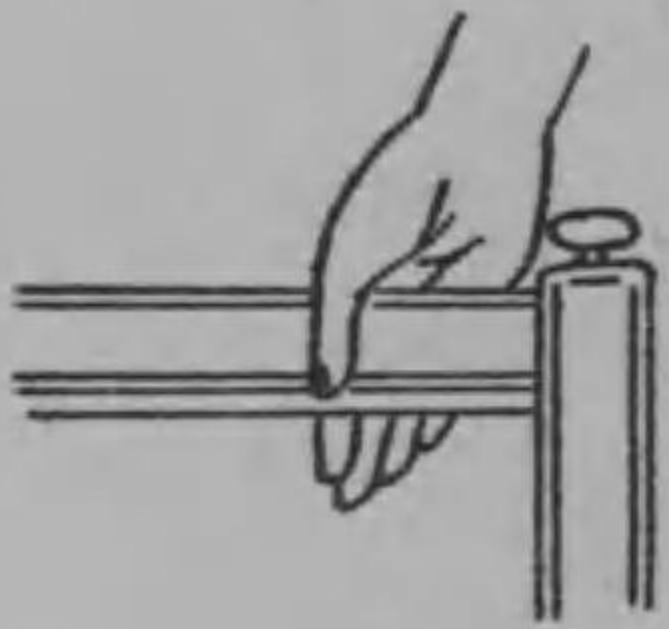


(一の其) 圖るすとんら倚に子椅

(左方上座なる時は右側に於いて兩足を揃へ、右手(又は左手)を椅子の後の横木に掛け、左足(又は右足)より進みて著椅の姿勢を取るべし。右側よりする時は之れと反對にすべし。此の時右手又は左手は身體を椅子に掛くると共に手を離し、膝上に揃へ置くべし。  
一、椅子に倚るには、深く腰を掛け。

貴人の前など  
にて、著椅の  
際、足を組む  
は無作法なり  
椅子を離るる  
時の作法

背を後の横木に託し、兩足を床上に揃へ、兩手を膝の上に置くべし。



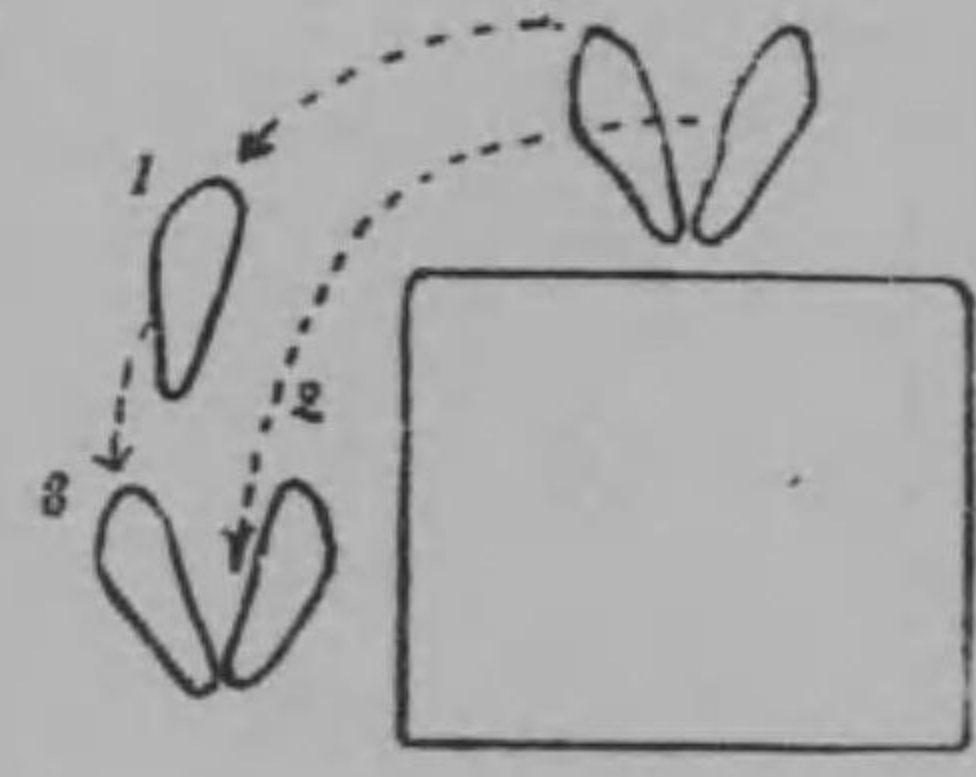
(二の其) 圖るすとんら倚に子椅



(一の其) 圖るすとんれ離を子椅

に掛け、左足(又は右足)より斜に椅子の左側又は右側に退き、兩足を揃へ手





(二の共) 圖るすとんれ離を子椅



圖るす禮敬てれ離を子椅子よにるたりた來者長際るたし椅著

着座する時の作法  
著椅の際、敬禮する時の作法  
時、尊長に對して敬禮する心得

座を起つ時の作法



を椅子より離すと共に敬禮すべし。  
一、己れ椅子に倚れるとき教師其の他の尊長者來たられたる場合は、椅子を離れ、椅子を離るる作法は前項に記載したるが如し。起ちて敬禮すべし。  
一、己れ椅子に倚れる時敬禮するには、下輩に導する外は椅子の前に起立して行ふべし。但し尊長に對しては椅子を離れて敬禮すべし。  
一、座するには兩足を揃へ、兩手を膝に添へ、左足を少しく引き、上半身は起立

坐する時の順序

せる時の姿勢と同一に  
なし、先づ左の膝を突き  
次いで右の膝頭を突くと同時に、左の膝を少しく押し進め、兩膝を揃へ、體を落ち附けて座すべし。  
一、座を起つには、兩手は稍、内方に向けて軽く膝の



建具・簾等を  
閉閉・出入す  
る心得



座を立つ時の順序

上に置き、腰を浮かし、重ねて座し、右の膝を少しく立て、足の指先を爪立て、上體を屈せざるやうに徐に立ち、立ち終ると同時に正面に向ひ、足の揃ふやうにすべし。而して、此の時、衣服の裾を踏まざるやう、又腰を屈せざる様に注意すべし。

第四節 建具・簾等を閉閉  
出入する心得

外より言葉を掛けて、室内の人の許諾を受くべく、西洋室の場合には、先づ室扉を叩きて、室内の人の許諾を受くべし。  
一、扉を開閉するには、右開の場合は右にて把手を把り、之れを開くと共に、旋りながら室内に入り、内側の把手を左手に持ち替へ、静かに正しく閉づべし。

扉を開閉する  
時の心得

戸・障子・襖等  
を開閉する作  
法

戸・障子・襖等  
を開閉するに  
尊長座に在る  
時の注意



扉を開く

西洋風の室に入るとする時許諾を乞ふ

し。但し左開の場合は此の  
反對に爲すべし。

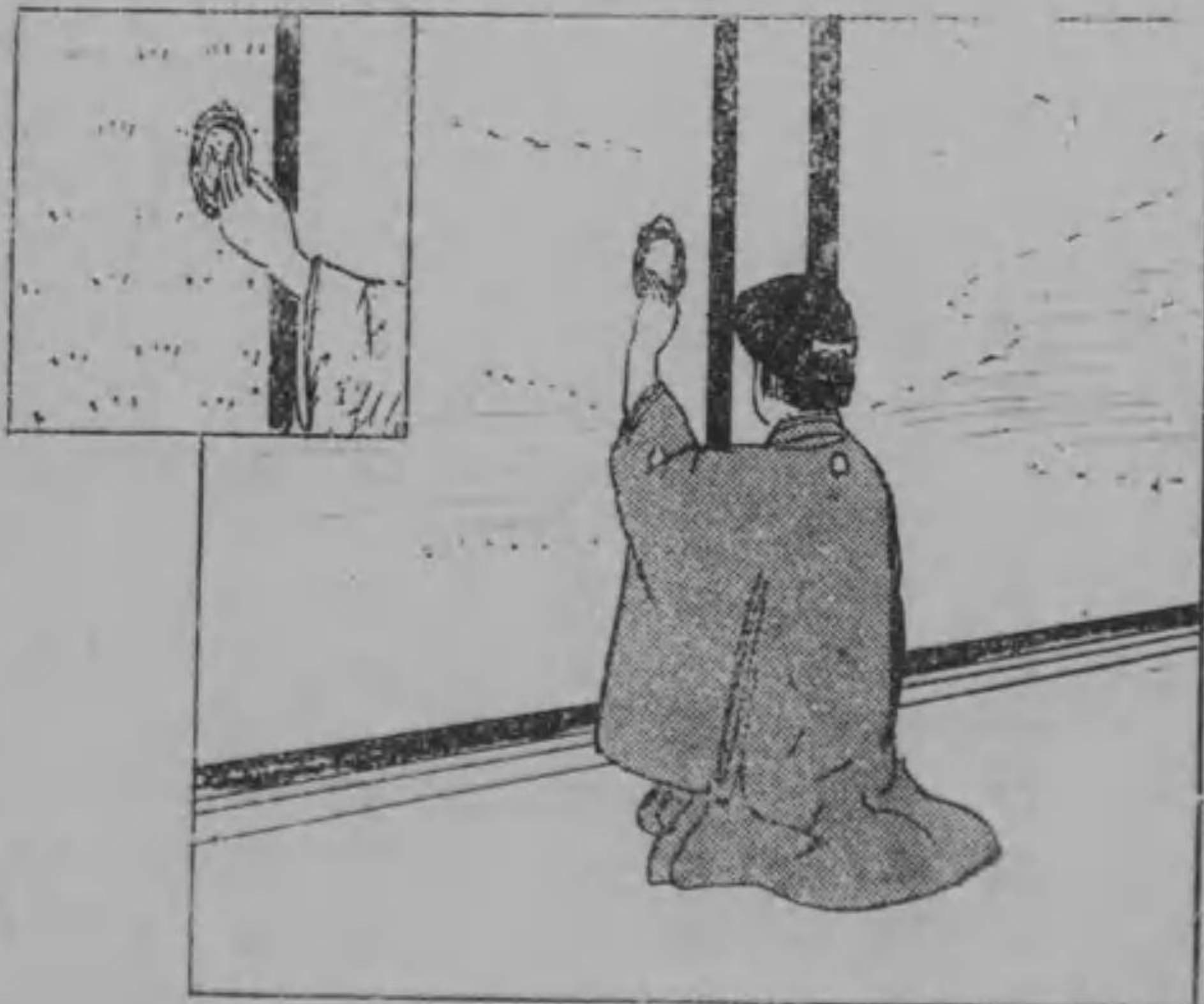
一、戸・障子・襖等を左に開くには、左手を引手に掛け、先づ少しく開き、次ぎに、右手にて適度に押開くべし、之れを右に閉づるには、右手にて引寄せ、左手を引手に掛けて、静かに正しく閉づべし。但し、右に開閉する場合は、此の反對に爲すべし。  
一、戸・障子・襖等を開閉する時、尊長の座敷に在る場合は、跪きて開閉すべし。  
一、戸・障子・襖等は始めに開けてあ



開閉の心得。



襖を開く



襖を閉る

簾・幕等の掛りたる所を出入する心得。

し。而して戸障子・襖等の開閉は、意を用ひて静かにすること肝要なり。

一、簾及び幕などの掛りたる所を出入するには、其の下に跪き其の一端を前方に押出して入り、出づる時には、一端を手前に引くべし。場合に依りては、両手にて捲上げ、静かに出入すべし。若し縁の外側に掛れる時は之れと反

對になすなり。

### 第七章 敬禮の心得

#### 第二節 敬禮

敬禮の心得。  
敬禮は衷心より恭敬の意を表する事とすべし。  
注目なき敬禮は眞意の籠りたる敬禮と云ふ能はず。  
敬禮は適當の場合に於いて行はざるべからず。  
敬禮を受くる時は、必ず答禮するを禮式とす。  
敬禮は時と場合とによりて、適當の形式を以つて行ふべし。  
敬禮に立禮。

一、敬禮は、常に其の形式を表はすのみならず、受禮者に對し、衷心より恭敬の意を表する事を旨とすべし。

一、敬禮する時は、恭敬の意を表する爲め、必ず先方に注目すべし。注目なき敬禮は、眞意の籠りたる敬禮と云ふを得ざるなり。

一、總べて敬禮は適當なる場合に於いて、之れを行ふべし。若し其の機を得ざる時は、先方に敬意を表する意を通ずる事能はざるなり。

一、總べて、敬禮を受くる時は、必ず答禮を爲すべし。是れ禮式の本旨なり。

一、敬禮は、其の時と場合とに依りて適當の形式を以つて行ふべし。其の形式に二種あり。一は立禮にして、一は坐禮なり。又受禮者の位置身分等に依り、最敬禮・普通敬禮の二種あり。

一、敬禮に坐禮・立禮あり。共に各、上・中・下の別あり。上は尊長に對して行ふ敬禮



坐禮の二種あり。坐せる者に對しては座禮。立てる者に對しては立禮。

敬禮は下輩の者より上輩に向つて行ふを本則とす。

先輩後輩を區別する標準。

敬禮を行ふべき場合。

中は同輩に對して行ふ敬禮。下は下輩に對する禮式なり。猶之れを詳かに云へば、上の部にも上中下あり。其の上の上に最敬禮あり。又中にも上中下あり。故に此の精神を以つて、時と場合とに相當せる敬禮を爲すこと肝要なり。而して座せるものに對しては、座して敬禮を行ひ、立てる者に對しては、立ちて敬禮を行ふを本則とす。

一、敬禮を行ふには、其の身分の上下にありては、下輩の者より、主客にありては客より先輩後輩にありては後輩より、同輩にありては相互に同時に行ふを禮とす。

一、凡そ人人の身分を定むるには、其の人の年齢位置徳望の三者を標準とす。其の内年齢のみの一事に就いて云ふ時は、大抵自己より十年以上の年長者を先輩とし、五六年以上又は以下を同輩とし、十年以下の若年者を後輩とするを普通の例とす。

一、總べて、敬禮は貴人の前を通過する時、人に面會する時、知人に出逢ひたる時、式場に參列したる時、葬式の靈柩に出逢ひたる時等になすべきものなり。尙、御陵其の他國家に於いて尊崇せる神社佛閣、立像或は産土神社の前を通過する時も、同様に敬禮すべきものなり。

第二節 普通敬禮



長尊に敬禮する圖

普通敬禮。

立禮に於ける普通敬禮の形式。

坐禮に於ける普通敬禮の形式。

からず。

一、坐禮に於いて普通敬禮を行ふ場合は、先づ正坐の姿勢を取り、先方の眼に注目し、臂を張らず縮めず、兩手の指を揃へ、指の間を離さず、左右の指尖を

一、立禮に於いて普通敬禮を行ふ場合は、先づ直立の姿勢を取り、先方の眼に注目し、上體を徐に屈すると共に、兩手は自然に垂下して兩股に著け、其の指尖を膝頭の上に近づくるを度とし、先方の身分に依りて徐に體の上部を十五度乃至四十度位までの間に傾け、後、原位置に復し、再び先方の眼に注目すべし。但し、殊更に頸を屈すると膝を折るとは、共に宜し







坐禮に於ける最敬禮の形式。

一、坐禮に於いて、最敬禮を行ふ場合は、先づ普通禮に準じ、先方に注目して後、兩手を膝の前に下げ指尖を斜に内方に向け、兩手の拇指と食指とを互に相接せしめ、兩肘を膝側に近づけ、徐に俯伏して額の手甲に達する位を度とし、凡そ一呼吸の後、徐に原姿勢に復し、再び先方に注目すべし。但し、殊更に頸を屈し、腰を上ぐるは、共に宜しからず。

第四節 通過及び行逢の心得

通過及び行逢の心得。  
人の前を過ぐる時の心得。  
同輩の前を通る時の心得。  
貴人の前を通る時の心得。

一、總べて人の前を過ぐる時は、會釋して成るべく静かに速かに通るべし。  
一、同輩の前を通る時、先方の立ち或は椅子に倚りたる時は、立ちたる儘足を留め、會釋して通るべし。又先方の坐したる時は、一二尺手前にて足を留め、其の坐の方の膝と其の方の手とをつき、會釋して立上がり、少し體を屈めながら通るべし。携帶品ある時は、豫め其の坐に遠き方の側の手に持つ様にすべし。此の場合に於いては、受くる方も答禮を爲すべし。  
一、貴人の前を通る時は、近き所は勿論、縦令其の距離隔たりたる所なりとも、其の前にて敬禮を行ふべし。其の際立禮ならば、上座の凡そ十歩位手前場



貴人の前を通過せんとするの圖

復して歩行すべし。

一、尊長の前を過ぐる時は、少しく體を屈め、凡そ二三歩手前にて留まり、斜に先方に向かひ、其の場合に應じて立禮又は坐禮を爲すべし。  
一、貴人我が前を通過せらるる時、己れ椅子に凭れる時は、貴人の姿を見ると

所の廣狹、遠近によりて其の距離を見計ふべし。にて、體を屈め、慎みたる態度にて進み、貴人の正面に至りたる時、上座の方に向ひて敬禮を行ひ、然る後、静かに己が行かんとする方に數歩逆行して廻旋し、貴人の見えざる處に至るまで静かに歩行し、後、常の如くに行くべし。坐禮ならば、正面に至りたる時、向き直り、正面に坐して敬禮をなし、己れが行かんとする方に膝を上げて立上り、屈みながら通り過ぎ、貴人の目に觸れざる處に至りて、常態に

尊長の前を過ぐる時の心得。  
貴人我が前を



通過せらるる時の心得

尊長我が前を通過せらるる時の心得

高貴の面前にて進退する時の心得

階段を昇降せんとする時、尊長者に行進ひたる時の心得

同時に起立して、貴人より遠き方に避け、體を少しく屈めて控へ居り、貴人我が前を通過せらるる時、謹みて敬禮をなし、通過せられたる後、椅子に就くべし。坐禮の時は其の儘慎みたる態度にて控へ居り、前を通過せらるる時、敬禮を行ふべし。

一、尊長我が前を通過せらるる時は、立ち又坐せる儘、敬禮を爲すべし。椅子に倚れる場合は、之れを離れて立禮を爲すべし。

一、凡そ高貴の面前にては、進退共に膝行するを禮とす。而して其の進む時は、兩手を同時に前に押し進め、右の上座なる時は、左右と兩膝を進め、更に又兩手を進めて兩膝を進むべし。其の退かんとする時は、初めに左手と右膝とを同時に引き、次ぎに右手と左膝とを同時に引き、其の後交互に連續して、退くべし。

一、階段を昇り又は降らんとする時、尊長者の昇降せられんとするに逢はば、其の位置の儘控へ居り、尊長者の二三段昇降せられたる後に昇降すべし。若し半途まで昇降したる時、尊長者に逢はば、其の儘段の一方に控へ居り、尊長者の通過せられたるを待ちて後に昇降すべし。

我が前を過ぐる人、我れに會釋したる時の心得

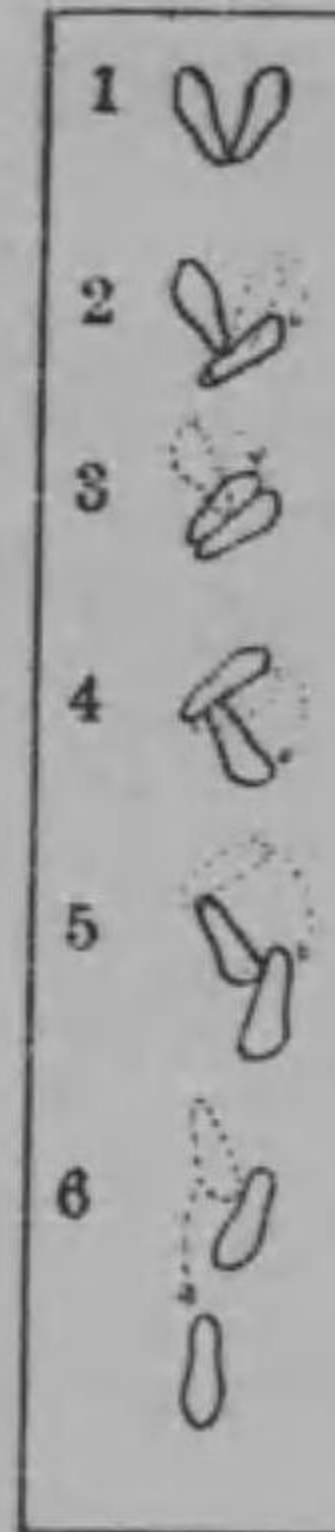
日傘を翳したる時、途上尊長に出逢ひたる場合の心得

途上同輩に行逢ひたる時の心得

途上高貴の方に出逢ひたる時の心得

一、我が前を過ぐる人、我れに會釋したる時は、答禮を爲すべし。

一、廣間或は廊下等貴人の前にて、右に廻らんとせば、右足を左足の踵まで引き、左足を廻はし、右足を進めて歩み始むべし。又左に廻らんとせば、左足を右足の踵まで引き、右足を進めて歩み始むべし。



右に廻らんとする圖

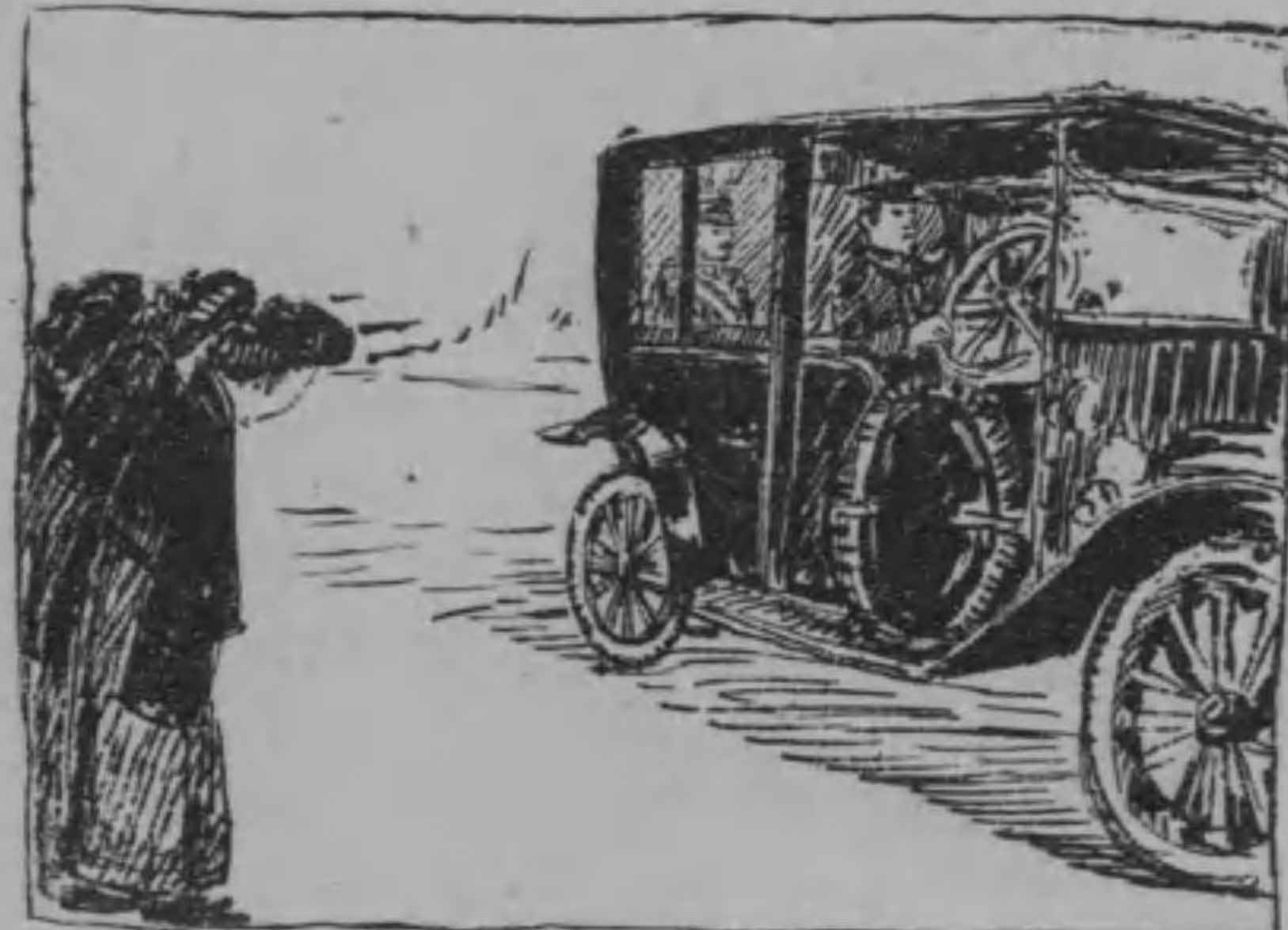
一、日傘を翳したる時、途上にて尊長に行會たる時は、手早く之れを疊み、左方に傾け、柄を左の手に持ち、て禮をなすべし。但し、之れを疊む暇無き時は、開きたる儘左に傾けて、挨拶するも差支なし。

一、途上同輩に行逢ひたる時は、雙方の距離凡そ一間程に近づきたる時、互に左の方に避け、少しく頭を下げて、同時に敬禮をなすべし。

一、途上にて高貴の方に出逢ひたる時は、凡そ數十間手前より差控へて左の方に避け、高貴の方我が前を通過せらるる時、謹みて敬禮を行ふべし。



途上尊長に行  
逢ひたる時の  
心得



途上尊貴の方へ逢ひて敬禮する

一途上にて貴人に行逢ひたる時は、凡そ五六間手前にて左方に避け、體を整へて控へ居り、貴人我が前を通過せらるる時、恭しく敬禮を行ふべし。  
一途上にて尊長に行逢ひたる時は、左方に避け、凡そ六七尺前にて立止まり、右の足を斜に後に引き、他の足を揃へて敬禮を行ひ、先方の行き過ぐるを

俟ちて  
後進行  
を始む  
べし。



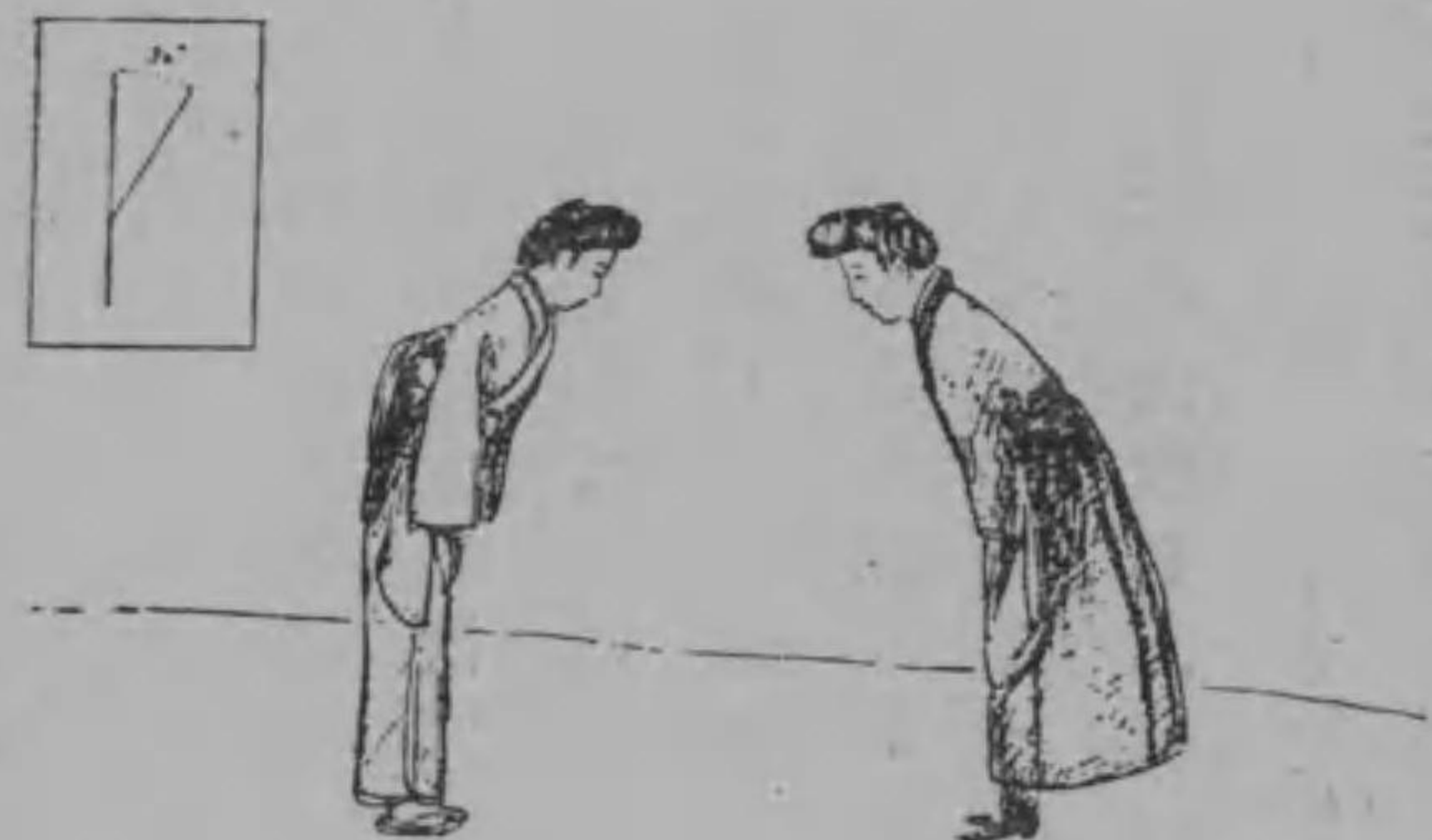
途上尊長の方へ逢ひて敬禮する

途上下輩に行  
逢ひたる時の  
心得

途上人に敬禮  
する時は頭巾  
し。取るべ

一途上下輩に行逢ひ敬禮を受たる時は、右に準じて答禮するを以つて足れりとする。

一總べて、途上人に對して敬禮を行ふ時は肩掛頭巾等は之れを取るを禮と



同輩途上にて逢ひて敬禮する



乗車の際尊長の方へ逢ひて降りて敬禮する

す。されど手に荷物を携帯せる時、或は雨天等にてこれを取るに困難なる



車馬の上にある時、尊長に出逢ひたる時の心得。

車上有りある時、同輩に出逢ひたる時の心得。

行逢の禮を行ふに携帶品ある時の心得。

途上の心得。

青年男女途上にて行逢ふ時の心得。

とき、或は取る暇なき時は、これに手をかけて取らんとする意を表はし、失禮を謝するを以つて足れりとす。

一、己れ車上等にありて、尊長に出逢ひたる時は、下降して敬禮をなすべし。若し下降の暇なき時は、其の無禮を謝すべし。

一、車上等にありて、同輩に出逢ひたる時は、失禮を謝して、其の儘敬禮すべし。下輩に對しては、其の儘會釋して可なり。

一、行逢の禮を行ふに際し、携帶品ある時は、左の手に持ち若しくは左の腋に抱ふべし。若し兩手に物を持てる時は相當の場所に置きて敬禮をなすべし。置くべき場所なき時は、其の儘敬禮するも差支なし。但し此の場合は先方に其の失禮を謝すべし。

附 途上の心得

一、途上に於いて、何か變りたる事ある時、之れを見んと欲して通行人の妨げを爲すが如きは、野鄙なる所爲といふべし。

一、青年の男女途上にて行逢ふとも、立ち留まりて談話するが如きことは成るべく避くべし。

公園に入りたる時の心得。

通行禁止の立札ある時の心得。

土足を禁じたる場所に入る時の心得。

歩道・車道の區別ある道路は、歩道を通るべし。狭き道路・橋上等を通過せんとする時の心得。途上葬儀に出逢ひたる時の心得。

過ちて人の足

一、公園の樹木・花卉を折り、或は果實を取り、或は池中に物を投げ入れ、或は道路に紙屑等を投棄つるなどは、心なき所爲なり。慎むべし。

一、公園内に設置せられたる鞦韆、其の他各種の運動器械等を使用する時は、我が物顔に獨占して、他人の使用を妨ぐるは不徳義なり。互に讓歩して禮儀を守るべし。

一、通行禁止の立札ある場所に立入り、又は通過すべからず。

一、靴の外土足を禁じたる場所に、草履又は下駄を穿ちたる儘入るべからず。

一、街路を歩行する時は、姿勢を整へ、正しき容儀を保ち、靜かに鷹揚なる歩調を以つて、左側を歩行すべし。

一、歩道・車道の區別ある道路を通る時は、必ず歩道を歩行すべし。

一、狭き道路・橋上等を通過せんとする際、人に行違ひたる時は、己れ先づ一側に避くべし。若し先方の人より道を譲られたる時は、一禮して通過すべし。

一、途上にて葬儀に出逢ひたる時は、知ると知らざるとに拘はらず、道路の一方に寄りて之れを避け、其の柩に對して敬意を表すべし。

一、電車・汽車、其の他雜沓の場所に於いて、過ちて他人の足を踏み、又は突き當



を踏みたる時の心得。御陵・神社等に参拜する心得。

りたる等の時は、直ちに其の粗忽を謝すべし。

第五節 御陵・神社に参拜する心得



御陵に参拜する



神社に参拜する

一、御歴代の御陵及び神社等に参拜する時は、身體を清潔にし、不敬に亘らざ

る相當の服裝をなすべし。尙此の場合は必ず盥嗽すべきものなり。

一、御陵及び神社等に参拜するには、先づ其の御陵神社等の由來縁起等を詳かに調査し置くべし。かくすれば、其の崇敬の念一層深きに至るべし。

一、御陵神社等に参拜する時は、案内又は許可なくして猥りに拜殿に昇り、或は寶物に手を觸れ、或は柵内に入りて其の境内を汚し、樹木花卉等を折るべからざるは勿論、假初にも不敬に亘るが如き舉動あるべからず。

一、御陵神社等の境内に入る時は、車馬の制止札に注意すべし。又其の境内に於いては放歌すべからず、又垣壁等に樂書をなすべからず。

第八章 皇室に對し奉る心得

第一節 一般の心得

一、畏けれど天皇陛下は我が大日本帝國の君主に御座しまして、我れ等臣民を愛撫し給ふこと恰も慈母の赤子に於けるが如し。されば我れ等臣民たるものは、此の洪大無限の天恩に浴することを感銘して、日夜寸時も忘るることなく、誠意誠心を以つて深く尊敬し奉るべきなり。猶、皇后陛下、皇太

皇室に對し奉る心得。天恩の洪大無限なることを感銘して、誠意誠心を以つて尊敬すべし。



事ある時は身を擲ちて誠忠を盡くし奉るべし。

敬語・敬稱に關する心得

子殿下及び其の他の皇族方に對し奉るも、同様の心得なかるべからず。  
一、我が皇室は萬世一系に在しませば、我れ等國民たる者は、太古の祖先より今日の我が身に至るまで、世世生生御歴代の天皇の御恩澤を蒙らざるものはなし。されば皇室に事あるに當りては身を擲つて誠忠を盡くし、此の無限の天恩に報ゆる覺悟なかるべからず。

第二節 敬語敬稱に關する心得

一、至尊及び皇族の御肖像或は記事ある書冊を取扱ふ時は、勉めて之れを鄭重にし、恭敬の誠意を以つてすべし。

皇室に對し奉りて用ふべき敬語・敬稱に關する心得

皇室に關する事は談話する時は敬語を用ふべし。

一、皇室に關する事を記し、或は談話する時は、必ず敬稱敬語を用ひ、不敬に至らざる様注意すべし。

陛下・殿下。

一、天皇皇后に對し奉りては陛下と稱し、皇太子其の他の皇族方に對しては殿下と稱し奉るなり。

天子・御上・至尊・聖上・主上・大元帥。

一、天皇の御事をば天子御上至尊聖上主上大元帥と稱し奉るなり。

車駕・風車・風輦・勅語・勅命・詔勅・令詞。

一、天皇の御乗物をば車駕風車風輦と稱し奉るなり。

天位・高御座・寶祚。

一、天皇の御言宣をば勅語勅命詔勅と稱し奉り、皇后皇太子の仰せらるる事をば令詞と申し奉るなり。

聖德・乾德。

一、天皇の御徳をば聖德乾德と申し奉るなり。

坤德。

一、皇后の御徳をば坤德と申し奉るなり。

宮城・皇居。

一、天皇の御住居をば皇居宮城と稱し奉るなり。

行幸・臨幸・還幸・還御・行啓・還啓。

一、天皇の御出をば行幸臨幸と申し、其の宮城に遷らせ給ふをば還幸還御と申し奉るなり。皇后皇太子の御出を行啓と申し、其の還らせ給ふを還啓と申し奉り、皇族方の御出を台臨御成と申し奉るなり。

天覽・叡覽・台臨・御覽。

一、天皇の御覽あらせらるることをば天覽叡覽と申し、皇后皇太子其の他皇族方の御覽ぜらるることをば台臨御覽と申し奉るなり。

宮様・宮殿下。

一、皇族方をば殿下と稱し奉る外、何の宮様とも稱し、又御官職を帯ばせらるる場合に於いては某大將の宮殿下、又は某師團長の宮殿下等と稱し奉るなり。



天機奉伺。御機嫌御伺。

行幸啓を拜し奉る心得。宮城附近を通過する際、敬意を表し奉るべき心得。

第一公式・第二公式。

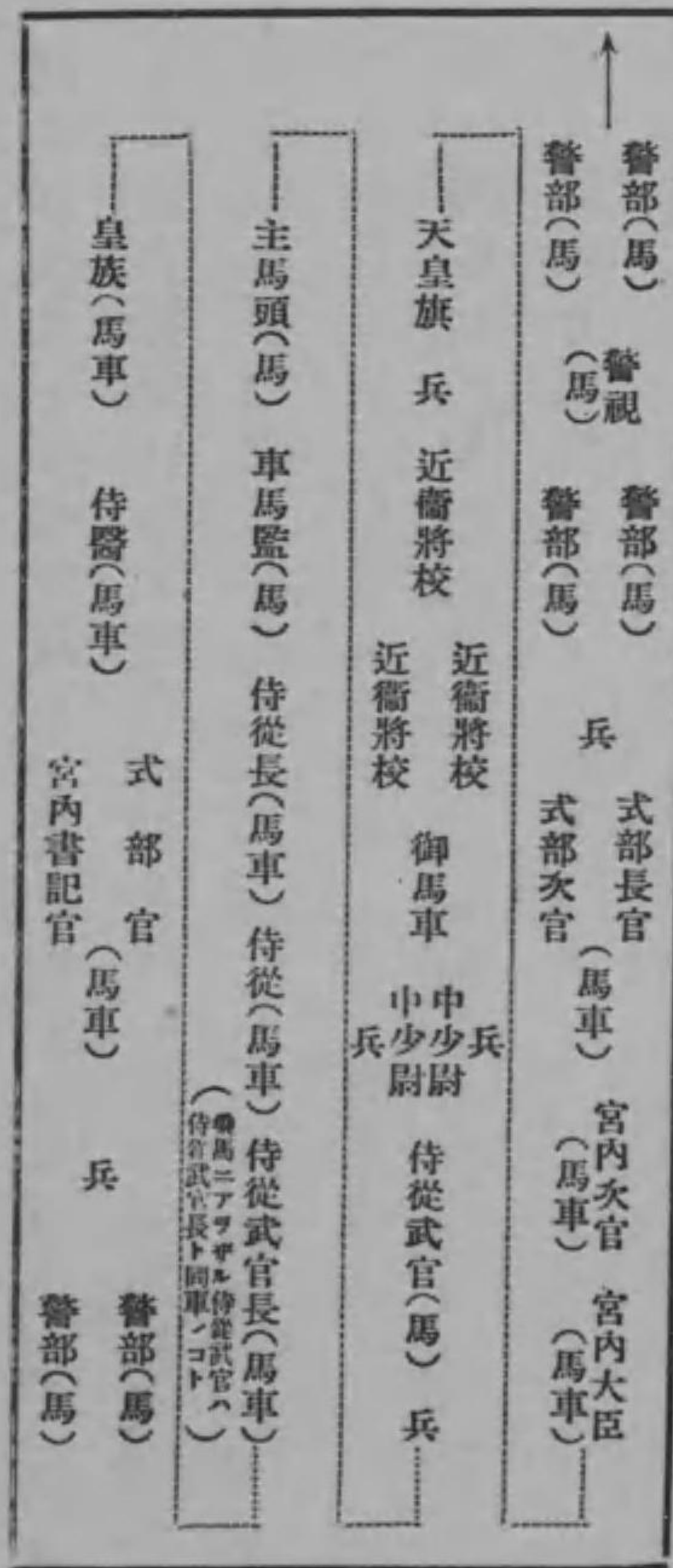
第一公式鹵簿順序略圖。

一、天皇の御機嫌を伺ひ奉ることを天機奉伺と稱へ、皇后皇太子の御機嫌を伺ひ奉ることを御機嫌御伺と稱するなり。

第三節 行幸行啓を拜し奉る心得

一、宮城は、天皇陛下の常に在します所なれば、其の附近殊に二重橋の前を通過する時は、其の方向に向かひ、謹みて敬意を表し奉るべし。

行幸には第一公式第二公式の御區別あらせらる。其の第一公式とは特別の大典を擧げ給ふ時の鹵簿を稱し、第二公式とは其の他の行幸の鹵簿を稱し奉るなり。



第一公式鹵簿の順序略圖

君が代を唱ふる時の心得。

参内・行幸啓並びに御眞影を拜し奉る時の心得。

行幸啓を拜し奉る時敬禮の心得。

一、我が國歌即ち君が代を唱ふる場合には、必ず容儀を正して起立し誠心誠意を以つて歌ひ、陛下の萬歳を祝ひ奉るの心得なかるべからず。

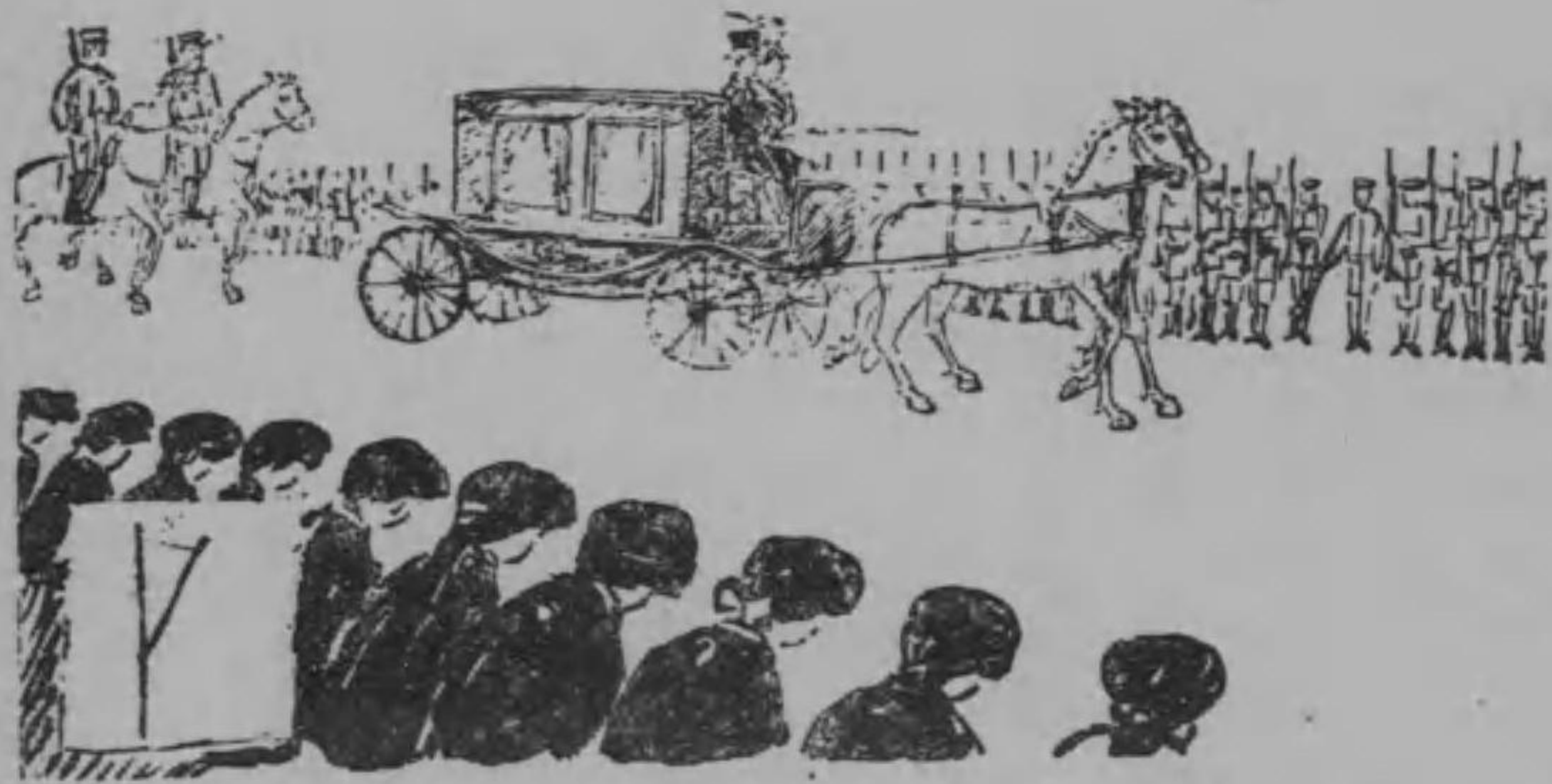
一、宮中に参内する時は勿論、行幸行啓又は御眞影を拜し奉る時は、豫め沐浴して身體を清め、且つ其の際には特に盥嗽すべし。

一、行幸行啓あらせらるる節は、塀越又は高き位置より拜觀すべからず。

一、行幸行啓を拜し奉る時は、靜肅を旨とし、謹みて敬意を表し奉り、喧噪・亂雜の舉動あるべからず、而して御行列の御通過を俟ちて後徐に退散すべし。

一、拜觀者雜沓の際は、幼者老人等には、成るべく前列の位置を譲るの心得なかるべからず。

一、行幸行啓を拜し奉る當日は、前に述べたる



行幸行啓を拜し奉る圖



行幸啓を拜し奉り退散する時の心得。

天皇旗に對し奉る心得。

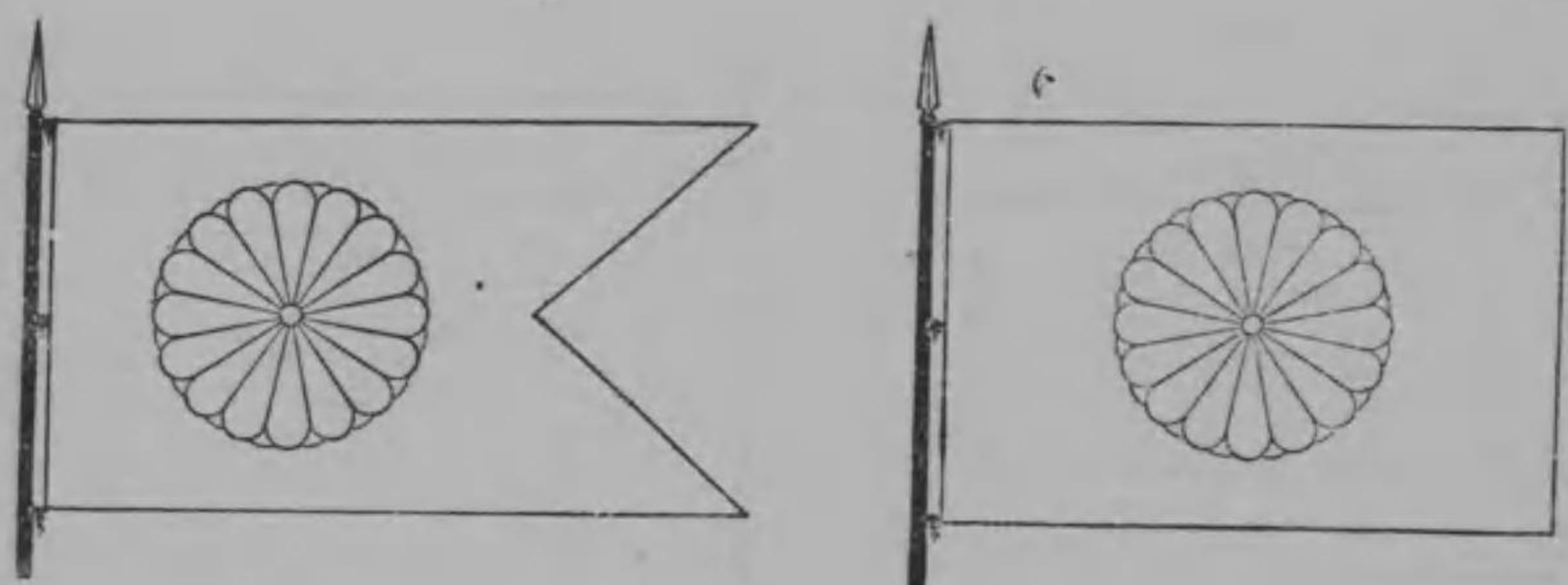
如く身體を清潔にすべきは勿論不敬に涉らざるやう相當の服裝をなすべし。

一、行幸啓を拜し奉る時は、荷物を携帯せざる様に注意すべし。  
一、行幸啓を拜し奉るには、豫め路傍一定の場所に整列し、靜肅に儀仗を待ち奉り、其の前驅を見たる時は、肩掛・コート等を取り、或は傘を疊め容儀を整へて直立不動の姿勢を保ち、かくて天皇旗、皇后旗、皇太子旗等を拜し、御車の我が前を通過させ給ふ時は、恭しく敬意を表し奉り、御車の御通過に際し、最敬禮を行ふべし。而して、儀仗の終るまでは、前の如く靜肅の態度を保ち、其の終りたる後、靜かに退散すべし。

第四節 天皇旗、皇后旗、皇太子旗等に對し奉る心得

一、天皇旗は、天皇陛下の御旗なり。之れに對し奉る時は、恭しく最敬禮を行ふべし。謹みて按ずるに、天皇旗は赤地の錦に十六瓣の菊花を表はされたるものにて、昔は此の御旗を錦旗と稱し奉れり。現今御使用在らせらるる天皇旗は明治二十二年に御制定あらせられたるものなれども、其の起原に至りては、遠く建國の當時にあることを記憶すべし。

皇后旗に對し奉る心得。



天皇旗の圖

皇后旗の圖

一、天皇旗は遠く之れを拜すれば、恰も中天に輝く太陽の如く、近く之れを拜すれば、金色燦爛として仰ぎ見るだに恐れ多きを感じず。吾れ等帝國臣民の天皇旗に對し奉る感想は、御歴代天皇の御眞影を拜し奉るが如く、又龍顏に咫尺し奉りたるが如く、敬虔の念油然而して起り、皇室の愈々榮えまさんことを祈り奉る至誠の熱情に満たさるるなるべし。

一、天皇旗の外に、皇后旗、皇太子旗、親王旗、皇族旗等夫れ々の御定め(明治二十二年)あり。此れ等の御旗に對し奉る時は、天皇旗に對し奉る時と同様の心得あるべし。  
一、天皇陛下の行幸、皇后陛下、皇太子殿下の行啓にありては、鹵簿の前方若干の距離を置

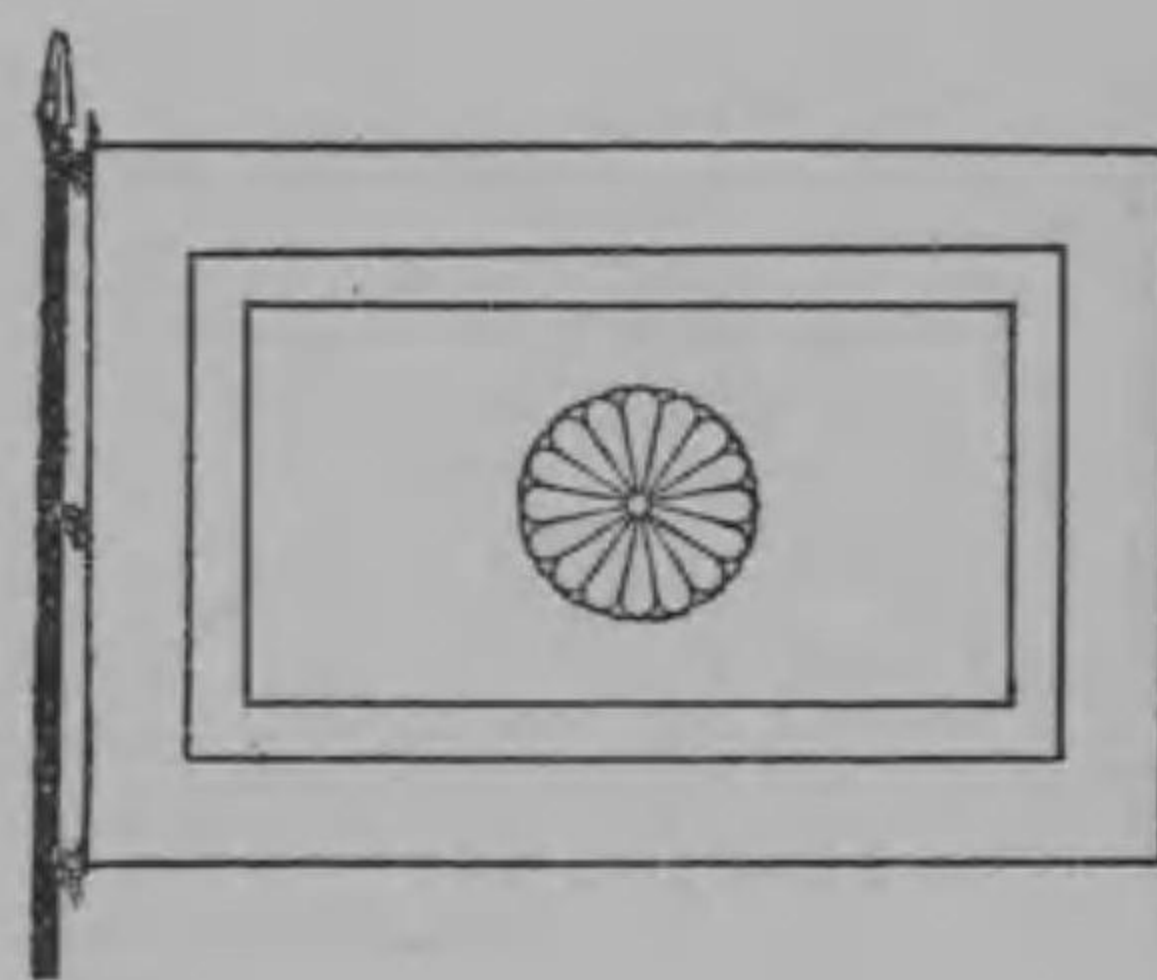


皇太子旗に對し奉る心得。

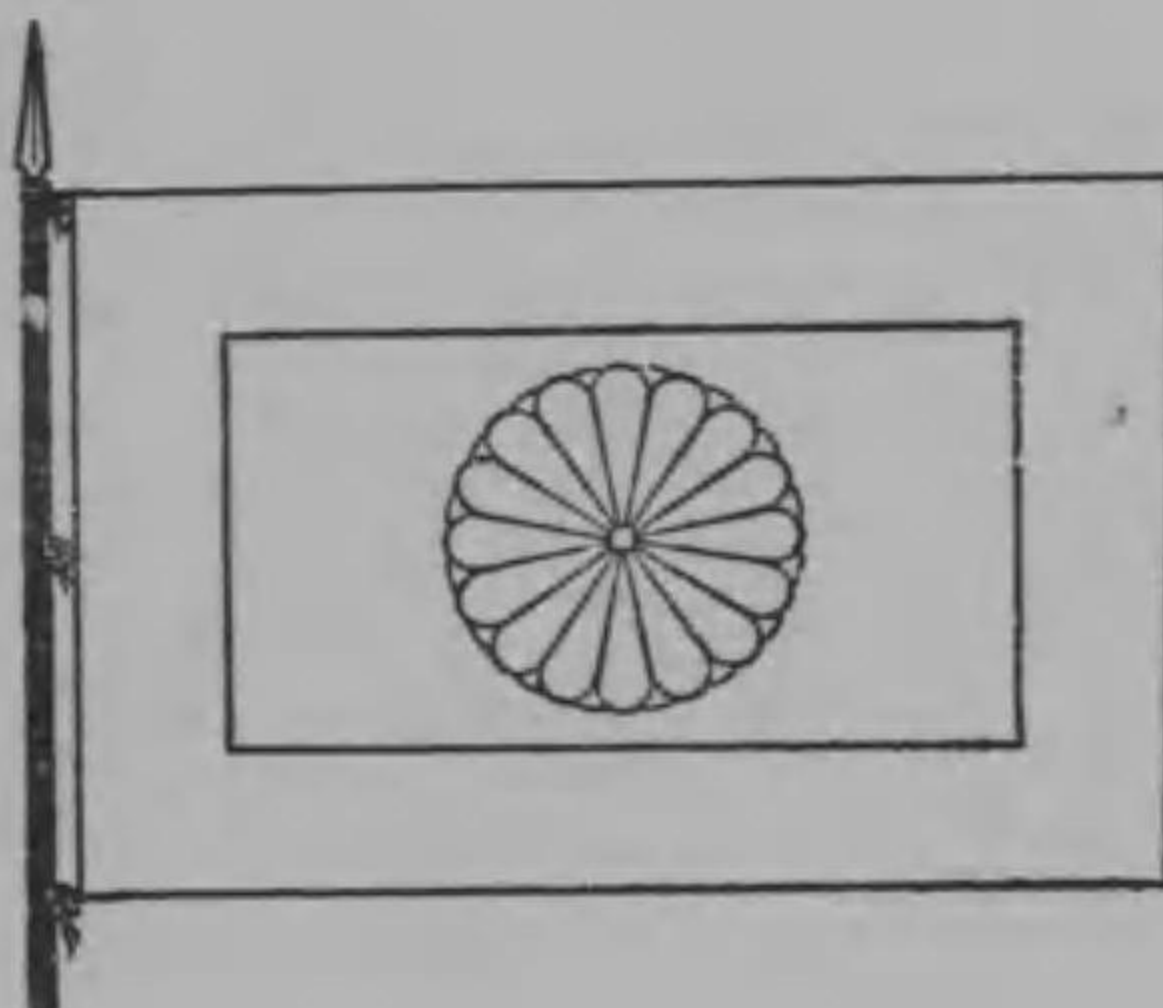
親王旗に對し奉る心得。

菊花の御紋章に對する心得。

天機奉伺の心得。御機嫌御伺の



皇太子旗の圖



親王旗の圖

きて、必ず一名若しくは二名の警部之れが前驅をなす。前驅と御馬車との間に儀仗兵あり、儀仗の先頭に捧げ奉れる御旗こそ、即ち天皇旗、皇后旗、皇太子旗なれ。よく注意して見誤らざるやうに拜し奉るべし。

一、途上に於いて遙かに天皇旗、皇后旗、皇太子旗を拜する時は、路傍に直立して御通過を待ち、殊に容儀を正し、謹みて最敬禮をなすべし。

一、十六瓣菊花の御紋章は我が皇室に限り用ひさせ給ふ御徽章なれば、我れ等臣民たる者は、よく注意して、戯れにも類似のものを用ひざるやうにすべし。

第五節 天機奉伺の心得

一、天機奉伺御機嫌御伺を爲し奉るべき當日

心得。

天機奉伺の爲め簿冊に氏名得を記入する心得。

天機奉伺御機嫌御伺に於いては、歐米諸國の國王大統領に謁見の時、用ふる名刺をなす。

拜謁の心得。拜謁の時の服装の心得。

は、規定の服装を着し、宮城若しくは行在所等に參内し、奏任官以上の者は御車寄に至りて敬禮し、掛官の指揮に従ひ、謹みて机上に備へある簿冊に、自身の官職位階勳等爵位學位官職なき者は、父兄夫若しくは子の爵位氏名等を肩書とすべし。氏名等を認め、更に敬禮して、靜肅に退くべし。

一、右の場合の女子の服装は、ウイジチング、ドレツス若しくは小袴袴を着すべし。

歐米諸國にては、國王大統領に謁見するにも名刺を呈する慣例なれども、我が國に於いては斯くの如きことなく、天機奉伺御機嫌御伺をなす奉るには、前に記したるが如く備へ付けの簿冊に官職位階勳等爵位學位氏名等を記する慣例なり。

第六節 拜謁の心得

一、至尊高貴に拜謁仰付られ、咫尺し奉りて拜禮し奉ることは、臣民として無上の光榮なり。此の光榮を荷ひたる時は、先づ沐浴して身體を清め、相當の禮裝をなし、即ち男子の文官は大禮服、武官は正裝、其の他制服ある者は制服、なき者は燕尾服とす。但しフロックコートにて差支なきことあり。女子

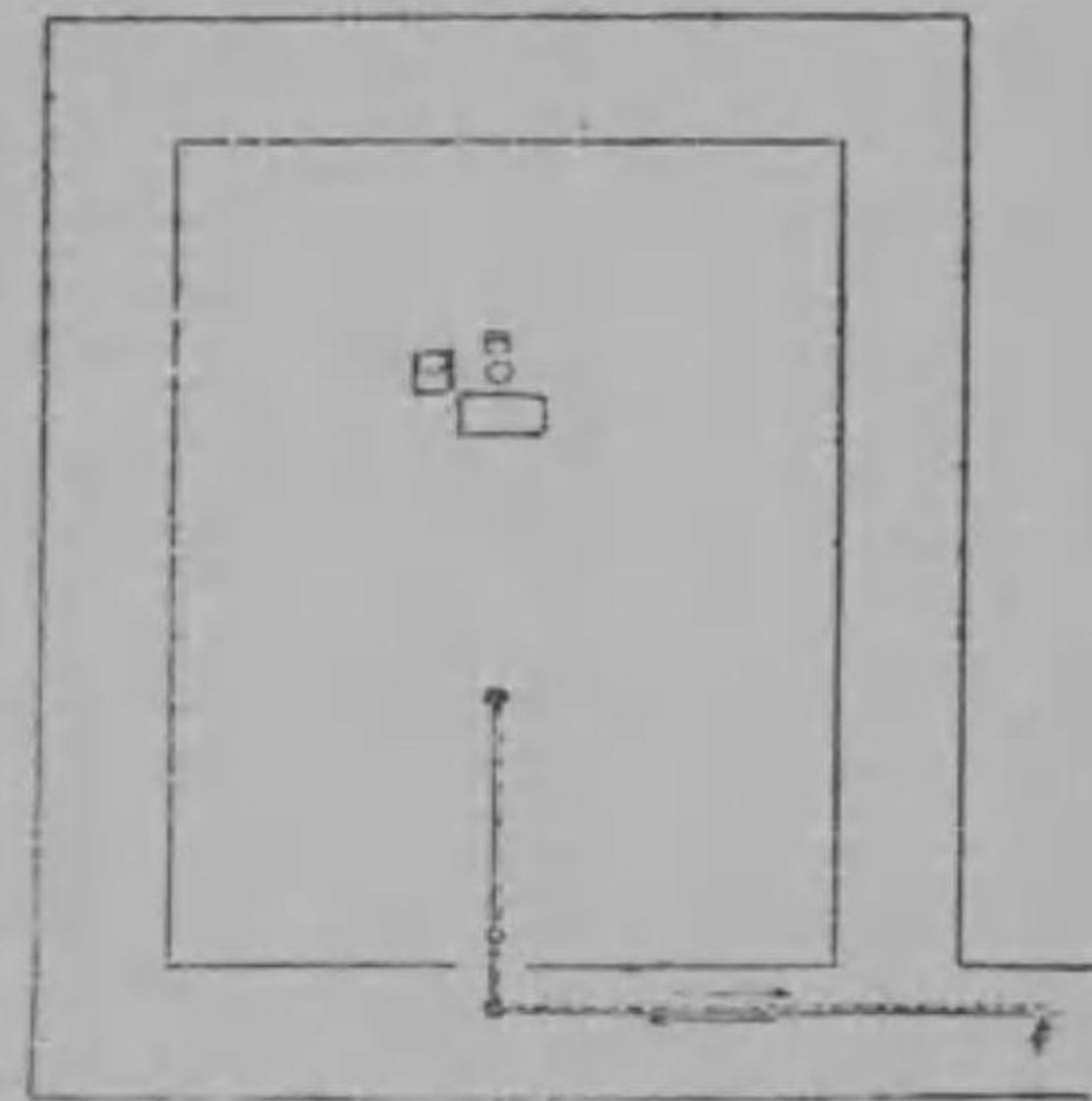
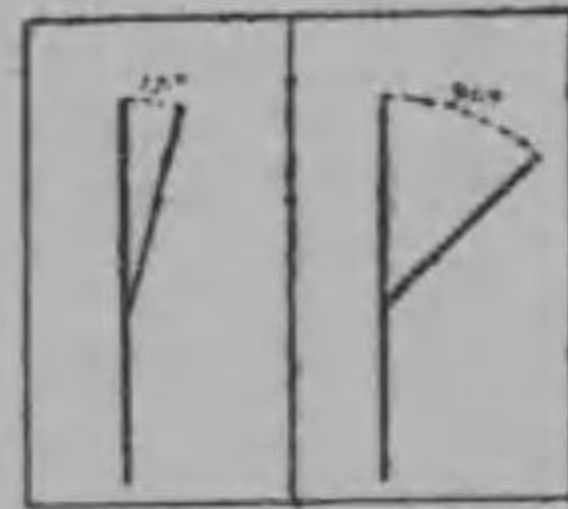


拜謁する時最敬禮の心得

拜謁する時進退する順序

拜謁を仰付けられたる時の心得

拜謁の際御座の間に入る時の心得



拜謁する時進退する順序の図

中宮に於いて拜謁する図

はローブデコルデー若しくは袴を用ひ、萬事不敬のことなきやうに注意し、係官の指圖によりて進退すべし。但し、場合によりてはローブトモンタン、小袴、男子はフロツクコートにて差支なきことあり。

一、拜謁を仰付けらるる時は、其の係官に呼ばるる儘に御座の間に向かひて進み、左の如き順序にて最敬禮を行ふべし。

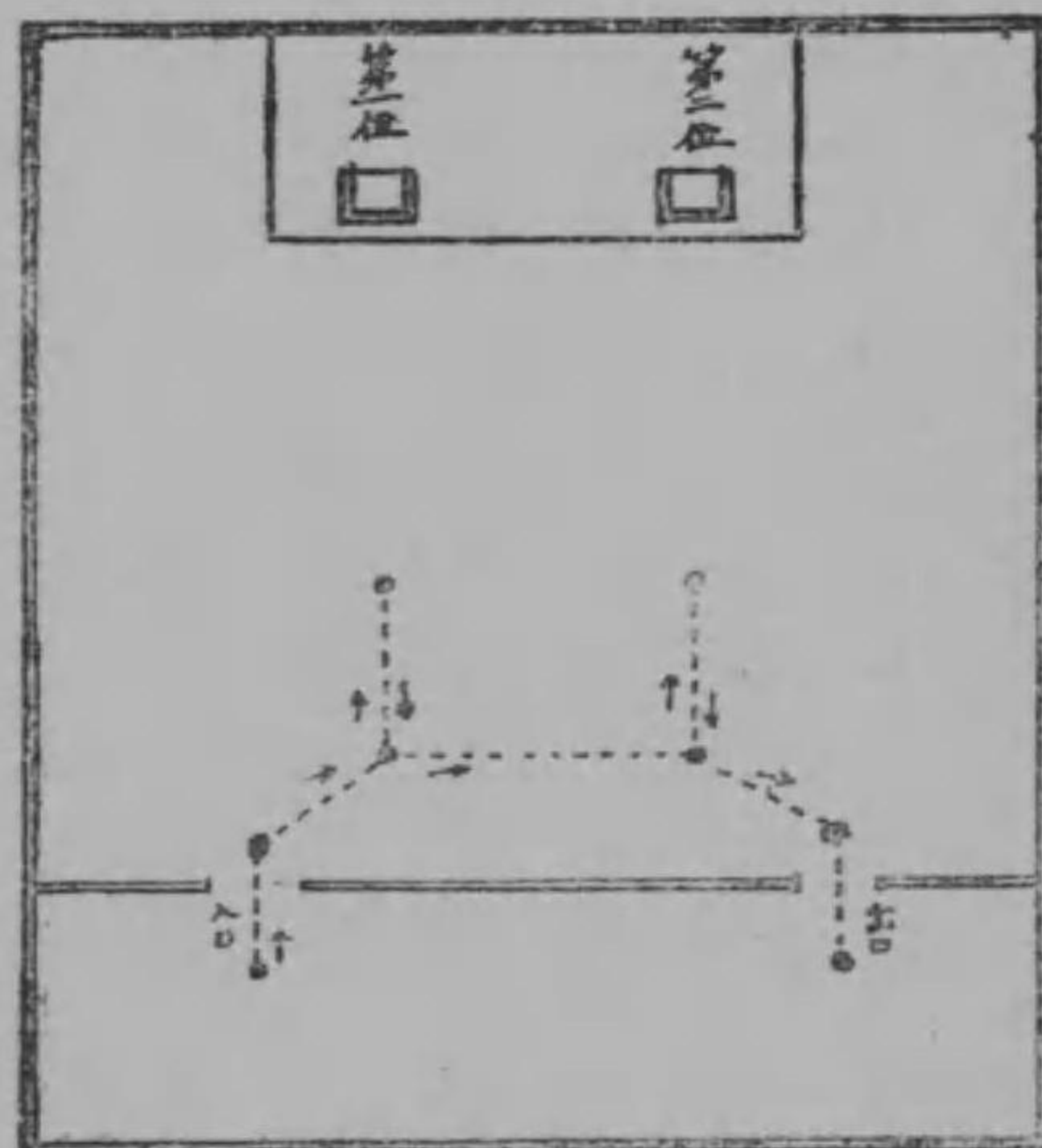
一、御座の間の闕の外に於いて兩足を揃へ、御座の方に

兩位を拜し奉る心得

向かひ、敬禮を行ひ、少しく身體を屈めながら下座の足より御座の間の闕の内に入り、其の入口にて敬禮を行ひ、下座の足より三步進みて御座を距ると六歩以上の處に停まり、兩足を揃へ、此處にて御座に注目し、恭しく最敬禮(體の上部を約四十五度前に傾く)を行ふべし。最敬禮終りなば、靜かに頭を上げ、御座に向かひたる儘、上座の足より三步逆行して原の位置まで退歩し、其處にて兩足を揃へ、再び敬禮を行ひ、猶逆行して闕を出て、此處にて御座の方に向かひ、又敬禮を行ひ、上座の方に向かひて廻旋し、常の如き體に復し、靜かに退くべし。但し、拜謁者多人數なる時は、進む方即ち入口と、退く方即ち出口とを別別に定めらるることあれば、出入の動作を誤らざるやうに注意すべし。

一、兩位に對し奉りて最敬禮を行ふ時は、先づ御座の間の入口にて敬禮を行ひ、御座の間に入りて、又敬禮を行ひ、後、御座の方に進み、最高の御座即ち第一位の前より距ること六歩以上の處に停まり、謹みて敬禮を行ひ、三足進みて最敬禮を行ひ、上座より逆行して三足退き敬禮を行ふ。此にて第一位の拜謁終る。次に第二位の御座に移るには、體形を變へず、其の儘横に歩





御座に位に奉し拜する時退進順序

月三日付を以つて宮内省より達せられたる左記の文官拜謁敬禮式によりて最敬禮を行ふべし。



文官拜謁の時の順序

文官拜謁敬禮式

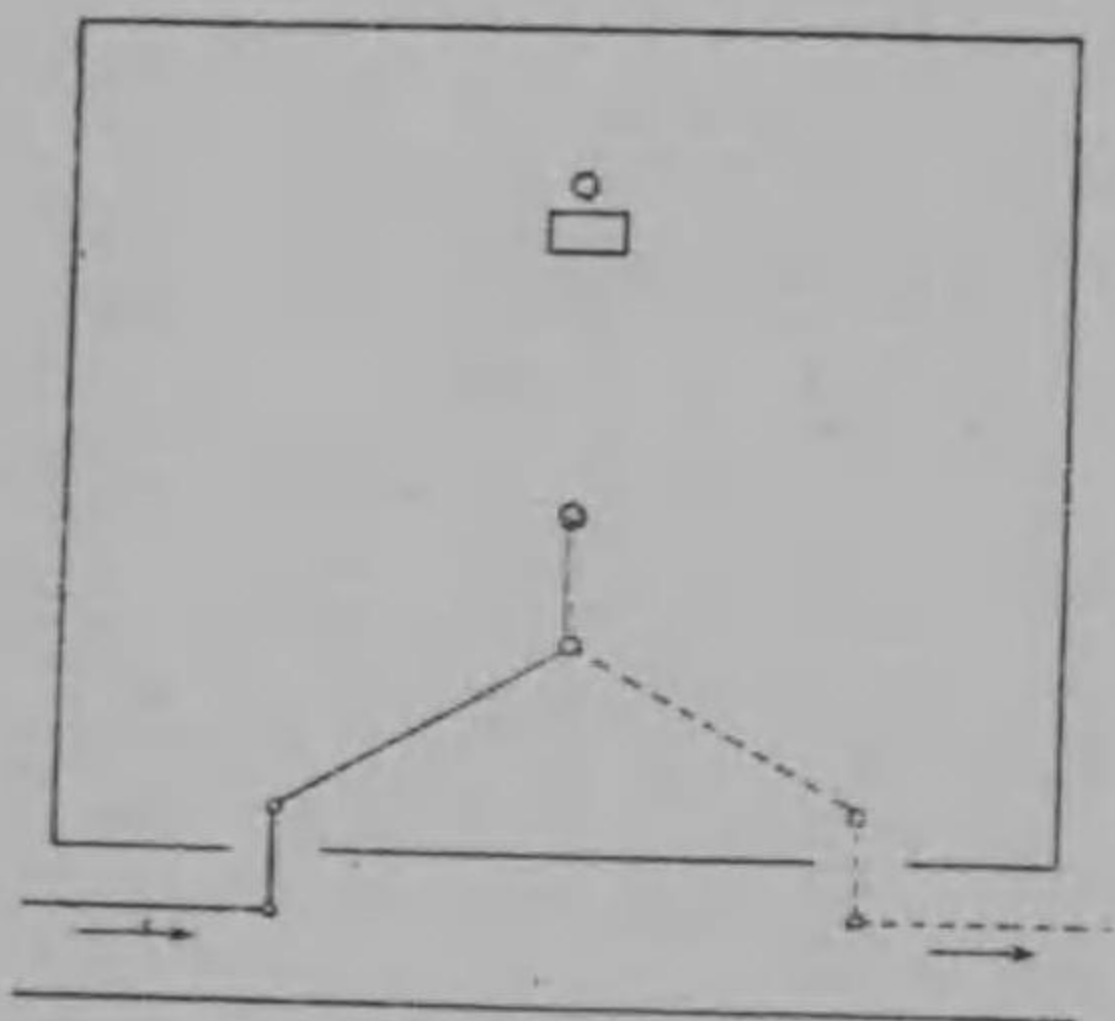
得。文官拜謁の心得

を移し、拜し奉るべき御座の前に至りて兩足を揃へて、敬禮を行ひ、三足進みて又最敬禮を行ひ、次に上座より逆行して三足退き、敬禮を行ひ、次に出口に至り敬禮を行ひ、外に出て再び敬禮を行ふべし。

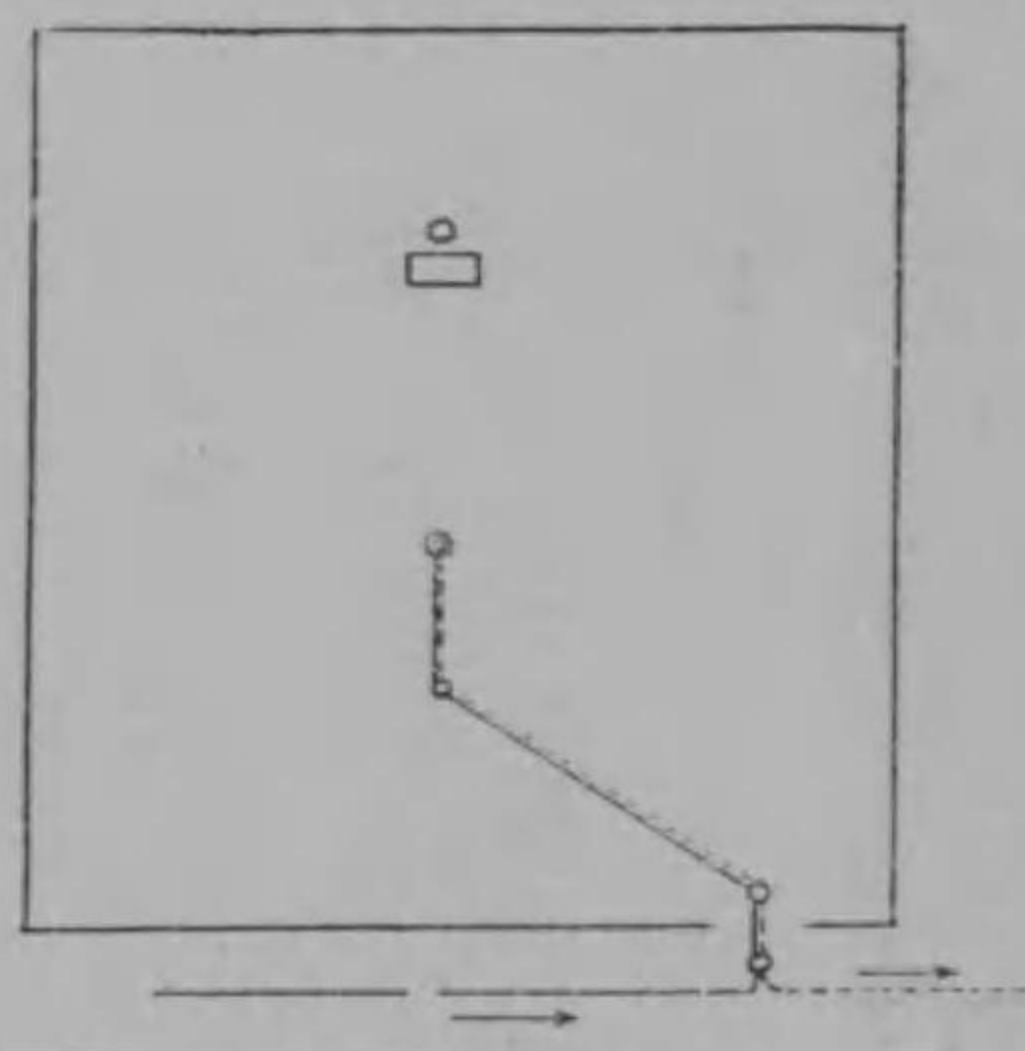
一、宮中に於いて拜謁を仰せ付けられたる時の敬禮法は、明治四十三年十月三日付を以つて宮内省より達せられたる左記の文官拜謁敬禮式によりて最敬禮を行ふべし。

○文官拜謁敬禮式

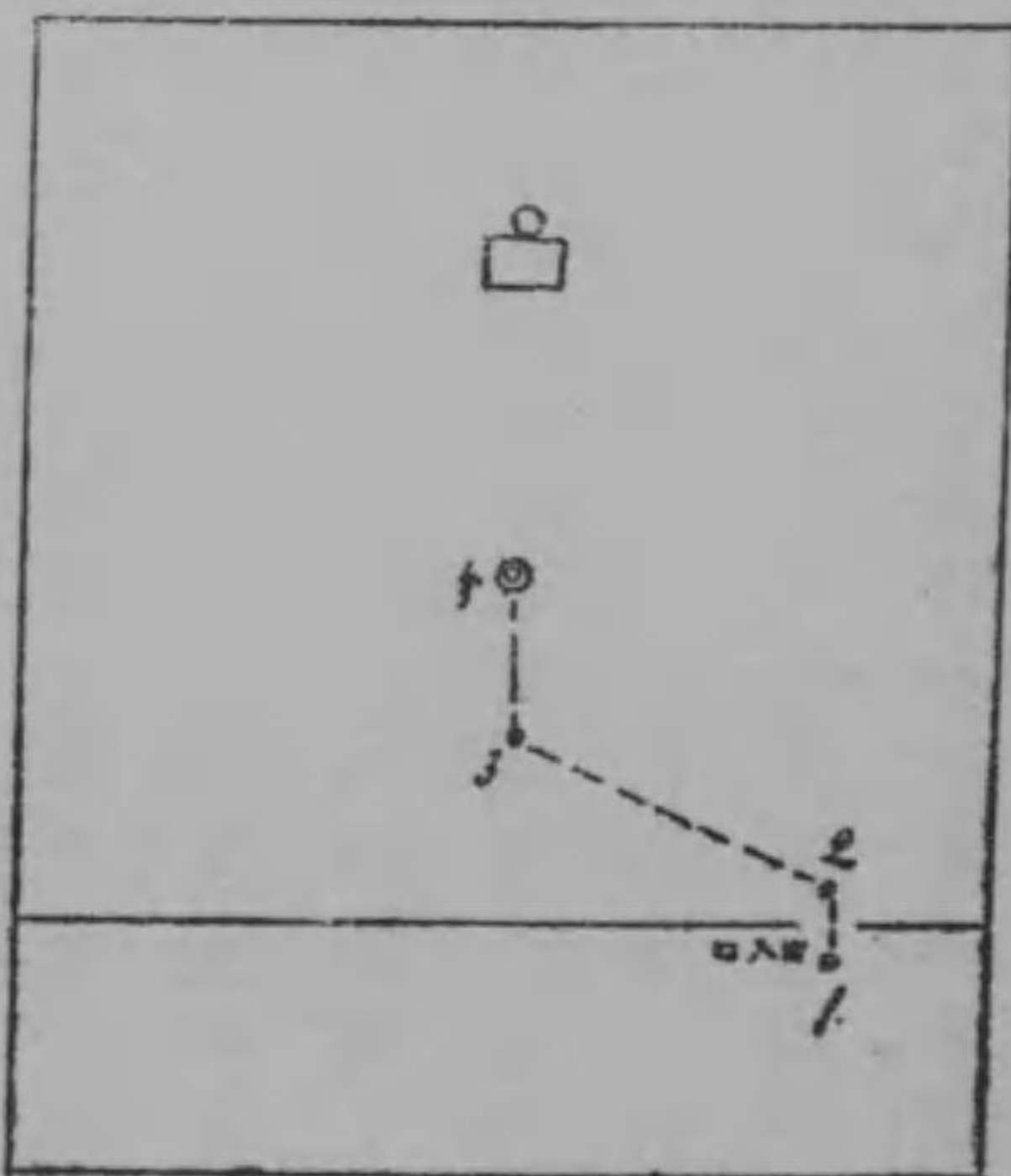
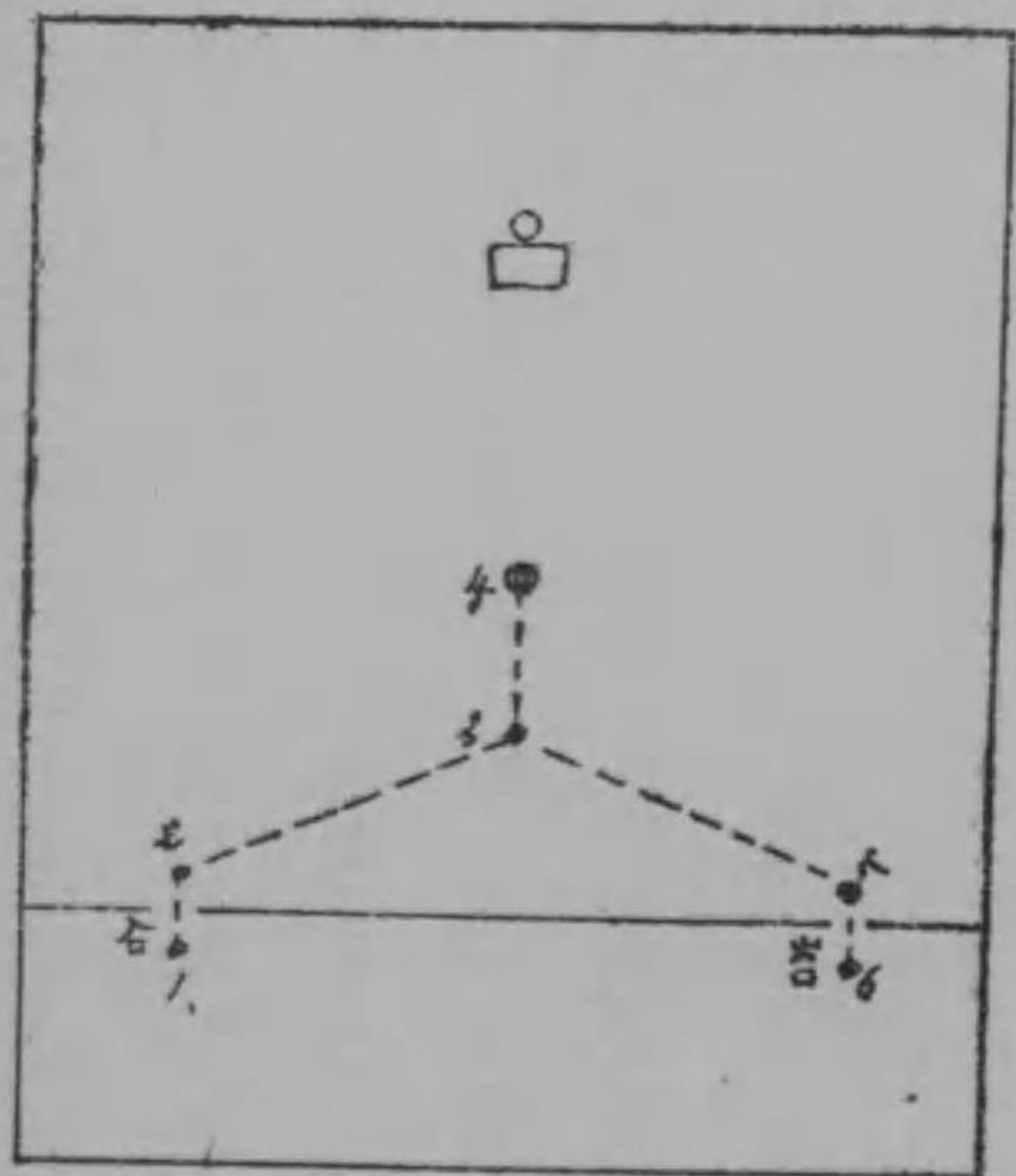
鳳凰の間文官拜謁敬禮式を左之通り御制定相成りたるに付き、鳳凰の間以外に於ける拜謁敬禮式も亦之れに準ず。



謁拜の時の異なる入口の時の順序



謁拜の時の最敬禮の順序



- (1) 出入口の前にて敬禮を行ふ。
- (2) 入口を入りて敬禮を行ふ。
- (3) 玉座の正面に於いて敬禮を行ふ。
- (4) 最敬禮を行ふ。
- (5) 出口にて敬禮を行ふ。
- (6) 最後に敬禮を行ふ。



鳳凰の間に於ける文官拜謁敬禮式心得

○鳳凰の問文官拜謁敬禮式  
御間の外に到り玉座に面したる時先づ敬禮を爲し、次いで御間に入り、直に敬禮を行ひ、而して、徐に進みて、玉座を距ること約六歩の處に至り、最敬禮を行ふ。最敬禮終りたる時は、玉座に面したる儘退歩し、御間の出口に於いて敬禮を行ひ、猶退歩して御間の外に出で、玉座に面して再び敬禮を爲して退下す。

第七節 御宴に侍る時の心得

一、御宴に陪席する光榮を得たる者は、國民として無上の名譽を荷ふものなり。此の名譽を荷ふべき者に對しては、御趣旨を奉じて宮内大臣より招致せらるるを以つて、此の時當日に於ける服裝の注意は別に注意書を以つて示さるるなり。此の名譽を全うせんには、其の心得に關し不敬の事なきやう注意の上にも注意して、諸事係官の指圖を受くべきは勿論豫め其の作法に習熟し置くこと肝要なり。

但し本文の如く聖旨を奉じて宮内大臣より發せらるる招待狀の如く命令の意を含みたるものに對しては、出席者は參上すべき旨を特別に届出

御宴に侍る時の服裝。御招待を蒙り御宴に參列し難き時の心得。

觀菊會に於ける御招待狀。御宴に侍る時の服裝の心得。

觀櫻會・觀菊會の御宴に侍る時の服裝の心得。

天皇皇后兩陛下ノ命ヲ奉シ  
來何日 何時赤坂離宮  
御苑ニ於テ催サルル觀菊會  
ニ招待ス

大正何年何月何日

宮内大臣何爵氏 名

官職名 何之誰殿

づるに及ばずと雖も、不參の時は必ず其の旨を届出づべきものとす。

御宴に侍る時の服裝は、其の時と場合とによりて異なれども、男子の文官は大禮服、武官は正裝、其の他は燕尾服、女子はロブデコルテ、ローブトモンタン、桂袴等を着用すべきものなり。觀櫻會・觀菊會の如き場合の御宴に侍る時の、男子は文官は通常服にシルクハット、武官は其の相當服、女子はツイジチングド



宮中拜賀式其  
他の儀式に  
参列の心得。

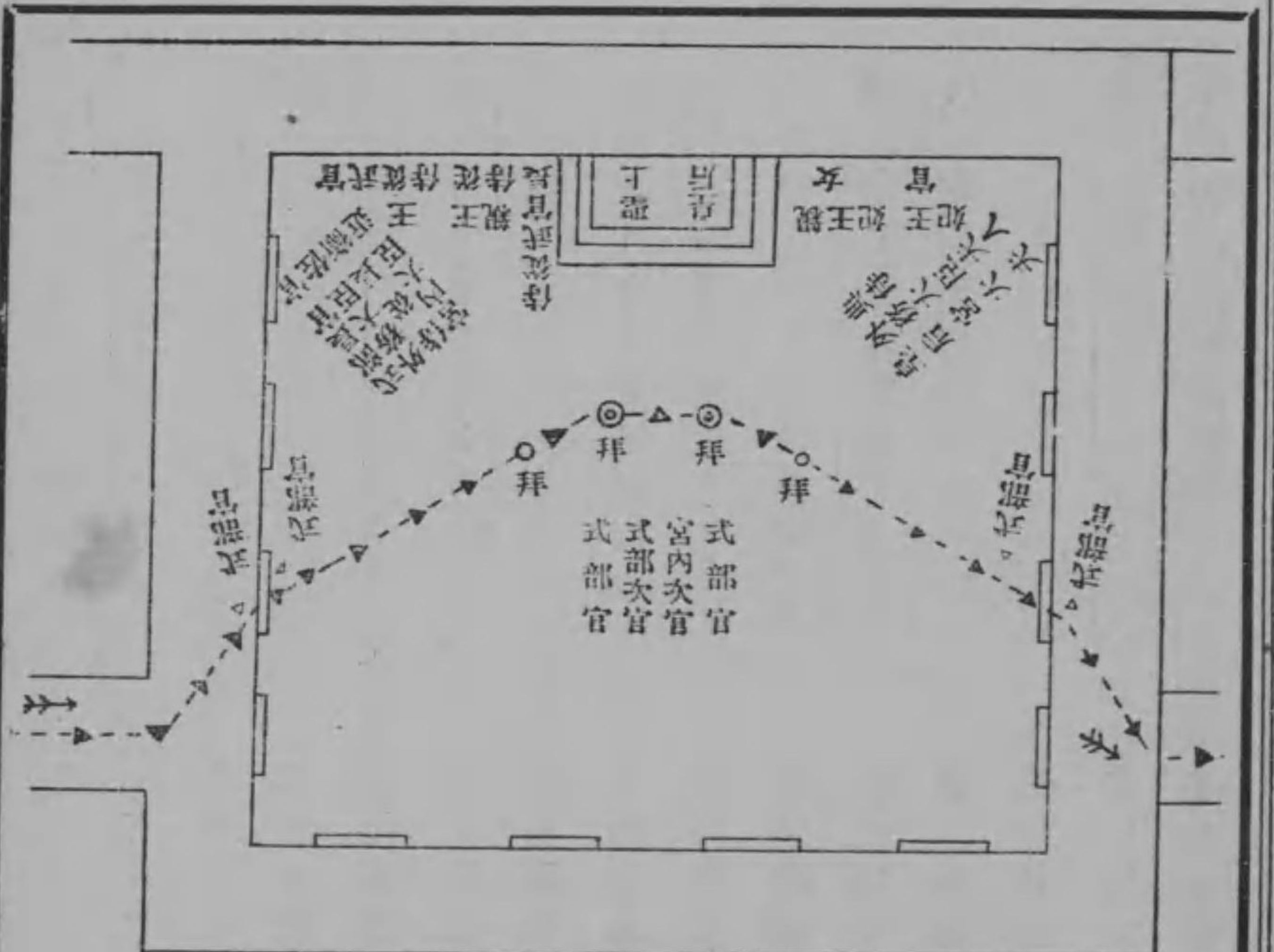
三大節等に参  
賀及び賀表奉  
呈の心得。

レツス若しくは袴を着用すること普通なり然れども、服装其の他の心得に關しては、其の都度掛官より指示せらるるを以つて、其の指示に従ひ、假初にも不敬に亘ることなきやうに注意すべし。

第八節 宮中の拜賀式其の他の儀式

- 一、一月一日・紀元節・天長節等の三大節は、陛下文武百官の拜賀を受けさせ給ふ。今宮中に於ける拜賀式、其の他の儀式の際に於ける心得を左に掲ぐ。
  - 一、三大節には高等官以上の文武官、非役の有位者、帶動者、華族、貴衆、兩院議員等の在京者は、宮中に参賀し、地方に在るものは別紙書式によりて、賀表を式部職に差出すものとす。賀表の用紙は大奉書又は美濃紙を用ふ。
  - 一、新年・紀元節・天長節に宮中に参賀し得べき身分にして、他所出張者、或は地方在勤者は、書式に依り賀表を認め、直に式部職を経て上る可し。
  - 一、三大節には判任官及び判任待遇者は、所屬廳に参賀すべし。所屬長官は、判任官の参賀及び出張若しくは廳外在勤者の賀表を受け、参賀言上書を認め、式部職を経て上るべし。
- 但し其の當日艦船に乗組める者又は航海中の者は、賀表を上るに及ばざ

一月一日、正  
殿に於ける拜  
賀式の略式。



一月一日正殿拜賀略式の圖

○一日

- 大勳位・親任官・大臣待遇・貴族院議長・衆議院議長・親任官待遇・公府・從一位・勳一等・高等官一等・貴族院副議長・衆議院副議長・侯爵・正二位・同夫人。
- 一日
- 各國大使・公使・同館員並に夫人、外務大臣・同夫人侍立は各國交際官拜賀の節に限る。



一月一日拜賀の心得

三大節等に於ける當日参賀及び賀表奉呈の心得

賀表	謹奉新年賀 (紀元節) 長元節	年月日	官位勳功學位爵氏名
横ニツ折	折目	折目	折目
言上書	新 年 (紀元節)ニ付判任官判任待遇者 (天長節) 一同之参賀相受此段言上候也	年月日	長官氏名
書上言及び賀表	料紙は大 廣奉書但 美濃紙を 代用する も妨なし	(大正二 年二月 十六日 官報)	

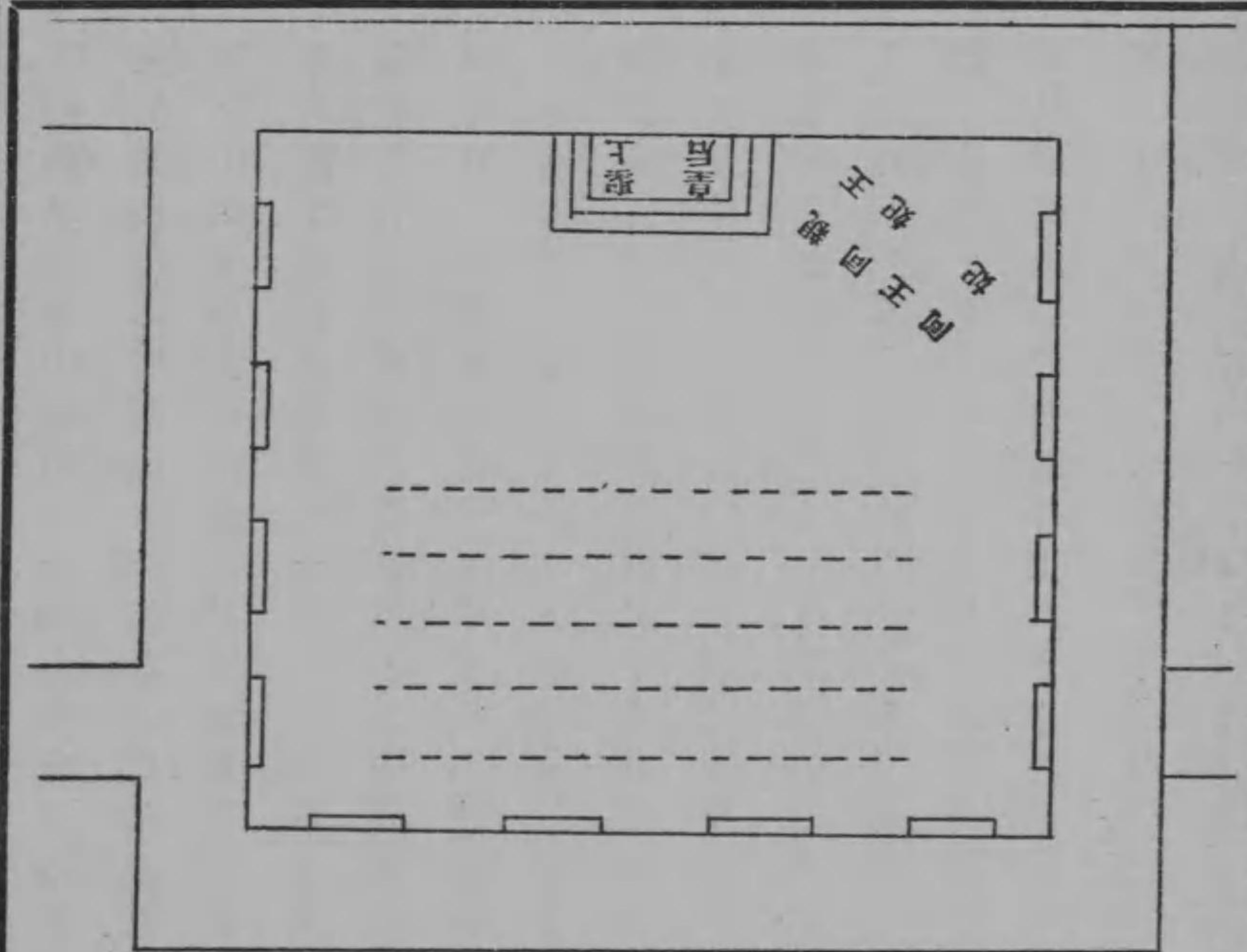
ることあり。

一、一月一日、天皇陛下、皇后陛下は文武百官より新年の拜賀を受けさせ給ふ。當日は先づ午前十時(時間は時時御變更あれども、此に記せるは大正三年一月一日拜賀式の時間なり、以下皆同じ)鳳凰の間に出御あらせられ、親王、同妃、王、同妃の各殿下、宮内官、親任官、同待遇公、爵従一位、勳一等、高等官一等、侯爵正二位、高等官二等、勅任官待遇同夫人並びに奏任官、奏任官待遇の拜賀を受けさせらる。是れ等の拜賀畢りて、兩陛下は皇族以下各員を従へさせられ、正殿へ出御あらせらる。正殿には、左に(臣下より向つて)、天皇陛下の玉座あり、右に(臣下より向つて、以下同じ)皇后陛下

下の御座あり。天皇陛下の御左の方には親王殿下、王殿下を初め奉り、侍従、武官長、侍従武官、近衛佐官、宮内大臣、侍従長、式部長、式部次長等整列し、皇后陛下の御右の方には、親王妃、王妃殿下をはじめ奉り、妃殿下の後に女官、典侍、外務大臣夫人、皇后宮太夫、皇后亮等整列す。斯くて十時三十分より大勳位、親任官、大臣待遇、貴族院議長、衆議院議長、親任官待遇公、爵従一位、勳一等、高等官一等、貴族院副議長、衆議院副議長、侯爵正二位、同夫人の拜賀を受けさせられ、十一時三十分より高等官二等、府香間、祇候、錦鶏間、祇候、勅任官待遇同夫人の拜賀、並列同時に受けさせられ、次ぎに神佛各宗派、管長の拜賀、列立同時に受けさせられ、午後二時よりは、各國大使、公使、同館員並びに夫人の拜賀(列立同時に)を受けさせられ、又在地方の高等官ならびに有爵有位有勳者より奉る賀表を受けさせらる。されば、當日は、畏くも天皇陛下には、早朝神嘉殿の南殿に出御あらせられ、四方拜の事を行はせ給ふより、百官の拜賀を受けさせられて、薄暮正殿より入御あらせらるるまで、殆んど御休憩の暇もあらせられざる由に承はる。古儀を重んじ、皇祖を敬し給ひ、



新年正殿に於ける列立拜賀式の略圖



新年正殿列立拜賀式の略圖

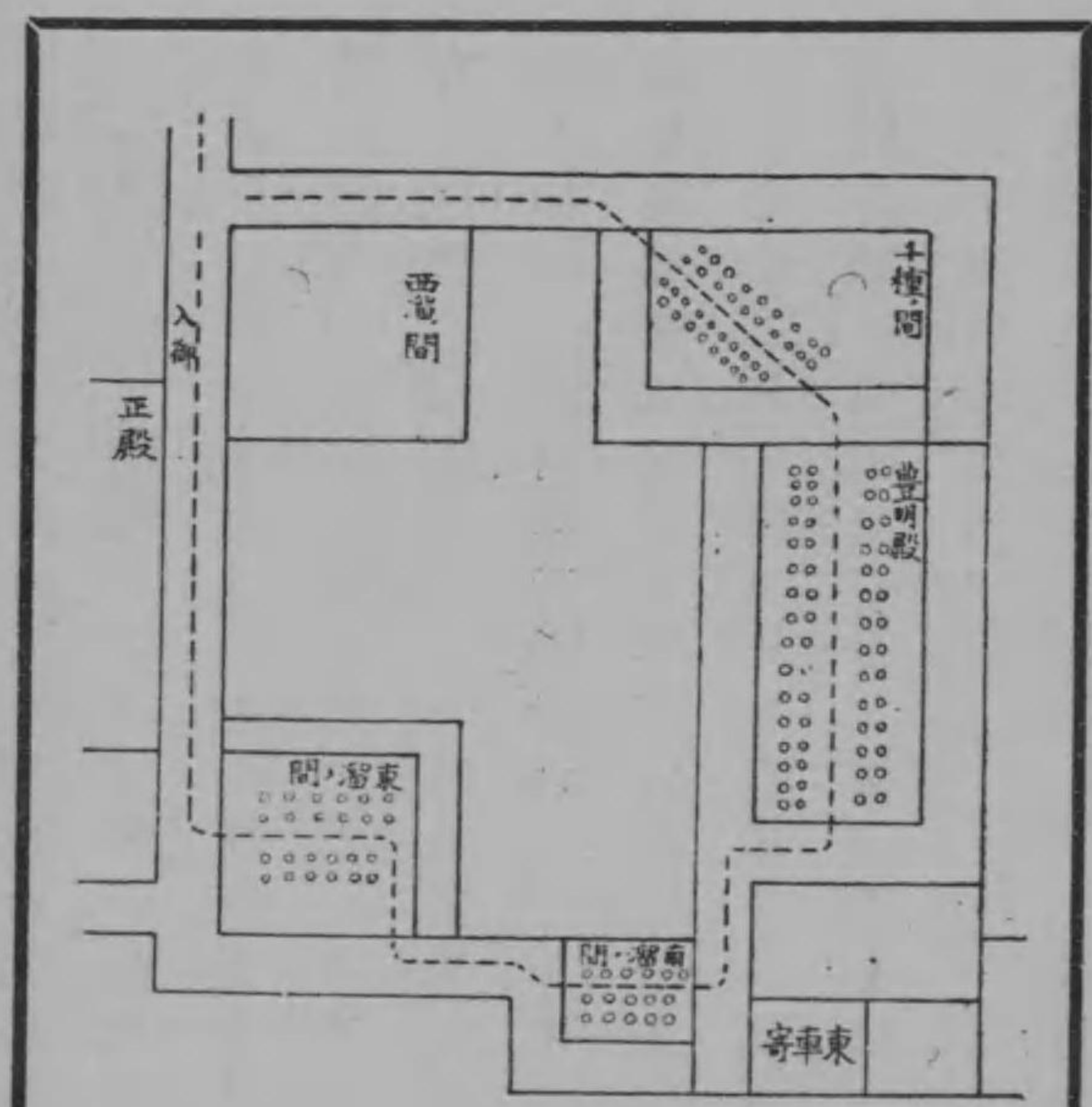
- 〇一日
  - 高等官二等・麝香間祇候・錦鶏間祇候・勅任待遇・同夫人・准勅任雇外国人・勅三等以上外国人同夫人・神佛各派管長。
- 〇二日
  - 伯爵・従三位・勅二等・子爵・正従三位・勅三等・男爵・正従四位・同夫人。
- 〇二日
  - 高等官三等・四等・五等。准奏任雇外国人並に勅四等以下勅六等以上外国人。

一月二日の拜賀式の心得

一月二日並列拜賀式の略圖

新を祝し民と樂を同うし給ふ大御心を以つて、斯くも玉體を勞させ給ふ聖徳の程こそ畏けれ。

一、二日も一日に續きて、兩陛下には文武官の拜賀を受けさせ給ふ。午前十時より兩陛下正殿に出御あらせられ、伯爵従二位・勅二等・子爵・正従三位・勅三等



列立拜賀式の略圖

- 〇二日
  - 千種の間
    - 貴族院議員・衆議院議員。
  - 豊明殿
    - 高等官六等・七等、陸海軍將校並同相當官。
  - 南溜の間
    - 高等官六等以下九等以上の文官。
    - 正五位以下従六位以上。
    - 勅四等以下勅六等以上。
    - 奏任待遇の神職。
    - 門跡寺院の住職。
  - 東溜の間
    - 高等官八等、陸海軍將校並同相當官。



等男爵正從四位同夫人の拜賀整列同時に同十時三十分より高等官三四五等准奏任雇外國人並びに勳四等以下勳六等以上外國人の拜賀(列立同時に)を受けさせ給ふ。同十一時三十分より千種間に於いて貴族院議員衆議院議員の拜賀を、豊明殿に於いて高等官七等陸海軍將校並びに同相當官の拜賀を、南溜間に於いて高等官七等以下九等以上の文官正五位以下從六位以上勳四等以下勳六等以上奏任官待遇の神職門跡寺院住職の拜賀を、東溜間に於いて高等官八等陸海軍將校並びに同相當官の拜賀を受けさせ給ふ。此の時長くも兩陛下には千種間より豊明殿・南溜間・東溜間の諸殿を順次通御あらせらるるを以つて、以上の諸殿に整列せる文官は、此の際拜賀を行ふなり。

天皇節當日の御舉式。

一、天皇節は八月三十一日にして天皇陛下の御降誕ましましし佳節なれども、天皇節祝日は十月三十一日に定めさせ給へり。此の日宮中にては、賢所皇靈殿神殿にて御祭典あり。又天皇陛下は大元帥として青山練兵場に行幸あらせられ、親しく諸兵の分列式を御閱兵あらせらる。式終りて還御の後、皇族親任官勅任官等の參賀を受けさせ給ひ、又宴を賜ふ。

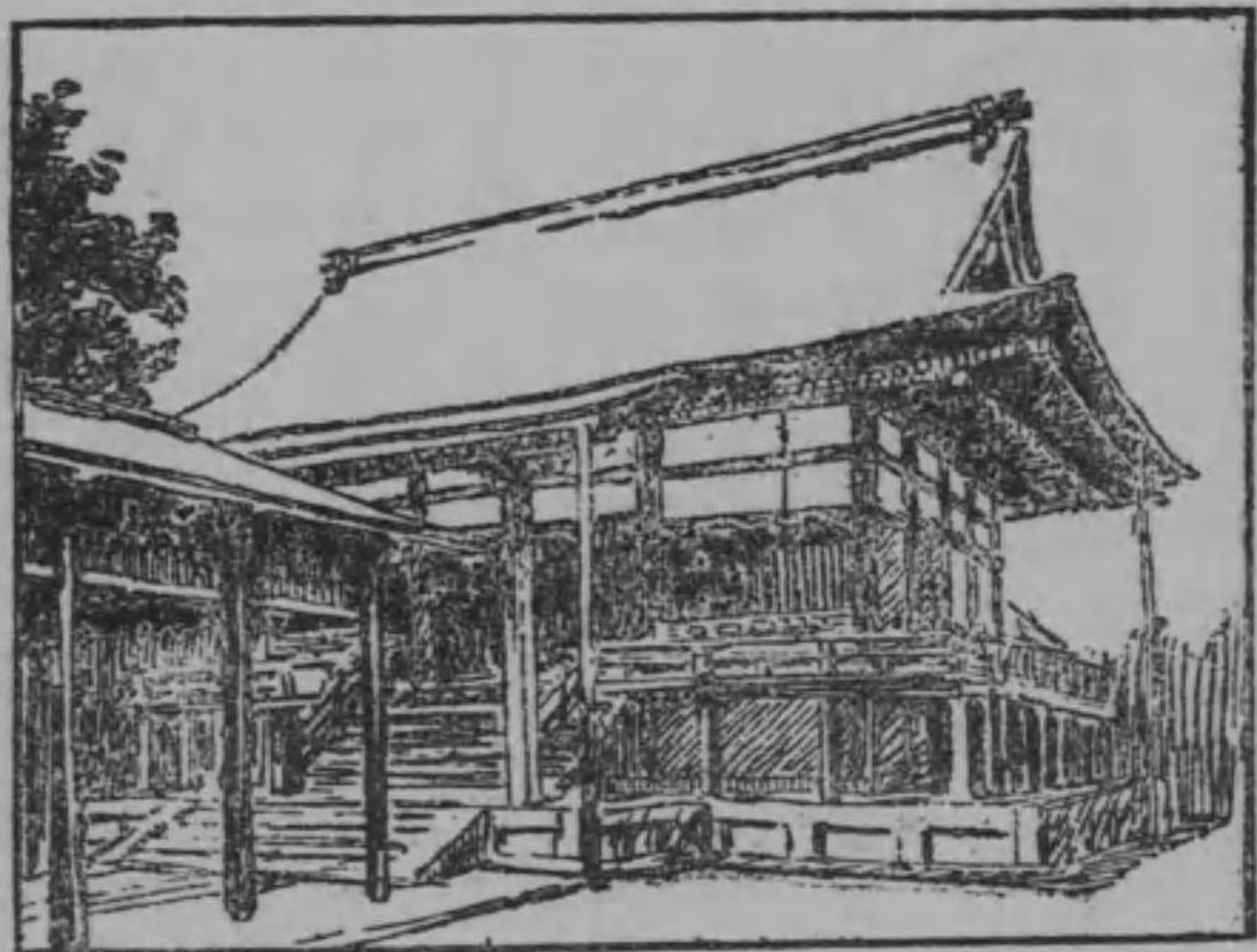
皇禮砲。

夜會に參列の服裝。

此の日用品川灣に於いては、帝國軍艦より百〇一發の皇禮砲を放ちて奉祝し、夜は外務大臣夫妻主催となり、各國大使公使及び我が各大臣其の他朝野内外の紳士貴婦人を外務大臣官邸或は華族會館又は帝國ホテル等に招待して夜會を催すを例とす。此の夜會に列する者の服裝は、男子はクラ

ツシオペラに燕尾服、女子はロレブデ  
コルチー或は白襟紋付を着用するも  
のとす。

紀元節當日の御舉式。



四方拜。

一、紀元節は二月十一日に行はせ給ふ儀式なり。此の日は神武天皇我が國を平定し給ひて御即位の大禮を行はせられ、天下に君臨し給ひて、我が國紀元の基礎を立て給ひし當日なり。されば國民舉つて此の日を慶賀し、皇室の御繁榮と國家の隆昌とを禱るべきなり。  
一、一月一日には天皇陛下親しく四方拜



を行はせ給ふ。當日陛下は午前四時に正殿に出御あらせられ、天照大神を始め奉り、天神地祇並びに四方の諸神を拜し給ひ、又神武天皇並びに明治天皇の御陵の方を拜し給ひ、終りて賢所皇靈殿神殿を拜し給ふ。賢所は神鏡を祭り、皇靈殿は御歴代天皇の御靈を祭り、神殿は天神地祇を祭り給ふ所なり。

宮中席次の心得

- 一、宮中に於ける諸儀式御舉行の際の席次表、左の如し。(大正四年二月十五日官報の記載する所による)
- 宮中儀式上席次(大正四年二月十五日發布皇室令第一號)
- 一、宮中儀式上の席次は、別表に依り其の次第を定む。但し、職務上に關するものにあらず。
- 一、同等官中の席次は任補の日を以つて之れを定む。若し其の任補の日同じき時は、前官の席次に據る。
- 一、同等官中にて官職を轉ずることありとも、初めて其の官に進みたる日を以つて席次を定む。
- 一、兼官あるものは、本官と兼官とを問はず、其の高き方に據る。
- 一、初任にして同日同等の者全く席次を定むべき事由なき時は、其の年齢に

據る。

- 一、廢官辭職の後三十日以内に更に前官と同等の官に任補の輩は、尙ほ前席を保つことを得。
- 一、官職を降りたる者は、現官同等中の首座とす。但し親任より一等に降りたるものは、同等中特別席の次席とす。
- 一、特に席次を定めらるる者は、此の條項の限りにあらず。

宮中儀式席次表

第一階	
第一	大勳位
第二	一、菊花章頸飾
第三	一、菊花大綬章
第四	一、内閣總理大臣
第五	一、樞密院議長
第六	一、元勳優遇の爲大臣の禮遇を賜はりたる者
第七	一、元帥・國務大臣・宮内大臣・内大臣
第八	一、朝鮮總督
第九	一、内閣總理大臣又は樞密院議長たる前官の禮遇を賜はりたる者
第十	一、樞密院副議長
第十一	一、陸軍大將・海軍大將・樞密顧問官
第十二	一、親任官
第十三	一、貴族院議長・衆議院議長
第十四	一、勳一等旭日桐花大綬章
第十五	一、功一級
第十六	一、親任官の待遇を賜はりたる者
第十七	一、公爵
第十八	一、從一位
第十九	一、勳一等
第二十	一、旭日大綬章
第二十一	一、瑞寶章



第二階

三、寶冠章

第十八 高等官一等

第十九 貴族院副議長、衆議院副議長

第二十 爵香間祇候

第二十一 侯爵

第二十二 正二位

第三階

第二十三 高等官二等

第二十四 功二級

第二十五 錦鶏間祇候

第二十六 勅任待遇

第二十七 伯爵

第二十八 從二位

第二十九 勳二等

一、旭日重光章

二、瑞寶章

三、寶冠章

第三十 子爵

第三十一 正三位

第三十二 從三位

第三十三 功三級

第三十四 勳三等

一、旭日中綬章

第四階

二、瑞寶章

三、寶冠章

第三十五 男爵

第三十六 正四位

第三十七 從四位

第五階

第三十八 貴族院議員、衆議院議員

第三十九 高等官三等

第四十 高等官三等の待遇を享くる者

第四十一 功四級

第四十二 勳四等

一、旭日小綬章

二、瑞寶章

三、寶冠章

第四十三 正五位

第四十四 從五位

第六階

第四十五 高等官四等

第四十六 高等官四等の待遇を享くる者

第四十七 功五級

第四十八 勳五等

一、雙光旭日章

二、瑞寶章

三、寶冠章

第四十九 正五位

第六階

第五十 高等官五等

第五十一 高等官五等の待遇を享くる者

第五十二 從六位

第五十三 勳六等

一、單光旭日章

二、瑞寶章

三、寶冠章

第七階

第五十四 高等官五等

第五十五 高等官六等の待遇を享くる者

第五十六 正七位

第八階

第五十七 高等官七等

第五十八 高等官七等の待遇を享くる者

第五十九 從七位

第六十 功六級

第九階

第六十一 高等官八等

第六十二 高等官八等の待遇を享くる者

第十階

第六十三 高等官九等

第六十四 奏任待遇

第六十五 正八位

第六十六 功七級

第六十七 勳七等

一、青色桐葉章

二、瑞寶章

三、寶冠章

第六十八 從八位

第六十九 勳八等

一、白色桐葉章

二、瑞寶章

三、寶冠章

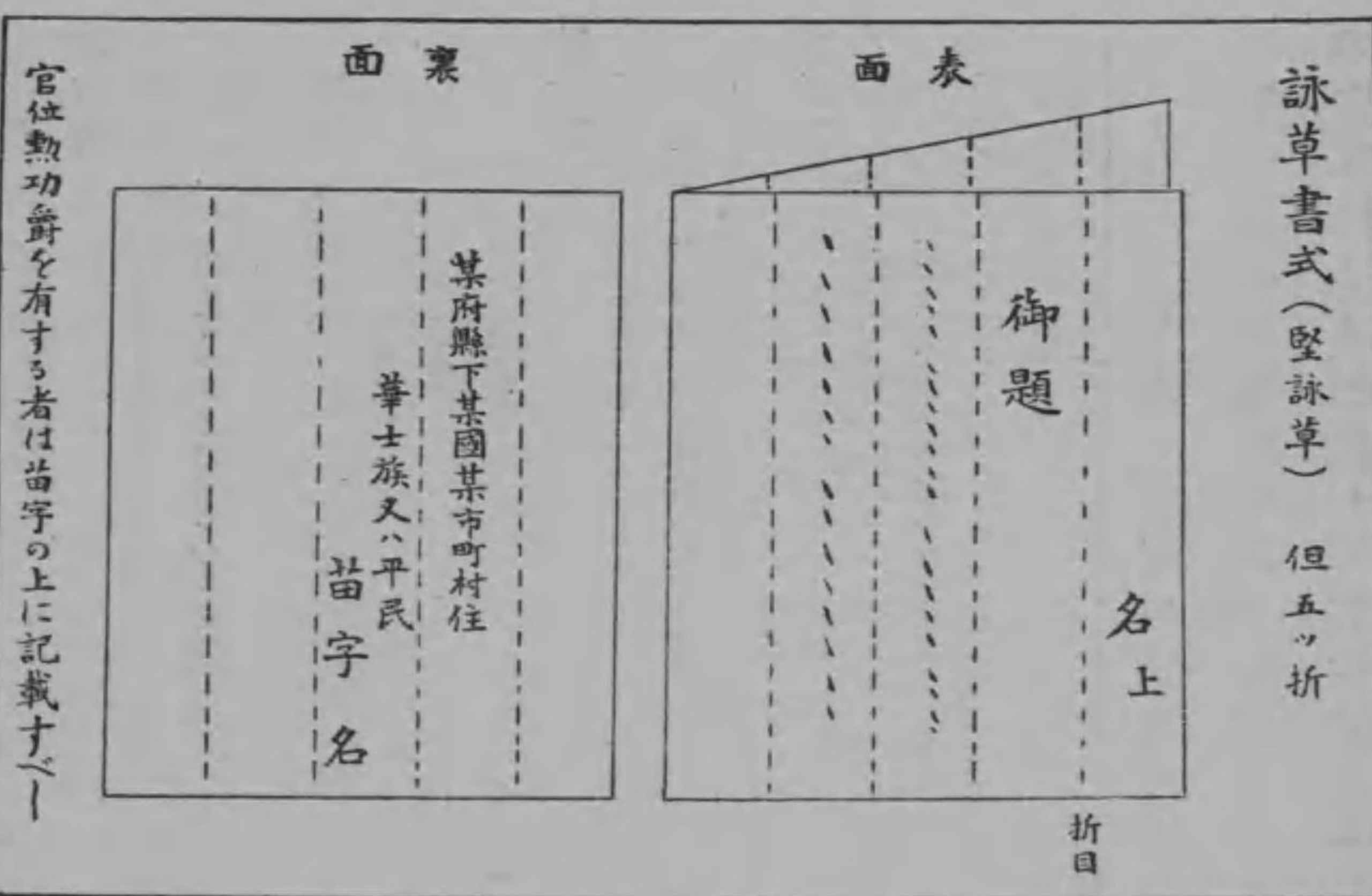
勅題の詠草を  
進獻する心得

第九節 勅題の詠草を進獻する心得

一、毎年一月の御歌會始めの勅題に對し、詠草を進獻せんとするものは、別紙の書式により、謹書して宮内省御歌所宛に呈出すべし。但し用紙は奉書杉



詠草書式(堅詠草) 但五ツ折



原の類とし、郵便にて差出す時は、美濃紙を用ふるも差支なし。一、勅題に對し、詠進者の心得べき事項並びに詠草進獻の時日等は、其の都度官報を以つて告示せらるれば、違はざるやうに注意すべし。

第十節 大典を祝し奉る心得

一、大典とは皇嗣御踐祚あらせられて、御祖宗の神器を承け給ひ、京都に於いて行はせ給ふ御即位の禮と大嘗祭とを云ふ。一、御即位の禮及び大嘗祭は京都に於いて行はせ給ふにより、御

大典を祝ひ奉る心得

大典の意義

大典につき天皇陛下下京都への行幸

賢所大前の御儀

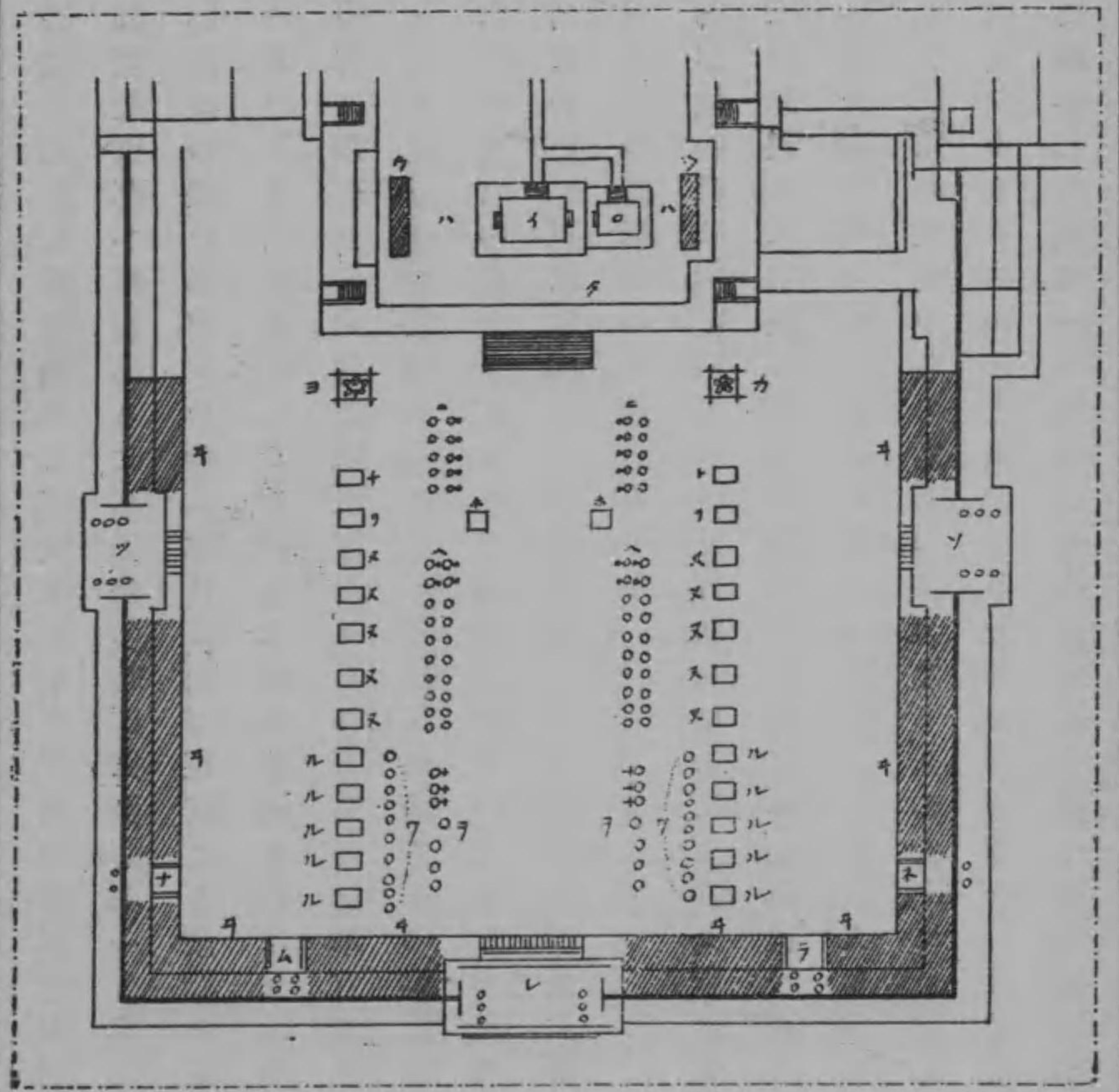
皇靈殿神殿に御奉告

祭式に先立ち、天皇陛下には賢所を奉じて、皇后陛下と御同列にて、東京を御發輦、京都へ行幸あらせらる。此の時は御鹵簿第一公式によらせらる。一、御即位の禮を擧げさせ給ふ當日は、先づ東京より渡御あらせられて、京都の宮中に奉安あらせらるる賢所大前の御儀を行はせ給ひ、我が國建國の精神に基づきて、大統を繼承あらせられしことを奉宣せられ、皇祖の神佑を祈り、益、皇基を鞏固にせんことを誓はせ給ふ。此の御儀は實に紫宸殿の御儀、大嘗宮の御儀と相並んで御即位禮中の大典とす。此の大典と同じ時刻に於いて、東京宮城にては皇靈殿神殿に於いて即位大禮を行はせらるべき旨の御奉告の御儀あるなり。

一、御即位の禮は紫宸殿に於いて行はせ給ふにより、又紫宸殿の御儀と申す。此の御儀は天皇陛下、天津日嗣の高御座に昇御、萬世一系の大統を継ぎ、大日本帝國君臨のことを宣し給ふものにして、洵に天皇御一代の最大典にして、國家の儀禮中、其の意義の重大なる、此の大儀に及ぶものなし。されば臣民たるものは、其の内國にあると外國にあるとを問はず、當日は特に齋戒沐浴して、家族一同打揃ひ、京都の方に向つて、天皇陛下の萬歳を祝し奉



大典式場設備圖(紫宸殿の儀)



イ 高御座  
 ロ 御帳臺  
 ハ 皇族及各國使節  
 ニ 威儀  
 ホ 萬歲旛  
 ヘ 威儀物捧持  
 ト 日像護旛  
 チ 月像護旛  
 リ 大錦旛  
 ヌ 中旛  
 ル 小旛  
 ヲ 司鉦司鼓  
 カ 檜  
 コ 櫻  
 ク 檜  
 ケ 紫宸殿  
 コ 承明門  
 サ 日華門  
 シ 月華門  
 ス 左掖門  
 セ 右掖門  
 タ 長樂門  
 テ 永安門  
 ト 大動位以下  
 チ 從一位以上  
 ツ 勳一等以下  
 テ 參列諸員

紫宸殿の御儀  
 につき玉座  
 並びに參列諸  
 員の本位と庭  
 上の粧飾。

紫宸殿の御儀  
 次第

るべし。

一、紫宸殿の御儀は圖に示す如く、殿上の中央に高御座を設け、その左方に御帳臺、皇太后陛下の御座を設け、玉座の左右及び東西兩廂は各宮殿下並びに同妃殿下を始め奉り、外國使節、大勳位以下從一位以上の優遇者參列の本位とし、庭上には、左近櫻の南方に日像護旛を、右近橋の南方に月像護旛を立て、更にその南方左右に大錦旛一旛、中錦旛、小錦旛各々五旛づつを立て、而して、左右大錦旛の南庭下を威儀及び威儀物捧持司の本位とし、その中間に萬歲旛二旛を立て、それより更に南方小錦旛の前面を司鉦司鼓の本位とし、其の後に棹十竿を立て、衛門は三十人にして、正面の承明門及び左右の日華門、月華門には左右各々三人を置き、長樂門、永安門には左右各々二人、左掖門、右掖門には左右各々一人づつを置き、左右及び正面の軒廊を勳一等以下の參列諸員の本位とす。

御儀の當日は以上定められたる各本位に諸員參列し畢れば、天皇陛下出御ありて高御座に即かせ給ふ。是の時參列諸員一同最敬禮をなす。次いで内閣總理大臣、紫宸殿を下り、庭上を歩して南階の中央に至りて立てば、參



帝國臣民の萬  
歳三唱

列諸員最敬禮の下に、玉音朗からに勅語を下し給ふ。次いで總理大臣南階を上り、南榮の下に直立し、謹嚴恭謙億兆臣民を代表して壽詞を奏し奉る。終つて再び南階を下り、兩萬歳旛の中央に北面して立ち、萬歳を高唱し、場内の參列諸員一同之れに和して三度萬歳を唱ふるなり。此の時陸海軍の禮砲、各寺院の梵鐘、各工場の汽笛、皆一齊に鳴り轟き、日本帝國臣民は海の果、山の奥に至るまで又皆之れに和して萬歳を三唱し、皇運の隆昌、聖壽の無疆を祈り奉るなり。此の場合總理大臣萬歳を高唱する時間は、豫て之れを定めて全国各地に知らしめ置き、分秒も之れに違はざるやう御儀式を進行するなり。

かくて總理大臣前路を戻りて、紫宸殿に上り、その本位に復すれば、陛下には諸員最敬禮の間に入御し給ひ、次いで參列諸員退散するなり。

一、大嘗祭は新に悠紀殿と主基殿とを宮中に建てさせられ、陛下御みづから此所に渡御させ給ひて、天祖天照大神を始め奉り、天神地祇に對し、神饌神酒を御親供御拜禮の上、神祇の御相伴として陛下御みづからも酒饌を召さるる御儀なり。此の御儀は古より夜陰に之れを行はせ給ふ御例にて、

大嘗祭の御儀  
次第と臣民の  
心得

大嘗祭に用ひ  
させ給ふ供饌  
と祭事に奉仕  
の官人

奉仕の諸員は勿論陛下にも少しの御まどろみだになく、一夜たつさはらせ給ふいとも畏き御儀にて、これも天皇陛下御一代に唯一度のみ行はせ給ふ最大典なり。帝國臣民たる者は、陛下が御即位の初めに於いて、皇祖を御親祭あらせらるる御趣意を體し奉らざるべからず。

一、大嘗祭に用ひさせ給ふ神饌は、悠紀主基の齋田より收穫したるものの外に、諸穀及び山海の諸物を供へさせ給ふなり。その品物は、何れも各地方より獻納せるものにて、其の京都以東以南の各地方より獻納したるものば、悠紀殿の供饌に用ひ、京都の以西以北の各地方より獻納の物をば、主基殿の供饌に用ひ給ふなり。されば大嘗祭に用ひさせ給ふ供物は、取りも直さず日本全國の臣民より獻納したる物を用ひさせ給ふことに當るなり。猶當夜は悠紀主基の齋田を定められたる其の縣の知事及び事務官をして祭事に奉仕せしめ給ふ。彼れと云ひ此と云ひ、大嘗祭はまことに畏多き御祭儀なり。

一、大嘗祭當日は、伊勢神宮並びに皇靈殿、神殿へ奉幣の御儀あり。又同日及び翌日に互りて全國の官國幣社へ勅使御差遣の御儀あらせらるるなり。さ

大嘗祭當日  
官國幣社へ奉幣の  
御儀



大饗宴及び御招待を蒙りて参列する者の心得

伊勢神宮神武天皇御陵及び其の他の山陵へ御親謁

還幸後は大観兵式と大観艦式とを行はせらる

御大典中の臣民の心得

れば各官國幣社に於いては、此の日臨時の神事祭典を行はるるにより、附近の住民は齋戒沐浴、参拜して昭代の盛典を祝し奉るべきなり。  
一、御即位禮及び大嘗祭畢つて後、陛下には列國使節を始め、文武高官有爵優遇者並びに同夫人等を宮中に召させられて大饗を賜はる。此の日は地方に於いても各高等官を始め、文武官及び官公職、教員等の職にある者を召させられて饗宴を賜はるなり。されば當日此の光榮を荷ふものは、謹んで参列して聖壽の萬歳を祝し奉り、皇恩の有り難きを拜戴すべし。

一、御即位禮、大嘗祭の御儀滞りなく終りて、大饗の儀も済ませらるれば、陛下には登極令の定むる所の次第に基づかせられ、伊勢神宮、神武天皇御陵、明治天皇御陵並びに前朝三代の御陵に御親謁あらせらる。

一、神宮及び各山陵へ御親謁の御儀済ませらるれば、陛下には又賢所を奉ぜられて、皇后陛下と御同列にて東京へ還幸あらせらる。還幸の後は陸軍大観兵式と海軍大観艦式とを行はせ給ふなり。

一、御即位禮及び大嘗祭御舉行のため、東京を御發轅あらせらるる日より、諸般の御儀済ませられて、再び還幸あらせらるるまでの間は、御儀の有無に

大喪中の心得

大喪期間及び其の期間の區別

第一期

第二期

第三期

歌舞・音曲停止の心得

弔旗掲揚の心得

皇族薨去の時に於ける心得

係はらず、御大典御舉行の期間中なれば、國民たる者は、此の御趣旨を體すべきなり。而して此の間に於ける特別の日は、家毎に國旗を掲げ、夜は奉祝の提灯等を點じて、謹んで祝意を表し奉るべし。

第十一節 大喪中の心得

一、大喪とは、天皇陛下、皇太后陛下の御喪を稱し奉ることなり。此の期間は諒闇中なれば、國民一同恐懼して、謹慎哀悼の誠意を表し奉るべきなり。

一、大喪期は滿一ヶ年間にして、第一期、第二期、第三期の區別あり。第一期、第二期は各、五十日とし、第三期は其の残りの日數なり。此の期間に於ける喪服の規定等は、皇室喪服規定(明治四十四年六月十五日勅定)に列擧せられたる種類外の服裝に付きては、大正元年閣令第二號によりて定められたり。其の他は、其の都度其の筋より達せらるる旨を謹みて遵奉すべし。

一、大喪期間に於いて、國民の一般に守るべき事は、歌舞・音曲の停止、弔旗掲揚の方法及び喪章を附くること等なり。此れ等は其の筋よりの通達に基き、(大正元年閣令第二號)違はざるやう實行すべし。

一、皇族薨去在らせられたる時は、其の筋より通達の旨に基き、前に準し、謹慎



喪章を附くる心得。

哀悼の誠意を表し奉るべきなり。



和服に喪章をつけるたけつる

普通の和服に喪章を附する心得。

旗に關する心得國旗の部を参照すべし。

一、普通の和服に用ふべき喪章は、圖の如く、左胸部に蝶形結びの黒布を附す。此の喪章は第一期間、國民一同の附くべきものなり。

一、大喪期中に於ける女子の喪服は、皇室喪服規定により、其の服裝の種類及び喪期の區分に從ふべし。

女子喪服制式。

○女子喪服制式。



喪章の圖

一、大喪期中に國旗を掲揚する場合は、竿球は黒布を以て之れを

覆ひ、且つ旗竿の上部に黒布を附すべし、其の他は第九章日章

洋服。

第一期。

○洋服

第一期

衣は黒色とし、地質適宜にして光澤なきものとし、黒羅紗の飾を附す。其の他の飾は總べて黒色とす。



洋裝喪服を着るたしる

帽帽飾髪飾は總べて黒色とす。但し、大喪及び一年の喪には黒縮紗を背後に垂る。覆面は黒色とす。

第二期

衣は第一期に同じ。

第二期。

第三期。

第三期

帽は黒色とし、帽飾髪飾は黒色又は灰色、白色の類とす。覆面は黒色又は白色の類とす。

衣は黒色又は灰色、白色とし、地質適宜とす。飾は衣黒色なる時は色適宜と



手套・扇・傘・靴・足袋等の注意。

し衣灰色白色の類なる時は黒色とす。帽は黒色とし、帽飾・髪飾は色適宜。覆面は第二期に同じ。

以上

手套・扇・靴・足袋は黒色とす。但し第三期に於いては、灰色白色の類を用ふることを得。

○袴袴

高等官の分

第一期

袴袴

袴は黒擦色布とし、袴は柑子色布とす。

第二期

第一期に同じ。

第三期

袴は鈍色生絹とし、袴は萱草色生絹とす。但し冬季は萱草色生絹の裏に平絹を用ふ。

袴袴。第一期。第二期。第三期。

元結・足袋・草履・靴等の注意。

髪。

髪は第一期及び第二期に於いては垂髪を引き、第三期に於いては垂髪を引かず。

以上

元結・足袋は白色、扇・ボンポリは骨黒色、地鈍色、草履の緒及び靴は柑子色又は萱草色とす。

高等官及び高等官の待遇を受くる者、袴袴を用ふるときは本心得に依る。

判任官の分

第一期

袴は鼠色布とし、袴は萱草色布とす。

第二期及び第三期

第一期に同じ。

以上

髪は第一期・第二期に於いては垂髪を引き、第三期に於いては垂髪を引かず。

元結・足袋・草履の緒は白色、扇・ボンポリは骨黒色、地鈍色、靴は萱草色とす。

元結・足袋・草履・靴等の注意。

第二期・第三期

髪。



廢朝中の心得

- 一、大喪中は時日を限りて廢朝仰出さる。皇族薨去の際も同様廢朝仰出さるることあり。
- 一、廢朝中は全く政務を廢せらるるの儀にあらず。従つて特別の達ある場合の外は、官廳の事務も休停せず、諸學校の授業も休課せずして、平素の如くに執務及び教授し、唯、靜かに謹慎の誠意を表すること肝要なり。
- 一、廢朝中は囚人の服役を特免し、死刑答刑の執行並びに歌舞音曲を停止せらるれば、國民一同は、深く此の趣旨を體すべし。

### 第九章 日章旗に關する心得

#### 第一節 國旗に關する心得

日章の國旗は我が大日本帝國を代表する徽章なれば、我が國民たるものは、誠意誠心を以つて之れを愛護敬重すべし。我が國の國旗は、日の丸の徽章にして是れを日章旗と稱す。實に世界無比の名譽ある國旗にして、金匱無缺の皇室を表章す。國民たるものは、常に、此

- 一、日章の國旗は我が大日本帝國を代表する徽章なれば、我が國民たるものは、誠意誠心を以つて之れを愛護敬重すべし。
- 一、我が國の國旗は、日の丸の徽章にして是れを日章旗と稱す。實に世界無比の名譽ある國旗にして、金匱無缺の皇室を表章す。國民たるものは、常に、此

譽ある國旗なり。

外國に於いて我が國旗を見るときは、一種の情緒油然として胸底に湧き出づるなり。

我が締盟條約の國旗にも敬意を拂ふべし。



太政官布告(第五)(明治三十七年正月)  
 御國旗 白布紅白章  
 縦……………七尺八寸。  
 横……………一丈一尺七寸。  
 日の直徑：四尺六寸八分。  
 右は本國旗の寸法なり。  
 略國旗寸法も同一の割合とす。

の意義を頭に置きて、戯れにも之れを汚瀆するの行爲あるべからず。

一、我が國旗の海外に於いて、陸上、或は海上に翻るは、是れ我が國家を代表して、我が在留の國民を保護する意を示せるなり。平素國內にのみ住するものは、此の國旗に對する感情を惹き起すこと少なかるべしと雖も、一度我が本國を離れて風俗人情を異にせる異域に行きて、此の日章旗の翻るを見んか、一種云ふべからざる情緒の油然として胸底に湧き出づるものあるを感ずべし。國旗は斯の如く親むべく愛すべきものなれども、しかも之れに親みて馴るる能はざる一種の威嚴を具ふるなり。

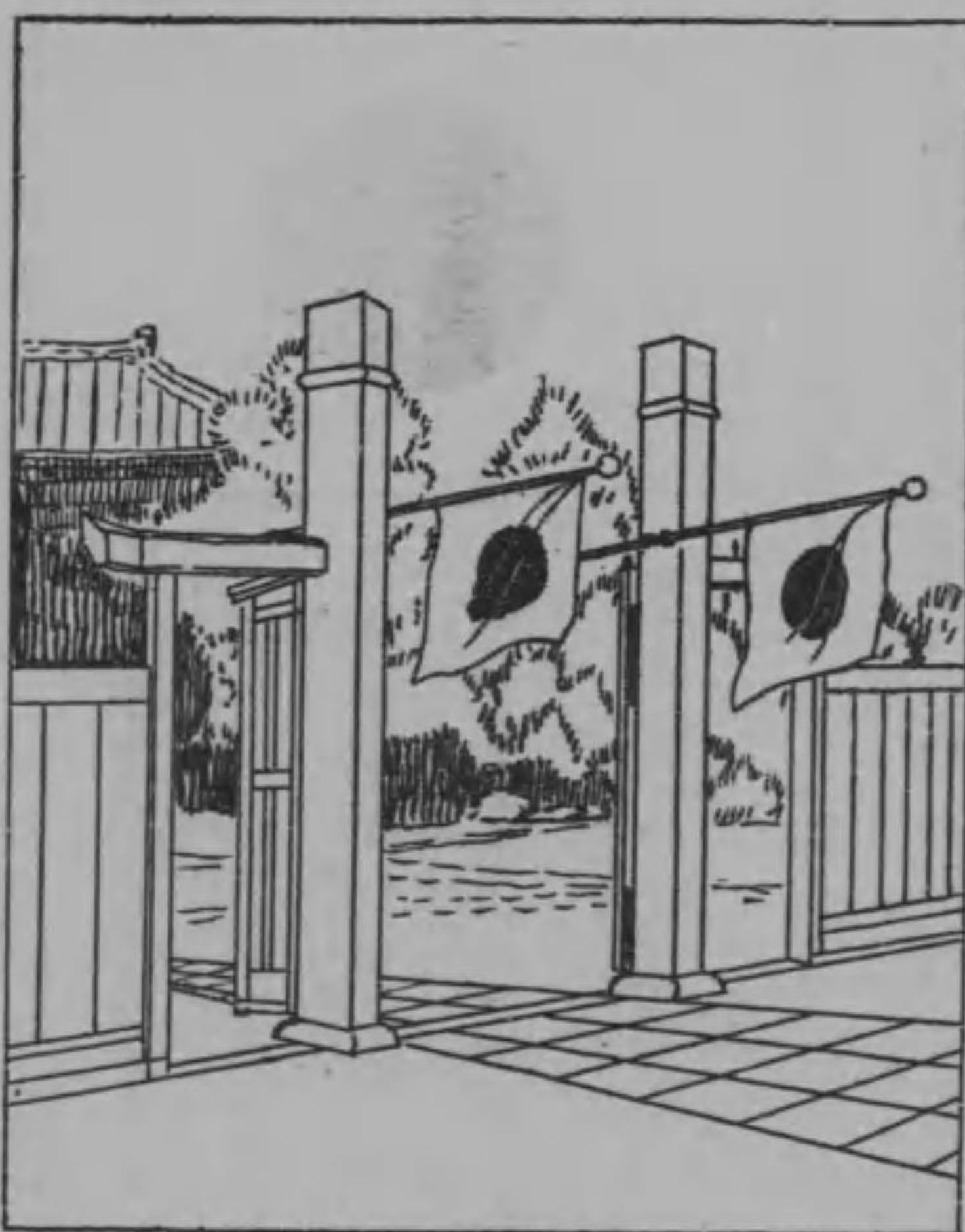
一、我が國民は日章の國旗に對して敬意を表すると共に、我が締盟條約國の國旗に對しても亦敬意を拂はざるべからず。是れ國際上缺くべからざる



我が國民は我が國の光威を輝かさんと心を掛けざるべからず。

國旗を掲揚する場合。

禮なり。若し此の禮を缺く時は、些少の行違より國際上の葛藤を惹き起すに至るべし。深く注意せざるべからざるなり。  
一、國旗は國家を代表するものなれば、國旗の榮辱は、則ち國家の榮辱なり。故に、國民たるものは國旗を擁護すると共に、大いに其の國旗の光威を輝かさんことを心掛けざるべからず。



門柱に國旗を掲ぐる

一、我が日章の國旗は、我が大日本帝國の代表物にして、我が國體、國風及び國民の精神、理想等を含有せざるものなれば、此の日章の國旗を敬重、愛護し、其の尊嚴を保ち、其の神聖を汚さざる様に常に注意を拂ふは、我が國民たる者の當に盡くすべき義務なり。  
一、國旗に對する國民の觀念の深さは、其の國民が愛國

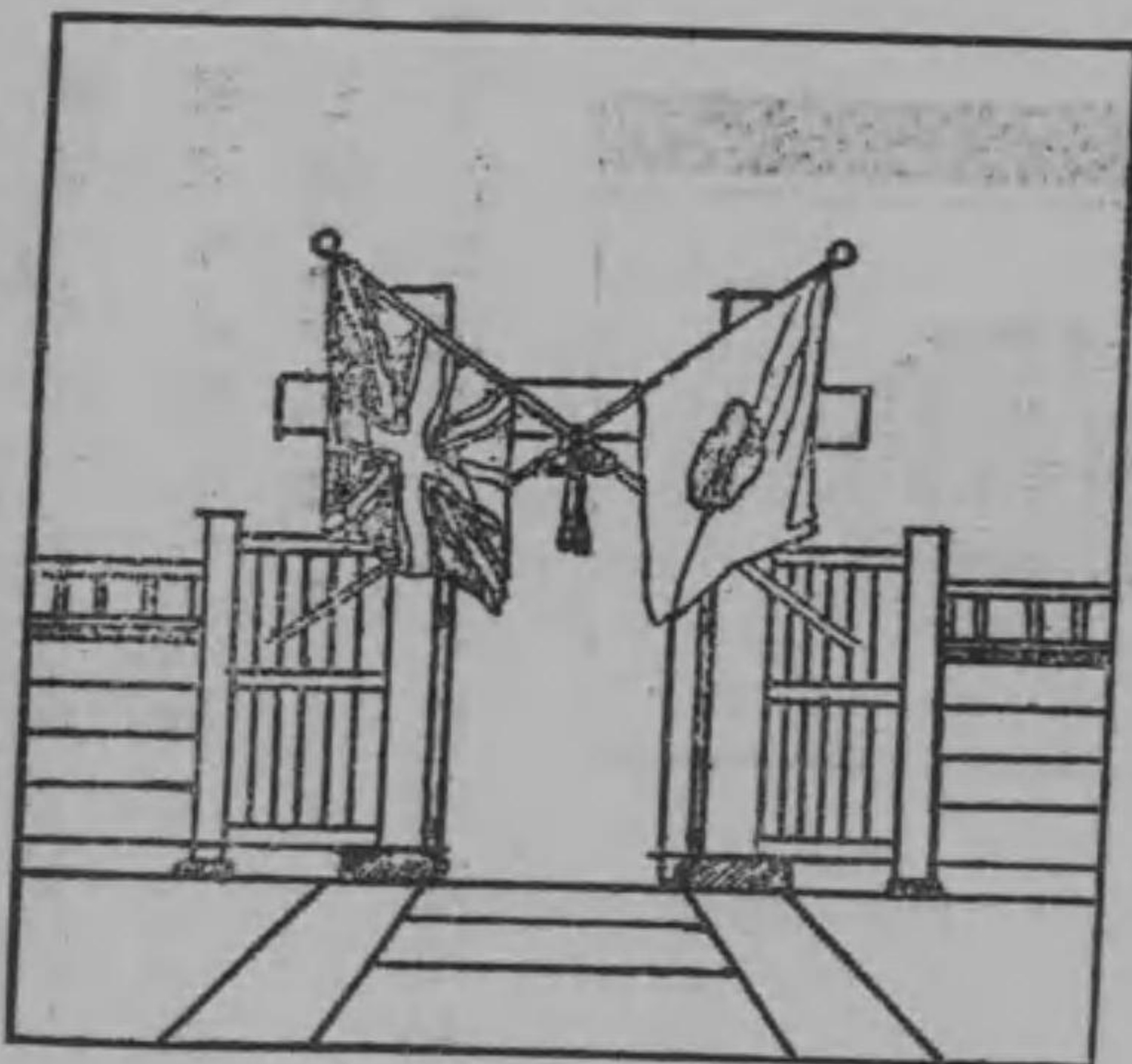
我が國旗は明治三年正月二十七日初めて制定せられたるものなり。

我が國旗を掲揚すべき場合。

我が國旗と外國の國旗と交叉する場合の形式。

心の深さを證明するに足るものなり。則ち國旗に對する觀念と愛國心とは相離るべからざるものにして、其の名を異にして、其の實を同じくするものと云ふべきなり。

一、國旗は國家の祝祭日、記念日等に掲ぐべきものにして、國民の忠君愛國の觀念は各家の軒頭に掲ぐる國旗に顯はるるなり。  
一、我が國旗は、明治三年正月二十七日始めて制定せられたるものにして、日



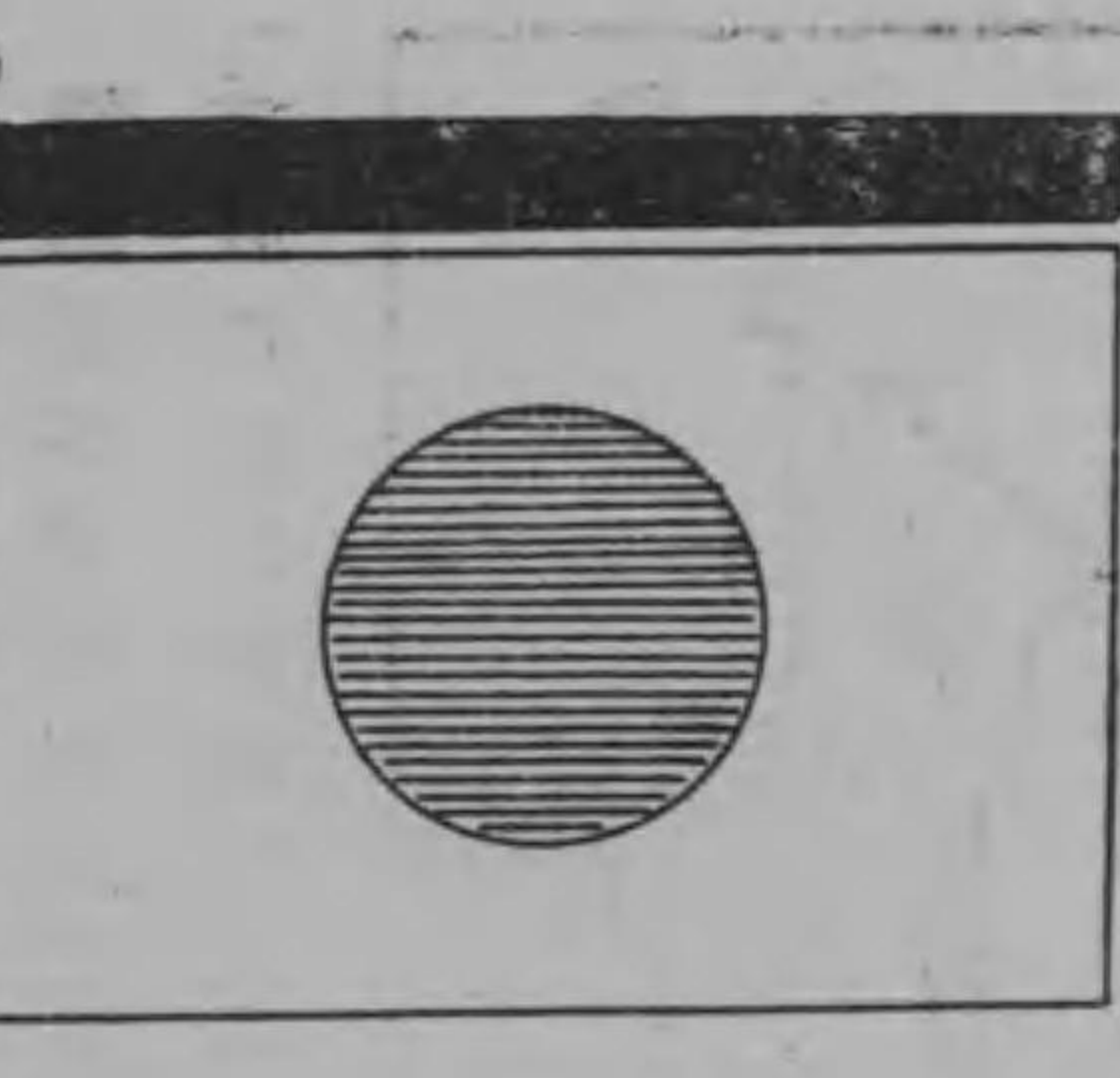
我が國旗と外國の國旗と交叉したる

象を其の徽章と定められたるものにして、日若しくは皇室國家に關する祝祭ありたる時、其の内國にあると外國にあるとを問はず、一定の方式に依りて國旗を掲揚し、以つて慶弔の意を表すべきなり。  
一、我が國旗を外國の國旗と交叉する場合は、門外より見たる右方(即ち



弔意を表する爲めに掲ぐる時の國旗。

旗竿の本は左方に我が國旗を掲ぐべし。例へば我が國旗と英國國旗とを交叉する場合は、門内より見たる左方に我が國旗を掲げ、右方に英國國旗を掲ぐるが如し。



弔の旗の圖

一、弔意を表する爲めに國旗を掲ぐる場合には、旗竿の上部に國旗の幅と同色の黒色の布片を附し、竿球も黒布を以つて之れを覆ふべし。例へば大喪期中國旗を掲揚する場合は、竿球は黒布を以つて之れを覆ひ、且つ旗竿の上部に國旗の幅と同色の黒布を附するが如し。又同一の場合に半旗として國旗を旗竿の三分の一位下げて掲ぐることあり。

一、我が國の國旗は、前に述べたるが如く、祝祭日等に用ふるの外、諸外國にある我が大使館、公使館、領事館に於いては、常に高く竿頭に掲げて我が國を代表し、又海外に航海する船艦は、船首に之れを掲げて、我が國の船艦なることを知らしむるを方式となす。

我が國旗のみを交叉するは意味なし。

我が國旗を普く軒頭に掲揚するに至りし濫觴。

明治五年三月二十八日東京府知事、同日に依り、祝日に祭日には人民一般に國旗を掲ぐべきことを令せられたり。

一、國旗を門前、軒頭等に掲揚する際、外國の國旗と同時に掲揚する時は、交叉するを正式とす。ざるを我が國の國旗のみを交叉するは無意味なり。  
一、我が國の國旗を二箇同時に掲揚する場合は、交叉せずして門の左右に並ぶ様にするを可とす。

一、我が國に於いて普く國旗を軒頭、門前等に掲揚するに至りし濫觴は、明治五年なり。左の記事は當時の状況を知らしむるに依れば、茲に掲ぐ。

明治五年の頃、やありけむ、おのれ、アメリカ合衆國より歸りて、間もなき頃とは覺えたり。祝日の前日にあたる日、ある司に出でて、四五人の同僚とその事どもなど語りけるついでに、おのれ、彼の國にて見及びたる様に、國旗を戸毎に掲げたらむには、賑はしくてよかりなん。といへば、それよかるべし。といふまで、「如何にせば、其のならばしにるべきぞ」と問はるるより、これに答へて、「これらの事は、公より申し付くべき事にもあらねば、我れ我れこの旗を作り、門に掲げおく時は、餘の人、これに倣ふべし。」と、いひけるに、その座に居合はせたる人、然らば、明日は、その言の如くすべし。とて、別かれぬ。おのれも、家に歸り、麻の布片に、朱もて、日の丸を畫きて掲げたるに、見習ふ人多くなりて、幾程もなくおしなべて用ふる事となりしのみならず、今は、國旗を賣る店さへある様になりぬ。おのれ年頃、人に益ありと思ふ事を勧めつる事も数々なりしが、聞く人もなき程なるに、さばかりは思はて、國旗を用ふる事を勧めしに、何程の勞もなくて、おしな



國旗の歌。

聯隊旗に對する心得。

べてのならはしとなれるは、われながら、不思議に堪へざるなり。

(男爵細川潤次郎氏の文による)

- 一、天津日影のくれなるを、わが大君のくもりなき、
  - 二、よその國まで輝ける、わが日の本の國民は、
- そめいだしたる此の旗は、御代の光をうつすなり。この日の丸の旗見ても、やまと魂みがくべし。(阪 正臣氏)

第二節 聯隊旗に對する心得

一、軍旗は大元帥陛下より聯隊に賜りたるものにて、聯隊の精神とも云ふべきものなり。故に軍人たるものは、之れを愛護尊敬するは勿論、國民たるものも亦、齊しく愛護尊敬せざるべからざるものなり。

一、我が國にて軍旗を制定せられたるは、實に明治三年なり。此の軍旗は國旗と同じく日章を徽章となして、日章の周圍に十六條の光線を射出せしめ、其の三方に紫色の總を著け、紫色の緒と乳革鑽とにて旗竿に附屬せるなり。

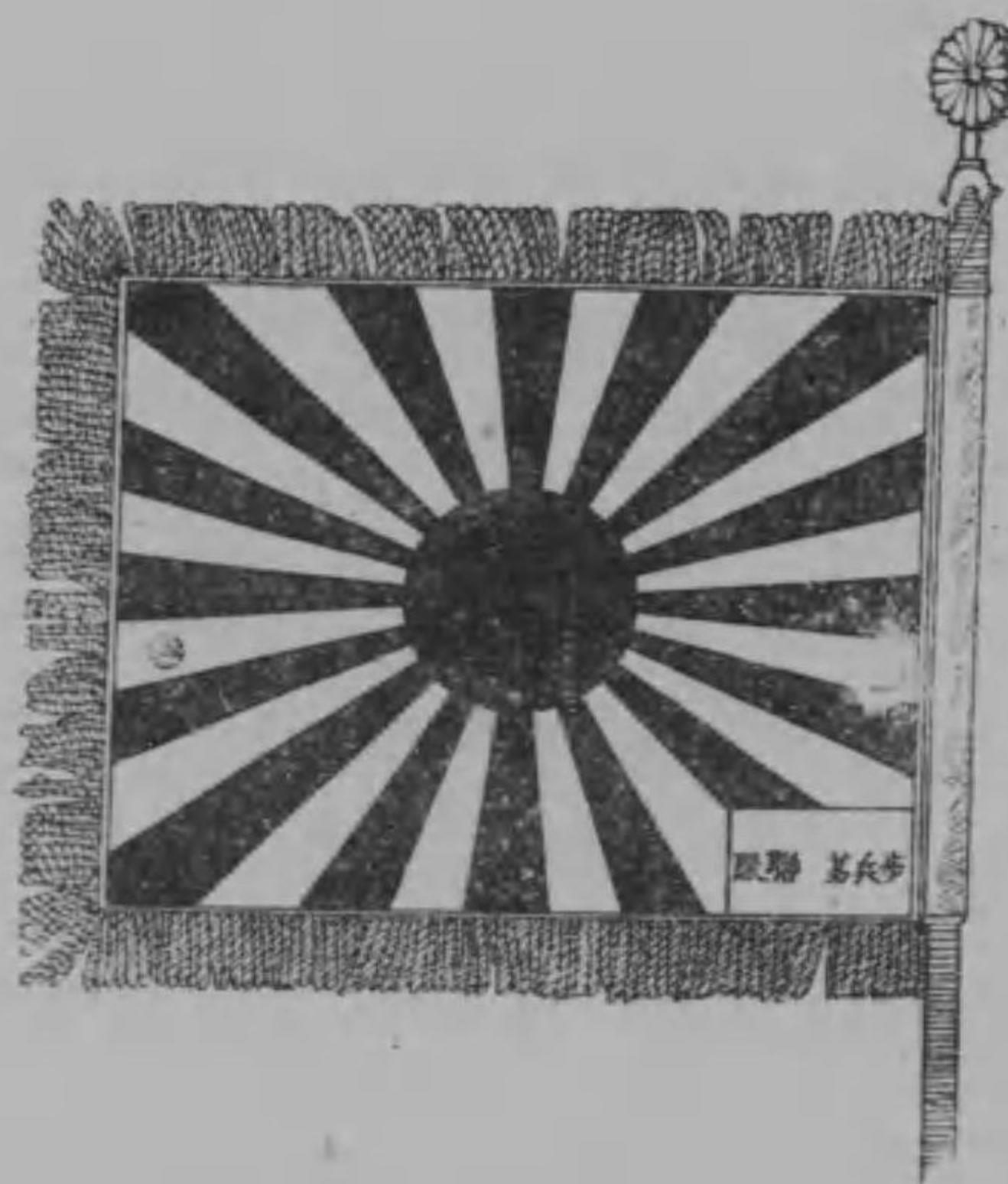
一、我が國にて始めて軍隊に軍旗を賜はりたるは明治七年十二月二日にして、極めて嚴なる式を擧げさせ給ひて、近衛歩兵第一聯隊、同第二聯隊に賜

歩兵聯隊旗の寸法。

陸軍旗章を制定せらるるは、明治三年に於て、兵聯隊に於て、初めて軍旗を賜はるるは、明治七年二月なり。

ひしなり。

一、軍旗は聯隊の精神の宿るものなるが故に、之れを守護するに最も鄭重を盡くし、苟も不敬無禮に亘る事あるべからず。軍隊にては常に、一名の古參



歩兵聯隊旗の圖

- 一、旗の長二尺六寸四分、幅三尺三寸八分。隊號を記する所のあき、長七寸幅。
- 二、周圍は金モール、表裏二枚を合す。
- 三、縁の總は紫色の絹糸。(後備隊軍旗は赤色)
- 四、乳は旗地と同じ絹にして、別に革製の鑽あり。
- 五、竿冠は三面の菊花章にして、金色なり。
- 六、竿と冠とは銜にて留む。此の銜には表に駐座あり、裏は鑽に成形す。
- 七、此の鑽と旗の革鑽とを紫色の絹紐にて結着し、旗の位置を定む。
- 八、竿はせんだん巻を施し、黒色に塗る。
- 九、竿の下端には石づきあり。
- 十、軍旗の上覆は黒羅紗の袋なり。

少尉と旗護下士二名、上等兵三名とにて之れを護衛するなり。

一、軍旗は聯隊の視聽を一點に纏めて、其の精神を主宰する軍神とも云ふべきものなり。故に軍旗は又實に聯隊の精神にして、聯隊の行動は一つに此



歩兵・騎兵及び後備歩兵の三種の聯隊旗。

騎兵聯隊旗は、明治三十一年十二月、初めに騎兵聯隊に下賜せられた。後備歩兵聯隊は、明治二十七年九月、初めに後備歩兵聯隊に下賜せられた。

軍旗は聯隊の精神なり。

の軍旗の支配にかかると。

一、我が國軍旗の尊嚴なること、他の國に比すべきものなし。故に我が軍隊は、常に死を以つて之れを愛護し、其の尊嚴を汚瀆せざるのみならず、益、其名譽を發揚せん事を圖りつつあり。目下我が國の聯隊旗には歩兵聯隊旗、騎兵聯隊旗、後備歩兵聯隊旗の三種あり。

一、我が國外國と戦端を啓くに當りては、我が軍隊は何時も此の軍旗の下に勇戦奮闘して、軍旗の尊嚴を保ち、其の名譽を發揚せざることをなし。是れ我が軍旗の神聖なる所以にして、大いに世界に誇る所なり。

一、軍旗は聯隊の精神、名譽の標章なり。とナポレオンの言ひしは、實に至言にして、此の軍旗の下に活動せる將校兵卒は、恰かも聯隊の手足耳目の如し。軍旗は又其の聯隊の戦功を語る歴史にして、聯隊の武威を表はす標章なり。

一、軍旗は軍隊の主宰にして、大元帥陛下の御身代りとも云ふべきものなり。然れば、軍旗中隊の軍旗を護衛する間は、其中隊は大元帥陛下と軍旗とに敬禮する外は、何人に對しても敬禮せざるなり。以つて軍旗が如何に尊

軍隊の軍旗に對する敬禮法。

嚴なるかを知るべきなり。

一、軍旗は其の聯隊の精神なれば、之れに對する敬禮法は極めて嚴格なり。彼の劉曉たる喇叭に、足曳の譜を吹奏して、軍旗が聯隊の中央に植立する時

は、數千の兵士忽ちに襟を正し、捧銃の敬禮をなし、全軍の肅肅たること、恰かも大元帥陛下の御前に立てるが如し。

一、我が國の聯隊は、聯隊旗を授與せらるるを待ちて、始めて成立するものにして、軍隊は聯隊旗なくては活動すること能はず。故に始めて聯隊の編成せらるるや、極めて嚴かなる式を行はせられて、聯隊旗を其の聯隊長に授け賜ふなり。其の式の嚴肅なること、之れに比すべきものなし。



途上聯隊旗通過の途に敬意を表す圖

一、軍旗の通過に出逢ふ時は、道側に避け、謹みて敬禮を爲すべし。但し、上覆あ

軍旗の通過に出逢ふ時は謹

聯隊は軍旗を親授せられて、始めて成立するなり。



みて敬意を表すべし。

観兵式及び兵營を拜観する時の心得。

る場合は、此の限りにあらず。  
観兵式及び兵營拜観の注意  
一、観兵式分列式等を拜観する許可を得たる時は、相當の服装をなし、女子は白襟紋附を着し、男子はフロックコート、學校職員及び學生等は規定の制服を着するを禮とす。係員の指圖に従ひ、一定の場所に整列して、靜肅に拜観すべし。

一、兵營を參觀する時は、敬意を缺かざる相當の服装をなすべし。而して其の營内に入る時は、案内士官の指導に従ひ、靜肅に參觀すべし。殊に軍隊の教練等を參觀する時は、威儀を正すべし。

一、兵營參觀中、聯隊旗の通過に逢ふ時は、容儀を正し、謹みて敬意を表すべし。  
一、兵營參觀中、御眞影室の前を通過する時は、停留して容儀を正し、謹みて敬意を表し奉るべし。

參觀終りて辭し去る時の心得。

一、兵營の參觀を終り、辭し去らんとする時は、聯隊長を始め案内指導せられたる士官に對し、丁寧なる挨拶をなし、其の厚意を謝すべし。

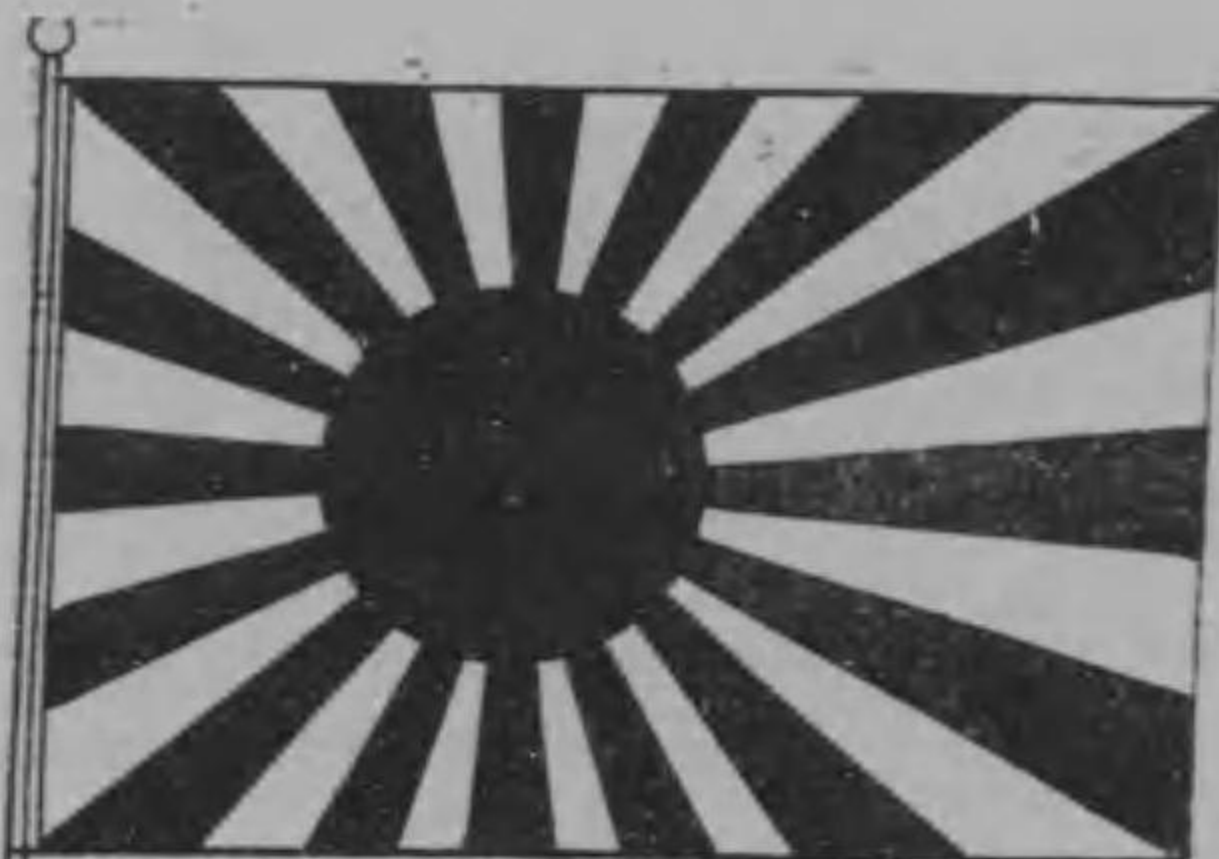
第三節 軍艦旗に對する心得

軍艦旗に對する心得。

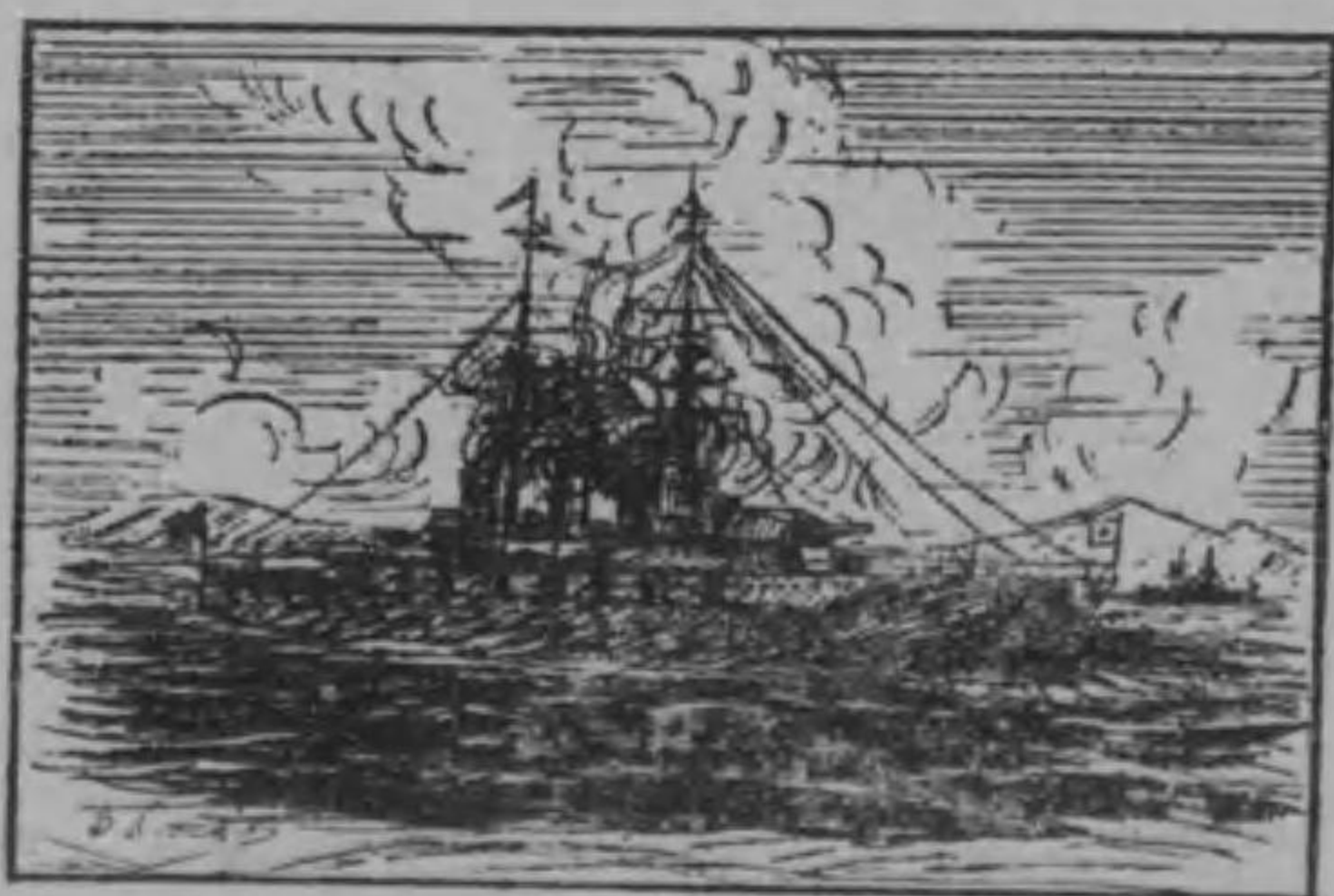
軍艦は艦首に國旗を掲げ、艦尾に軍艦旗を掲ぐるなり。

軍艦旗の寸法。

一、軍艦は艦首に國旗を掲げ、艦尾に軍艦旗を掲ぐるものにして、軍艦旗は、軍艦の淀泊中は午前八時より掲揚して日没に至りて降下す。此の掲揚降下の際には、天皇禮式の喇叭を吹奏し、艦員一同敬禮を爲すなり。是れ即ち軍艦旗に對する心得。



軍艦旗の寸法  
地色 白  
日章及び光線 紅  
横 日章中心  
縦の一分二  
一、旗面の中心より風上の方に偏すること  
縦の六分一  
日章徑 縦の二分一  
光線幅 十一度四分一  
光線間隔 十一度四分一  
（海軍旗章令に依る。）



軍艦に國旗と軍艦旗を掲げたる圖

艦旗に對する愛護・尊敬の意を表するものにして、此の軍艦旗の下には死を以つて君國を護るの觀念を涵養するにあり。又航海中は夜間と廣き海洋航海中とは軍艦旗を掲揚せざるを普通の例とす。



一定時に於いて軍艦旗を掲揚及び降下する時は、番兵は捧銃をなし、君が代の喇叭(一回)を吹奏し、軍樂隊ある時は該隊軍樂譜を奏す。甲板にある者は之れに向かつて敬禮を行ふなり。故に國民も此の軍艦旗に對しては、愛護尊敬の意を表せざるべからざるなり。

軍艦の禮砲。

一、軍艦製造後初めて軍艦旗を掲揚する時は、總員前の如く敬禮を行ふなり。  
一、船舶燈臺等より軍艦に對し、旗章を降下して敬禮を行ふ時は、軍艦にては軍艦旗を半ば降下して答禮を行ふなり。  
一、軍艦の禮砲は、最上の禮式にして敬意を表する爲めに發するものなり。其の發砲の際は、艦員は服裝を正し、艦船も亦容儀を整へ、外見上如何にも禮儀正しき姿勢を作り、然して後、大砲を放つなり。而して、毎發間の間隔は殊に齊整にして、音の大きさも同一にするなり。而して其の數は二十一發なり。其他特別の大禮ある時には、分時砲を發す。是れは一分毎に發砲して六十發を發するなり。

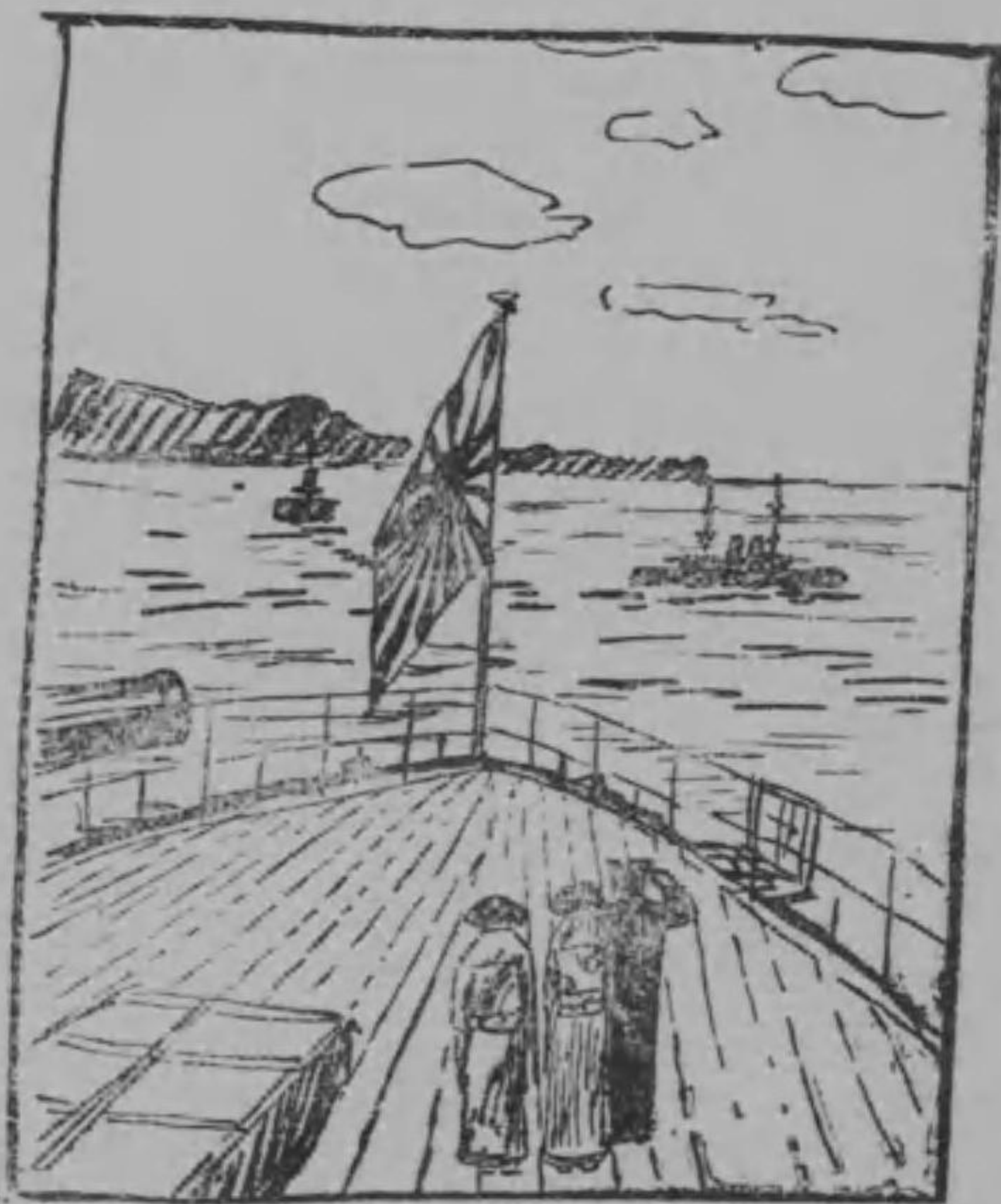
滿艦飾。

一、天長節、紀元節には諸軍艦齊しく滿艦飾をなす。滿艦飾は軍艦淀泊中に行ふものにして、各橋頭を亘り、艦首より艦尾に旗旒を列揚し、大橋頂には軍

軍艦旗は軍艦の精神なり。

軍艦に於いて軍艦旗に對する敬禮法。

軍艦及び觀艦式を拜觀する時の心得。



軍艦上にて軍艦旗に對し敬意を表する圖

艦旗を掲ぐるなり。但し外國の爲めにする時は、大橋頂の軍艦旗を其の國の旗章に代ふ。

一、軍艦旗は、陸軍の聯隊旗と同じく、軍艦の精神なれば、此の軍艦旗に對する時は、謹みて敬意を表せざるべからず。

軍艦及び觀艦式拜

觀の心得

一、軍艦及び觀艦式を拜觀する許可を得たる時は、相當の服裝、女子は、白襟紋付等を着し、男子は、フロックコート、學校職員及び學生等は、其の規定の制服を着するを禮とす。をなすべし。而して本艦に着したる時は、士官の案内に依り、其の指導に従ひ、靜肅に拜觀すべし。

一、觀艦式を拜觀する時は、其の海上にあると陸上にあるとを問はず、總べて係官の指圖に従ふべし。



拜觀を終りて  
辭し去る時の  
心得。

服裝に關する  
心得。

一發の心得。

服裝は人の標  
識なり。

衣服の體裁と  
色合とを忽に  
すべからず。

服裝は年齢・  
身分・境遇等  
を考へて適當  
のものを用ふ  
べし。

- 一、軍艦拜觀中、軍艦旗を掲揚せらるる時は、特に容儀を正し、其の方向に向かひ、謹みて敬意を表すべし。
- 一、軍艦拜觀中、御眞影室の前を通過する時は、停留して容儀を正し、謹みて敬意を表し奉るべし。

- 一、軍艦の拜觀終りて、辭し去らんとする時は、艦長を始め案内指導の勞を取られたる士官に對し、丁寧なる挨拶を述べて、其の厚意を謝すべし。

### 第十章 服裝に關する心得

#### 第一節 服裝に關する一般の心得

- 一、服裝は人の標識なり。往往之れが爲めに其の人物の如何をも推測せらるるものなれば、常に意を用ひて、其の整齊ならんことを期せざるべからず。
- 一、衣服の體裁は、其の人の知識と才能とを表はし、其の色合は氣質と性情とを表はすものなりと云へば、服裝上此れ等の注意を忽にすべからず。
- 一、服裝は其の容儀を整へ品位を保つ上に大切なるものなれば、自身の年齢・身分・境遇等を考へ、適當なるものを用ふべし。

服裝は質素・  
清潔にして且  
つ身分相當の  
上品なるを着  
用すべし。

衣服と品位と  
は其の關係相  
離るべからざ  
るものなり。

衣服は常に取  
り亂さざるや  
うに着用すべ  
し。

衣服着用上の  
心得。

訪問の場合に  
は相當の服裝  
を着用すべ  
し。

學生時代は學  
校にて規定せ  
られたる制服  
を着用すべ  
し。服裝は定式  
の時様に倣ふべ  
し。

- 一、服裝の華美に過ぎたると裝飾品の多きとは、却つて野鄙の態を表示するものなれば、常に質素清潔を旨とし、身分相應にして、上品なるものを着用すべし。

- 一、人の威儀は美麗なる衣服にあらずして、高尚なる品位にあり。されど衣服と品位とは相伴ひて、初めて眞の威儀を備ふるを得るものなることを忘るべからず。

- 一、衣服の着用法如何は、其の人の品位に關すること大なるものなれば、家の内外を問はず、常に服裝を取り亂さざるやうにすべし。衣服は其の地質模様・色合等如何に上品なりとも、着用法宜しきを得ざる時は、見苦しくして、其の性質下劣に見ゆべし。

- 一、慶弔の儀式、其の他訪問等の場合には、相當の服裝を爲すべし。即ち慶事には優美を旨とし、凶事には地味にして黒味を帯びたるものを用ふべし。
- 一、學生時代は、其の通學する學校に於いて規定せられたる制服を着用すべし。

- 一、服裝はつとめて奇異を避け、定式の時様に倣ふべし。猥りに伊達者又は賤



禮服。

業婦人の使用せる新様を模擬する等のことあるべからず。

第二節 禮服

一、現今女子の禮服として公に規定公認せられたるものは、和服は袴袴洋服はマント、ドール、ローブ、デ、コルテ、ナリ。(故に宮中に參内等の場合には、この種の禮服を着用せざるべからず。)

○和服

公に定められたる和服の禮  
装標準。  
袴袴服制の制  
定。  
別。服制二種の區

一、從來慣用せる公式和服禮裝即ち袴袴は、最初明治十七年九月十七日に勅任官婦人服制を、同十一月一日に勅任官婦人服制中禮服用方を、同十一月十五日に奏任官婦人制服を、宮内省達を以つて定められたるが、更に大正四年七月二十四日皇室令第八號を以つて、婦人にして宮中に參入する者の袴袴の制を制定公布せられたり、同令は即ち宮中席次第三階以上即ち大勳位、親任官、貴衆兩院議長、公爵、從一位、勳一等、旭日桐花大綬章、功一級、親任官待遇、公爵、從一位、勳一等、桐花大綬章、瑞寶章、高等官一等、麝香間祇候、侯爵、正二位、高等官二等、功二級、錦鷄間祇候、勅任待遇、伯子男爵、勳二等以下、勳三等、從二位以下、從四位以上の一級勅任取扱以上の者と、宮中席次第四階以下、即ち貴衆兩院議員、高等官三等以下、奏任官、勳四等以下、勳八等、正五

袴袴の禮服。

位以下、從八位以上の者との二様に制定したるものにて、宮中席次第三階以上の者、婦人並びに第三階以上の者の妻の服制は、左表の如し。

禮服

袴袴

地質は唐織とし、夏は紗二重織とす。文様は鳳凰、小葵フタアキに三重櫻、深紫に雲鶴を除くの外、適宜とす。色目は黃櫨染、黃丹、忌色、即ち橡色、鈍色、柑子色、萱草色を除くの外、適宜とす。

本文地文の鳳凰以下各紋、及び、色目は黃櫨染、黃丹色は、兩陛下、皇太子殿下の御禮服に御用ひあらせらるるを以つて避け、又橡色以下の各色は喪服に用ふる色を避けて、制定せられたるならんと察せらる。

單 地質は固地綾織とし、文様は千劍菱とし、色目は黃櫨染、黃丹、忌色を除く外、適宜とす。

服 地質は白練絹とし、夏は晒布とす。

袴 地質は精好とし、色目は緋とし、切袴とす。

髮 垂髻、但し前髪を取る。仕様は適宜とす。

扇 檜扇。

履 袴と同色の絹を用ふ。



桂袴の通常禮服

通常服

袴 文様色目は禮服に同じ。但し、地質を縞珍緞子の類とし、夏は紗とす。  
服 地質は白羽二重とし、夏は晒布とす。  
袴 地は精巧、色は緋。



桂袴の禮装を着用したる圖

此の服制は大正四年十一月今上天皇陛下御即位の御大禮に際して、初めて

髪 垂髻トキサケ但し、前髪を取る。仕様は適宜とす。

扇 ボンボリ。

履 袴と同色。但し、地質は適宜とす。

宮中席次第三階以下の者(婦人)及び第三階以下の妻並びに同相當官(婦人)及び同相當官の妻の服制は、勅任官以上の通常服の制と同様なり。

實施適用せられたり。

普通和服の禮服

一、普通に用ふる和服婦人の禮服は白襟紋附(紋は五ツ)を正式とし、三紋一紋は略式なり。帯は丸帯なり。而して其の上着には模様物と無地物とあり。

一、模様物は總模様中模様腰模様裾模様袂模様枕模様等あり。

一、腰模様は年若くして振袖を着用する位の人多く之れを用ふ。

一、裾模様及び袂模様は年齢の如何に係はらず、鄭重なる儀式の時之れを用ふ。

一、無地紋附は、一般に模様物に比

普通和服の禮服。普通に用ふる和服の通常禮服は白襟紋附・丸帯なり。

模様物の種類。腰模様。白襟・紋附。



白襟紋附を着たしる圖(其一)



無地紋附。

喪服用の心得。



白襟紋附を着るたし其の二

すれば、略したる場合に於いて用ふるを例とす。但し落飾の人は如何なる  
鄭重の式に於いても、模様物を用ふることなし。  
一、普通の喪服は無地黒色の紋附、白の下着を用ひ、帯も黒地を用ふ。されど、従來の習慣により白無垢を用ふる  
こともあり。

普通の禮服用ふる地質。



喪服用をたし其の圖

種類甚だ多けれども、時時の流行によりて變化あれば、其の中につき、自身  
一、禮服に用ふる地質は、縮緬、羽二重、斜子、綸子、綾、紹縮、緬、麻等にして、其の

帶の地質・紋形等。

帶揚・帶止。

禮服の時の襦袢。

學校以外に於いて禮服を着る場合に、婦人の袴は略式なり。

羽織を白襟・紋附・丸帯を着ふる場合は略式なり。  
洋服。

に適當するものを選ぶを可とす。

一、帯は、錦緞子、朱珍、博多織等種種の質あれども、時勢によりて多少の變化あるを免かれず。而して、禮服の時には、地質の硬さ丸帯を用ふ。其の色合・紋樣等は衣服との調和をも考へ、上品なるものを選ぶべし。  
一、帶揚は帶及び衣服との關係に應じて、地質・色合・紋樣等、總べて上品なるものを選ぶべし。帶止も同様なり。

一、禮服の時着用する襦袢は、襟袖等は勿論、全體白き長襦袢を用ふるを普通とす。又小紋の下着を着する時は、多く色物を用ふ。

一、普通に用ふる女子の禮服即ち白襟紋附の場合に於いて、袴を着用することあり。こは學校教員・生徒等に制服として、特別に規定せられたるものを、當該學校に限りて用ふるは格別なれども、一般より云へば略式なり。

一、平日に於いては女子に羽織を用ふること多けれども、禮服を着用する場合は、羽織を用ひざるを普通の例とす。但し落飾の人は、禮服の上に無地紋附の羽織或は被布を用ふることあるも、違式となさざることあり。

○洋服



婦人洋服の種類

禮服の種類

大禮服

マントドク  
ル着用の心得

チュール  
ツレイン

一、婦人の洋服には、禮服と通常服とあり。

禮服

一、禮服には大禮服、中禮服、小禮服、略禮服等あり。時と場合によりて、其の用

ひ方を異にせり。

一、大禮服は、マントドク  
ルとロブデコルテ  
(夜會服)なり。

一、マントドク  
ルは宮中  
に於ける大禮の時に用  
ふる大禮服にして、其の  
様式に於いて、袖の極め  
て短く、僅かに五六寸位、



マントドクル着用用の圖

胸廣く開き、手袋と裾の長き點は、ロブデコルテと全然同一なり。其の  
異なる所は、頭よりチュールをかけ、肩或は背部よりツレイン(裳)をかけて、  
長く曳くことなり。(場合によりては、チュールを略して、かけざることもあり。)

高貴の御方の  
御裳持者

ロブデコル  
テ着用の心得

皇后陛下の御  
裳の捧持者は  
四名にして、  
親王殿下、  
殿下の妃殿、  
殿下の御裳持  
者は二名なり。

一、ツレインは、身分の高下によりて、其の長さを異にす。高貴の御方は、最も  
長し。故に宮中に於いて、新年拜賀

ロブデコルテ着用用の圖



式の際、長くも高貴の御方の御裳を、學  
習院生徒中より、學力優秀品行方正の  
者を選抜して捧持せしめらるるなり。

一、マントドク  
ルは宮中に大禮を行は  
せらるる時、參内拜賀する場合に限り  
て用ふる特別の大禮服なり。されば、亞  
米利加合衆國、佛蘭西國等の如き、共和



マントドクルの後姿



政體の國に於いては、宮中拜賀等の儀式なきを以つて、此の服を用ふる必要なしと云ふ。

マントドク  
ル着用の場合  
に於いては頭  
髪に於いては  
其の他の粧飾  
の心得。

一、マントドクイル着用の場合に於いては、頭髪は寶玉羽毛造花等を以つて飾り、首飾腕輪指輪等は、適宜に之れを用ひ、必ず扇を携ふべきものとす。



マントドクイルの着用

マントドク  
イル着用の  
場合の心得。

一、ロイブデモン  
イルに次ぐ大禮服にして、此の服  
は胸を開け袖を短くし、手袋の長  
きを用ひ、裾を長くすると、マン  
トドクイルと同一なり、此の服の

中禮服。

ロイブデモン  
タント着用  
の心得。

マントドクイルと異なるは唯チュイルとツレインをつけざるにあり。  
一、マントドクイルとロイブデモンテイ着用の場合に於ける靴は、衣裳と同色の絹地にて製したるものを用ふるを普通の例とす。  
一、中禮服はロイブデモンタントなり、此の服の胸は、少しく開けたるもあり、開かざるもあり、袖は普通のより稍短く、ロイブデモンテイの袖に比すれば、殆んど倍程も長し、裾は普通服より長し、而して、此の服を着用する時は、

ウエールをか  
くる場合。

訪問服用の  
心得。

帽を被り、時によりてはウエールをかくるなり、靴は同色の絹に限らず、黒色の革靴を用ふるも差支なし、又扇は必ず携ふべきものとす。



訪問服用の心得

通常服

一、ロイブデモンタントは晝間の禮服にして、晝間に行ふ普通の儀式には、大概此服を用ひ、又晚餐會等の場合にも此服を着用するなり。

通常服。

ヴィジチング  
ドレス着用  
の心得。

訪問服用  
の心得。

靴。

小禮服。

略禮服。

一、婦人洋装の通常服は、ヴィジチングドレス(訪問服)を用ふること最も多し、此の服は訪問の際に多く用ふるを以つて、訪問服の名あり。  
一、ヴィジチングドレスは、胸は閉ぢ、袖は長くして、裾は短さを普通とす。時として殆んどロイブデモンタントと同一位の長さ裾のが流行することあり、此の服には必ず帽を用ふるものとす。

一、ヴィジチングドレスは、儀式の場合の外、小禮服略禮服に用ひ、多くの場合に着用するも差支なき、極めて用途の廣き調法なる服なり、而して、此の服の地質等につきては、一定の規定なければ、各自の嗜好に従ふべし。



婚禮服と喪服

手袋

靴下

靴と靴下

晝間の訪問及び晩餐會・夜會

一、禮服の洋装は、其の地質は絹布を以つて製するを普通とす。且つ此れ等の服装を着する時は、必ず扇子を携へ、革製白色の手套を用ふるを禮とす。

一、婚禮服及び喪服は、其の特別の場合にのみ用ふるものに限る。婚禮服は白色にして、喪服は黒色なり。喪服の事は第八章皇室に對し奉る心得大喪期中服装心得の部に記せるが如し。

一、手袋は兩手に穿つか、或は右手のみ脱するものなり。左手の手袋は、食卓に就く時の外は如何なる場合にも之れを脱せざるを普通の例とす。

一、靴は、室の内外共によく磨きたるを用ふべし。而して室内に入る時は、泥除靴を脱する様に注意すべし。

一、靴と靴下とは黒色のものを普通とす。黒以外の色を用ふるときは靴下の色と靴の色とは成るべく同一又は似寄りたるものにて調和せしむること必要なり。洋服のときは靴下靴及び裳の切地の色は互に調和せしむるやうに注意すべし。此の二者が別別の色にして判然たる區別のつくは下品なり。

一、靴は晝の訪問には漆革を用ふ。晩餐會又は夜會の時などには、衣裳に多く

等の時の靴

和洋の禮裝標準  
上着

下着

肌着  
帶

袴

薄色を用ふるを以つて、靴も亦同色のものを用ふるを可とす。

○服装は男女各、其の様を異にす。而して女子は父兄、夫等を始め家族一同の衣服の調製及び整理、保存等に關しては責任を以つて之れを爲さねばならぬ。故に參考のため、男子服装の一二を左に掲ぐ。

男子の禮服

一、從來慣用し來たれる男子和服の禮裝の標準は次の如し。  
上着の冬物は黒無地五つ紋付。夏物は無地五つ紋付。



圖の服禮裝和



圖の服略上同

下着の冬物は白又は鼠色。夏物は白無地を正式とす。

但し、冬物には小紋形、更紗形及び縞物等を用ふるも妨げなし。

肌着は襦袢を用ふ。

帶は角帶を正式とす。但し、兵兒帶を用ふるも妨げなし。

袴は襦高袴を用ふるを正式とす。



羽織。  
足袋。

羽織は黒五つ紋付を正式とす。  
足袋は白。

注意

帯の結び方。  
袴の穿き方。

肌着の着方。

羽織の注意。

洋服禮装の標準。

袴。

上衣。

下衣。

ズボン。

劍。

シャツ及び  
釦カラー。

ネクタイ。

靴。



勅任文官の大禮服を着したる圖

- 一、帯は袴を着する時の外は、正しく後にて結び、決してグルグル巻にすべからず。
- 一、袴を穿く時は、左の足より先に穿くべし。而して、前を先に着け、後、紐を前にて正しく結び、前後不揃ならざる様に注意すべし。
- 一、肌着は常に清潔のものを用ふべし。汚れたものは衛生上害あるのみならず、其の威儀を失すること少なからず。
- 一、羽織は、襟の折返し、紐の結び方を正しくすべし。
- 一、現今實行せられつつある男子服装の標準は次の如し。

○大禮服

(形式は明治廿九年九月十八日發布宮内省達大禮服規定を参照するを要す。)

袴 官等其の他の格式に依りて異なり。

上衣 前に同じ。

下衣 前に同じ。

勅任文官の大禮服を着したる圖

ズボン 前に同じ。

劍 前に同じ。

シャツ 白色。(釦は白色)

カラー 立襟或は折襟。

襟飾 白色にて紐又は蝶形の分に限る。

靴。

外套。

手袋。

通常禮服即ち  
燕尾服。

帽子。

上衣。

チョッキ。

ズボン。

シャツ。

カラー。

ネクタイ。

手袋。

靴。

陸軍少將の正装したる圖



海軍少將の正服を着したる圖



燕尾服用の圖



靴 黒の護謨引。

外套 適宜。

手袋 光澤ある白色の皮製。

裳服として着用する時は、黒紗を上衣の左腕に纏ひ、劍の柄をも黒紗を以つて巻く。

○通常禮服

一、晚餐會・夜會其の他特種の場合に着用すべき通常禮服(燕尾服)は、上衣、袴を初め、其の附屬品等、次の如し。

袴 絹高帽。

上衣 無地黒絨。

チョッキ 色及び地質上衣に同じ。

ズボン 色及び地質上衣に同じ。

シャツ 白。(釦は白。)

カラー 立襟又は折襟。

襟飾 麻地白の蝶形若しくは一字結び。

手袋 光澤ある白の皮製。

靴 黒の護謨引。



靴下。

靴下 適宜。  
外套 適宜。

通常服即ちフ  
ロックスコート

○通常服

一 普通の儀式及び宴会等の場合に着用すべき通常服(フロックスコート)並びに其の他の附屬品等次の如し。

帽子 シルクハット 絹高帽。但し、場合に依り黒山高帽を代用することを得。

上衣 無地黒絨又は紺絨。

チヨツキ色及び地質は上衣に同じ。但し、夏季は白リンネル等を用ふるも妨げなし。

ズボン 目立たざる縞絨を用ふ。

シャツ 白(鈕は適宜)

カラー 立襟又は折襟。

襟ネクタイ 飾 適宜。但し、白を用ひず。

靴 黒革製。

手袋 茶色又は鼠色の革製。



圖の用着トーコクッロフ

靴下 適宜。

外套 適宜。

洋装喪服の注

一、凶事に於ける通常禮服の場合には胸及びカフスの鈕は黒を用ひ、通常服の場合には、シャツの胸及びカフス並びにネクタイ手袋は黒を用ふるなり。尙通常禮服及び通常服の場合には、黒紗を左腕に纏ひ、又黒紗を以つて帽の中帯を覆ふなど、相當の注意を爲すべし。

1. シャツ・カラー

手袋。

黒靴。

長靴。

靴と靴下。

平常服。

下着。

帯。

襦袢。

服装は何時に

第三節 平常服

- 一、シャツ・カラーは常に注意し、清潔にして雪白のものを着用すべし。又其の下シャツを現はす等のことあるべからず。
- 一、手袋は両手に穿つか、又は右手のみ脱して、左手の手袋は、之れを脱せざるを證とす。
- 一、黒靴は、室の内外共に磨きたるを用ふべく、又室内に入る時は、泥除靴を脱する様に注意すべし。
- 一、長靴は武官・警官等特別規定あるものの外、一般人に對しては、雨天靴なれば、式場其の他公會の席及び訪問等の際に用ふべきものにあらず。
- 一、靴と靴下とは黒色のものを普通とす。而して、靴下の色と靴の色とは成るべく同一又は似寄りたるものを用ふべし。

- 一、平常服は、儀式の場合を除く外、一般に用ふる服装にして、其の地質・紋形・柄等、年齢・身分・境遇等に應じて適當なる上品のものを選ぶべし。
- 一、下着は其の地質・紋形・色合等、上衣と調和するものを選ぶべし。
- 一、帯は片側物にても差支なし。帶揚等も調和の宜しきものを選ぶべし。
- 一、襦袢の半襟袖等は其の年齢に應じて色合・模様等を選ぶべし。
- 一、衣服は平素より汚垢を去り、破綻を繕ひ、何時にても人に面會の出来る様